

令和3年 第2回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

令和3年第2回小国町議会定例会会議録

(第1日)

1. 招集年月日 令和3年6月9日(水曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 会 令和3年6月9日 午前10時00分

1. 散 会 令和3年6月9日 午後 3時53分

1. 応招議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤木一也君 書記 中島こず恵君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教 育 長 麻生廣文君
総務課長 佐々木忠生君	教委事務局長 木下勇児君
政策課長 石原誠慈君	産業課長 秋吉陽三君
情報課長 村上弘雄君	税務会計課長 北里慎治君
建設課長 時松洋順君	町民課長 生田敬二君
教委事務局次長 久野由美君	総務課審議員 佐藤則和君
政策課審議員 田邊国昭君	産業課審議員 宮崎智幸君
情報課審議員 秋吉祥志君	税務会計課審議員 小野寿宏君
建設課審議員 小野昌伸君	町民課審議員 中島高宏君
町民課保育園長 清高德子君	町民課審議員 穴井徹君

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

5番 児玉智博君

7番 西田直美君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を6月9日から6月14日までの6日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 3. 6. 9)

議長（松崎俊一君） それでは改めまして、おはようございます。

ここのところ梅雨の中休みの感がありますが、引き続き豪雨、洪水には十分注意をしなければというふうに思っております。

また、コロナ禍の状況は皆様御承知のことですが、これまで通り個々の感染防止の取り組み、さらにはワクチン接種、それから接種後の地域振興、観光振興も見据えなければならないというふうに思っております。国県の動向も気になりますが小国町としてできることを模索して、この国難とも言える状況を何とか乗り切ることができればというふうに思っております。

また今年の豪雨災害の復旧も急がれるところです。

次にクールビズにつきまして、議員の皆様には議運長のほうから報告がありましたが、執行部につきましてクールビズについて環境省のほうは一定程度定着と見て期間等は定めないというふうになっております。暑い方はネクタイを取るなどの対応を個々にしていただきたいと思います。

それから、なお審議員に申し上げます。発言の際はマスクをとって発言をされるよう協力をお願いしたいと思います。

さて、令和3年第2回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用の中御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、最初に渡邊町長に御挨拶をいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さんおはようございます。

平素から大変お世話になります。

本日は、令和3年第2回小国町議会定例会の初日ということで本当に公私御多用の中にお集まりをいただきましてありがとうございます。今日から、御覧のとおりです。新しい執行部体制で議会に臨ませていただきたいというふうに思っております。より丁寧な説明、それから答弁にしっかりと努めてまいりたいというふうに考えております。

さて、まずは第一報を一昨日受けました。本当に喜ばしいことですが、小国高出身両方ですけれども、北里謙治さん、そして穴井善博さんが東京五輪代表、ホッケーの男子の部分で、選手としてそしてコーチとして、小国高出身の方が東京五輪代表に選ばれたということですが、なかなか厳しいニュースが多い中、小国町にとって非常に嬉しいニュースが飛び込んできました。私もすぐ電話をかけたり、懸垂幕の準備をさせていただいたりとしていたところです。ぜひとも、両名には頑張ってくださいなというふうに思います。このことは、行政報告でもさせていただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、小国町のワクチン接種の状況でございます。先日も全員協議会の時に、皆様方に御報告申し上げましたけれども、その時は16歳以上の方が対象でございましたけれども、

厚生労働省は対象年齢を拡大して12歳から15歳を対象とすることを決定いたしましたので、本町の接種対象者は、12歳以上の人口は、4月時点で6,327人ということでございましたので少し分母のほうも広がりました。

現在のところワクチンを接種した人数でございますけれども、2回接種済みですが医療従事者の方、少し増えて約130人。それから高齢者施設の入所の方、それから及び従事者の方がこちらにも2回接種済みでございますが約350人。そして、高齢者の75歳以上の方が480人。うち2回接種者された方が90人ということでございます。1回の接種者の合計が約960人、2回接種の合計の方が約570人というところで御報告をさせていただきます。人口に対する接種率では1回接種が15.2%、2回接種が9%ということになっております。町といたしましても、もちろん急ぐことも大事ですけれども、着実に安全に接種を進めたいというふうに考えております。

本日は、専決事項の案件それから条例補正。そして、行政報告までそれぞれの案件がございます。活発な御審議をお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。お世話になります。

議長（松崎俊一君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、令和3年第2回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議長（松崎俊一君） 本日の議事日程については、お手元に配付してありますとおりです。

議長（松崎俊一君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

5番、児玉智博君

7番、西田直美君

をお願いいたします。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る5月31日に議会運営委員会が開かれ、会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日6月9日から6月14日までの6日間といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月14日までの6日間と決定いたしました。

本会議は、本日と10日、11日に開くこととし、もし会期を待たずに議了したときは、そのときに閉会したいと思います。

議長（松崎俊一君） 日程第3、「諸般の報告」。

一部事務組合議会に関する事項の報告を行います。

小国町外一ヶ町公立病院組合議会議員及び阿蘇広域行政事務組合議会議員より、順次報告をお願いいたします。

4番（久野達也君） はい。4番、久野です。

それでは、私のほうから、小国町外一ヶ町公立病院組合の議会について御報告申し上げます。資料等がなく口頭での報告ですので、分かりづらい点もあるかもしれませんが御了承いただきたいと思います。

令和3年第1回小国町外一ヶ町公立病院組合定例会につきましては、3月25日、木曜日です。午後2時から老人保健施設の2階、大会議室で開催されました。

渡邊組合長、それから、南小国町の高橋副組合長、坂本院長、副委員長それから、各看護師等の管理職に当たる職員、事務局等の出席をいただいております。

なお、議会議員につきましては全員出席でございました。

まず第1号議案について若干説明させていただきたいと思います。

令和2年度、小国町外一ヶ町公立病院組合会計の補正予算ということで第2号が提案されました。これにつきましては、実はコロナ関連の予算でございまして、病院がコロナ対象の受入れ医療機関となっております。それに対しまして、国からの補助金等で1億1千700万円強の補助金の受入れを行っております。これが補正で増額補正となりました。なお、この中に一部インフルエンザ流行期の発熱外来体制確保これも含まれております。

また、この歳入に比例するのではないですけれど、やはり医療機関の受診者が減るということで、受診収入これらが減少しております。ここを補助金で操作するかたちになっております。補助金はいただいたというものの、医者、医療従事者等を含め大変な作業を行っております。実に感謝の言葉しかございません。今のほうがすみません第1号議案です。これにつきましては、全員賛成ということで可決されました。

次に、第2号議案です。令和3年度小国町外一ヶ町公立病院組合会計の当初予算です。これにつきましては、総額で御報告させていただきたいと思います。収益的収入及び支出ということで収益的ですので、病院運営の部分です。約16億6千900万円の予算となっております。うち、老人保健施設に係る部分が3億4千300万円程度です。

また併せて資本的支出、これにつきましては、設備等の整備ですので、収入と支出はありませんので、支出のほうで御報告させていただきます。資本的支出が5千660万円程度となっております。これに伴います、両町からの負担です。小国町、南小国町の負担については御報告させていただきます。繰出基準による一般会計繰出、これは一部事務組合の場合構成団体が3分の1が事業主、それから3分の1が構成団体となりますので、3分の1の構成団体が繰出基準に基づ

く繰出ということで小国町が約9千500万円。それから南小国町が約7千100万円という計上です。併せまして、公立病院の場合病床数に対して普通交付税が交付されます。普通交付税は、小国町が受け皿となっておりますので、この分はそのまま交付税措置として、公立病院のほうへ繰出します。これが、約8千800万円。ですから合わせまして小国町が約1億8千200万円程度の繰出しとなっております。

以上が主な部分です。これにつきましても、出席議員の賛成ということで、可決されております。

次に、日程で報告等々がございます。実は坂本院長が退職されました。令和2年度末をもって。それで新体制といたしまして、病院長にこれまでの副委員長でありました堀江先生、それから、病院事業管理者ということで片岡先生が就任されました。坂本院長退職ということで報告がありましたので、議員の中から提案がございまして、坂本院長につきましてはこれまでの貢献等を考慮し、ぜひ名誉院長という称号のもとに小国公立病院と今後も関わっていただきたいということで提案がございました。実際、坂本院長、毎週水曜日に来られておりますので、全員の議員の賛成もありました。それで事務局のほうに、照合不要の手續等について、お願いしたところでございます。

最後にもう1点報告がございまして、これにつきましては、実は公立病院で漏水事故がありました。漏水事故に対する報告です。一部議員の皆様も御存知の方もおられるかと思っておりますけれども、小国町上水道を使用しておりますして漏水が発生していたと。なかなかこのことに事務局自体が気づくのが遅れた部分もあります。それで大きくは報告の中を見ますと、平成29年度から少しずつ額が増額し始めまして、令和2年度の2月に漏水調査を行い修繕を行ったということです。これに係ますところは、実際、これ老健で起きているのですけれども、入所者数やデイサービス等でその年その年で人の利用者数によってお風呂と水洗便所と水の使用料は変わりますけれども、事務局としまして平均値を出すということで、あくまで事務局が出した平均値でいきますと約1千200万円弱の漏水損失が生じております。これにつきましては、関係者につきまして、組合長から口頭による注意ということで処分をしております。

以上の報告がございました。この議案2件、それから報告2件の日程で行われました。

以上です。

1番（時松昭弘君） 改めましておはようございます。

阿蘇広域行政事務組合を代表いたしまして、御報告を申し上げたいと思います。

去る、3月22日に議会が開催されました。今回は、南阿蘇村のほうで改選の選挙がございました。以前、今までは南阿蘇選出の方が議長をされておまして、当日の9時から全員協議会が開催をされまして、南小国町の井上議員が議長に選任され、副議長には高森町の本田議員というかたちで一応承認をされました。これからまた2年間、こういうかたちで議会のほうの体制で運

営されると思います。また当日10時から正副管理者出席のもとに議会が開催をされたわけでございます。当然渡邊町長、副管理者ということで御出席をいただきまして、一般会計の予算の計上がありました。その中で今回35億1千652万円というかたちで一般会計が承認をされました。この中身を見てみますと、衛生費、そして消防費、総務費といろいろな項目がありますけれども、この衛生費は全体で20億2千100万円ほどございます。また消防費におきましては、10億2千525万円というかたちで大変な金額で、両方合わせましても30億円以上の予算が衛生費、消防費のほうで予算を計上しております。残りの金額が総務費というかたちになりますが、この中には当然公債の返還等もございます。またこれとは別に特別会計が阿蘇みやま荘、そして、養護老人ホーム湯の里荘、2つの特別会計がございます。阿蘇みやま荘におきましては3億1千800万円ほど、養護老人ホーム湯の里荘につきましては1億7千969万円というかたちで予算が計上されました。これは、一般会計、特別会計とも賛成多数ということで、全会一致で可決をしております。

なお特別会計のほうになりますが、この特別会計の負担金というのは小国町のほうはありません。これは、構成市町村の中でやっておりますが、ただ、サービス収入それと介護給付収入、これが99.3%ほどは運営で賄われております。

それと、構成市町村の令和2年度の負担金の割合でございますが、全体の市町村で27億2千400万円という金額になっています。これもまたとりわけ小国町のほうが3億4千36万6千円、令和2年度に負担をしております。非常に構成市町村の中でも、小国のほうも負担の金額というのもこの割合が大きいわけですが、やはりこれはごみの量いわゆる衛生費あたりの20億の中にこういったお金の大半が含まれておりますので、やはり自分たちでこのごみの減量することによりましてこの負担率の割合の計算方法がありますがこれが減ってくるのではないかとというふうに思います。

ちなみに、今後やっぱり考えていくべき問題といたしましても、ごみの量を減らしていくということが非常に大事なことであります。

そこで、今回一般質問がございました。その中で当議会の穴見まち子議員のほうから、レジ袋の有料化に伴うごみを出される課題という問題と、有料化に伴うごみの量の変化があるかと。それと、残菜に対しての対策をどうしているのかというような質問もございました。非常に先ほどからの関連もございますけれども、やっぱり当然ごみの量を減らしていく努力が必要ではないかとというふうに考えられます。

それと今回また6月の下旬になりますけれども臨時議会がございまして、今、恐らくいろんな大きなまた予算があると思いますけれども、中のごみの焼却炉ですか、この改修がまた行われる予定になっています。それに伴いまして議会の中で承認ができれば、また次の議会あたりでも補正等がこの小国町のほうにも言うてくるのではないかとというふうに思いますので、そのときはどう

ぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、かいつまんで申し上げましたが、阿蘇広域行政事務組合からの議会報告とさせていただきます。

終わります。

議長（松崎俊一君） 両議員、御報告ありがとうございました。

議長（松崎俊一君） 日程第4、「承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第1号：小国町税条例等の一部を改正する条例について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の1ページをお願いいたします。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年6月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集2ページをお願いいたします。

専決第1号 専決処分書

小国町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

税務会計課長（北里慎治君） 失礼いたします。

資料といたしまして右肩に専1としてあります、小国町税条例等の一部を改正する条例であります。詳細につきましては、税務会計課資料（1）で説明させていただきます。

小国町税条例等の一部を改正する条例の概要であります。地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布され、一部を除き4月1日から施行されたことに伴い、小国町税条例等の一部についても所要の改正が必要となり、改正を行ったものであります。

主な改正内容といたしまして、税条例改正として、第36条の3の2第4項の改正であります。源泉徴収関係書類の電子申請に係る税務署長の承認の廃止により、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を不要とされたため、地方税法が改正され、それに合わせて条例も改正するものでございます。

給与所得者に、扶養親族申告書を提出しますが、その様式に住民税関係として16歳以下も記載するよう一本化されています。給与所得者は、税務署へ電子データで源泉徴収票を送付することが多くなっていますが、その電子データを送るために事前に税務署長の承認が必要でありましたが、今回の法改正でその承認が不要になりました。そのため所得税と一体化している住民税の扶養申告書の提出も、税務署長の承認は不要となったものであります。

次に、第81条の4の改正であります。地方税法451条第1項第2項の改正に合わせて改正するものであります。クリーンディーゼル車が非課税から2030年度ハイブリッド車やガソリン車と同じ扱いになりました。ガソリン車、ハイブリッド車は2020年度基準達成から2030年度基準60%から85%以上に変更されています。環境性能割は、消費税率の10%に引上げに伴いまして自動車取得税が廃止され、自動車税、軽自動車税のそれぞれに環境性能割が創設されております。環境性能割は、市町村税であるものの当分の間都道府県が賦課徴収することとなっています。

次に附則第12条の改正であります。令和3年度の固定資産税の評価替えに伴いまして、土地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の下落修正措置を含め、負担調整措置について現行の仕組みを延長するものでございます。その上で、新型コロナウイルス感染症により、社会経済活動や町民生活全般の取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ納税者の負担感に関する観点から、令和3年度に限り課税標準額が増加する土地について前年度令和2年度の課税標準に据え置く措置を講ずるものでございます。

次に、附則第15条の2の改正でございます。軽自動車税の環境性能割について、燃費性能のすぐれた自動車の普及を促進するために税率区分を見直すものでございます。また、環境性能割の税率を1%分軽減措置について令和3年3月31日までとなっていたものを、適用期限を9か月間延長し令和3年12月31日までに取得した軽自動車を対象とするものに変更するものでございます。

次に、附則第26条第2項の改正であります。新型コロナウイルス感染症に関する住宅借入金等特別控除の特例であります。住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲で個人住民税から控除するものであります。所得税において控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例措置の延長措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者について、新築は令和2年10月1日から令和3年9月31日までの契約。建売、中古、増改築は令和2年12月1日から令和3年11月31日までの契約で、令和4年末に入居される方を対象とするものであります。また、合計所得額1千万円以下のものについては、床面積40平方メートルから50平方メートルを対象とするものでございます。

その他、地方税法の改正に伴いまして必要な規定の整備、字句の改正、運用条項の改正を行うものでございます。

なお資料につきましては、新旧対照表を資料（２）として提出させていただいております。
御審議よろしくお願いたします。

議長（松崎俊一君） これより承認第３号について質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします
これより採決に入ります。

承認第３号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第１号：小国町税条例等の一部を改正する条例について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、承認第３号は原案のとおり承認されました。

議長（松崎俊一君） 日程第５、「議案第２３号 小国町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集３ページをお願いいたします。

議案第２３号 小国町税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、小国町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和３年６月９日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律等が令和３年３月３１日に公布されたことに伴い、小国町税条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

これが、この議案を提出する理由となります。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

税務会計課長（北里慎治君） それでは失礼いたします。

資料としまして右肩に２３とあります、小国町税条例の一部を改正する条例でございます。詳細につきましては、税務会計課資料（３）で説明させていただきます。

小国町税条例の一部を改正する条例の概要でございます。地方税条例の一部を改正する条例の概要でございます。地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしまして、個人の町民税の非課税の範囲といたしまして、国外居住親族の取扱いの見直しとして、扶養親族における国外居住親族の取扱いの見直しで、30歳以上70歳未満の国外居住親族は原則として、扶養控除の適用対象外とするものでございます。扶養親族を、年齢16歳未満の者及び、控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じとすることで扶養親族を明確化し、国外居住親族について30歳以上70歳未満の国外居住親族は原則として扶養の控除の適用外とするものでございます。

続きまして特定公益増進法人等に対する寄付金制度における寄付金の範囲の見直しでございます。条項に、出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除きとの項目を追加し、寄付金の当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限るということでございます。

続きまして、個人住民税におけるセルフメディケーションの税制の見直しでございます。特定一般用医療費等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、セルフメディケーション税制について対象をより効果的なものに重点化し、手続きを簡素化した上で適用期限を5年間延長し、令和8年12月31日までとしたものでございます。これまで平成30年から令和4年度となっているものを、平成30年から令和9年度までの延長というふうになるということでございます。医療費控除の特例としましてセルフメディケーション税制、購入の所得控除制度がございますが、世帯ごとで年間1万2千円以上の分が控除の対象となります。ただしこれは、医療費控除との併用ができないということになっております。

その他、地方税法等の改正に伴い必要な整備で、今度の改正となっております。

なお、資料につきましては新旧対照表を資料として提出させていただいております。

御審議よろしくお願いたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第23号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第6、「議案第24号 小国町税特別措置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集4ページをお願いいたします。

議案第24号 小国町税特別措置条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町税特別措置条例の一部を改正する条例

を別紙のとおり提出する。

令和3年6月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしまして、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたこと等に伴い、小国町税特別措置条例の一部について所要の改正を行うものです。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

税務会計課長（北里慎治君） 失礼いたします。

資料としまして右肩に24とあります、小国町税特別措置条例の一部を改正する条例でございます。詳細につきましては、税務会計課資料（5）で説明させていただきます。

小国町税特別措置条例の一部を改正する条例の概要でございます。

過疎地域自立促進特別措置法の期限が到来し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日から施行され、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が同日に施行等により、小国町税特別措置条例の一部についても改正が必要となったためであります。

主な改正内容といたしまして、「過疎地域自立促進特別措置法」の期限が到来し、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和3年4月1日付けで施行されたためにその法律名を改正し、法改正に合わせて「情報サービス業等」を追加したものでございます。また、山村振興法関連の普通交付税の減収補填制度が令和3年3月31日までで期限の延長が行われなかったということで削除するものでございます。

以上、説明を終わります。

議長（松崎俊一君） これより議案第24号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第7、「議案第25号 災害による被災者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集5ページをお願いいたします。

議案第25号 災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年6月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」が令和3年4月1日に改正されたことに伴い、災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきまして、担当課長より説明申し上げます。

税務会計課長（北里慎治君） 失礼いたします。

資料といたしまして右肩に25とあります、災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例でございます。詳細につきましては、税務会計課資料（7）で説明させていただきます。

災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。「災害被害者に対する地方税の減免措置について」が、令和3年4月1日付け総税企第44号通知で一部改正されたことに伴い、災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部についても改正が必要となったためでございます。

主な改正の内容といたしまして、改正通知に基づき第2項に大規模災害時に迅速な減免認定を行う必要がある場合には、罹災証明書に基づいた減免基準とすることができる規定を追加するものでございます。

なお、資料といたしまして新旧対照表をつけさせていただいております。

御審議よろしく願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第25号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第8、「議案第26号 小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」から、日程第11、「議案第29号 小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」までは、関連がございますので一括して議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集 6 ページをお願いいたします。

議案第 26 号 小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 6 月 9 日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和 3 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案集の 7 ページをお願いいたします。

議案第 27 号 小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 6 月 9 日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

提案理由といたしまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和 3 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部について所要の改正を行うものです。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案集の 8 ページをお願いいたします。

議案第 28 号 小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年6月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

提案理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

続いて議案集の9ページをお願いいたします。

議案第29号 小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年6月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

提案理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長より説明を申し上げます。

町民課長（生田敬二君） 失礼をいたします。

改正内容について御説明を申し上げます。条例集につきましては10ページ、右肩に26とありますページからが改正本文ということになります。小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と4本の条例に関しましては、介護保険事業における基準の新設、または基準を改めるものでございまして、関連する部分が多くございますので一括して御説明を申し上げたいというふうに思います。町民課資料5、A3の横版ですけれども、こちらの説明資料によって御説明を申し上げます。まず資料の上段右側でございます。今回の4つの条例改正につきましては、提案理由のほうにもありましたように、令和3年厚生労働省令第9号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されたことによる改正案ということになります。資料左側のほうに今回一部改正を提案しております4本の条例名を掲げてございます。説明をさせていただく都合上、各条例につきましては、A条例からD条例ということにさせていただいております。

初めにそれぞれの条例に適用される介護事業等について、簡単に説明をさせていただきたいと

思います。

まず、A条例の地域密着型サービスの事業ですけれども、これにつきましては町が事業所を指定するというかたちで、町の住民の方を対象にして要介護の1から5の方に行う介護サービス給付ということになります。現在小国町内には6つの事業所がございます。

次に、B条例の地域密着型介護予防サービスの事業です。こちら、町が指定して町の住民の方を対象として要支援1と2の方に対して行う介護予防サービス給付事業ということになります。現在、町内には2つの事業所がございます。

C条例の居宅介護支援等の事業です。これにつきましては、在宅の要介護1から5のほうに対しまして、各種介護サービスを適切に利用することができるよう各事業所が行う、ケアマネジメント事業、ケアプランの作成ということになりますが、その事業についての基準を定める条例でございます。小国町内には、5事業所ほどございます。

最後に、D条例の介護予防支援等の事業でございます。これにつきましては、在宅の要支援1と2のほうに対してケアマネジメント事業を行う事業ということになります。町直営の町民課のほうで所管をしております地域包括支援センターが主な役割を担っているということになります。

以上この4つの条例に定められている主な介護事業について、条例ごとに大きく分類して説明をさせていただきました。この4本の条例改正につきましては、資料にありますように共通の改正5項目についての共通の改正がございます。まず、①感染症対策の強化でございます。感染症の発生及びまん延防止等の対応として、委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の実施等の義務づけを行うものになります。次の、②業務継続に向けた取り組みの強化でございます。これにつきましては、感染症や災害が発生した場合であっても、必要とする介護サービスを継続的に提供できる体制をつくっていくということで、業務継続のための計画策定、研修や訓練の実施が義務づけられるということになります。また、③では会議や多職種連携によるICTの活用が挙げられております。各種会議等に関しまして医療介護の関係者で実施するものについて、また利用者が参加して実施するものについては、利用者本人の同意を得た上でテレビ電話等で会議を実施する認可ということで見直しがされております。次に、④ハラスメント対策の強化でございます。条文中に、事業者の責務を踏まえたものに改められております。共通の最後の改正内容ですけれども、⑤におきましては高齢者虐待防止の推進といたしまして、利用者の人権擁護・虐待防止等の目的から、そのための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、またこれらを適切に実施するための担当者を設置するということが義務づけられることになっております。以上、4件の条例改正において共通する主な5つの改正項目の説明をさせていただきました。資料の表について横のほうに見ていただきますと改正項目ごとに、また、AからDの条例ごとに関連の改正条文を記載してございます。

裏面を御覧いただきたいと思います。こちらが個別の改正ということになります。条例のA及

びBに関してですけれども、介護事業、各種の介護サービスを提供する事業におきましては、項目にある上段の3項目が改正の主な対象とされております。まず認知症介護基礎研修の受講の義務付けでございます。介護に携わる職員のうち医療・福祉の無資格者に対して、認知症介護基礎研修の受講を義務付けるものになっております。次に、人員基準に関する見直しがなされております。各施設の種別ごとに、オペレーター、管理者の配置基準の緩和や人員配置基準、夜間職員体制の見直しがされております。3つ目といたしまして、認知症グループホームにおきましては、サテライト型事業所の職員配置基準が緩和をされております。以上が、A及びB条例における個別の改正項目となります。続いて、条例のCについてでございます。この条例につきましては、先ほど申し上げましたけれども、在宅の要介護者の方に対して行われます居宅介護支援事業所等が行うケアマネジメント事業について基準等を定めている条例の改正ということになります。今回の条例改正におきましては、改正項目の4段目、5段目にありますように、質の高いケアマネジメントの推進について、また、生活援助の訪問回数の多い利用者等のケアプランの検証ということで導入が謳われているところでございます。主な改正内容については、以上でございます。各条例改正案の施行期日ですけれども、いずれも公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。

4つの条例改正案について一括して概要説明をさせていただきました。なお、改正条例につきましての新旧対照表につきましては、町民課資料1から4として提出をさせていただいております。

説明は以上となります。御審議よろしくお願いたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第26号から議案第29号までについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は特に、個別の改正の部分での人員基準に関する見直しについて質疑したいと思います。

まず確認なのですが、この人員基準に関する見直しが今回、省令により行われたという説明でした。その省令が見直されたから、それを反映させるために条例改正案を今回提出されているということなんでしょうけれども、まずこの人員基準の見直しが小国町において必要な理由というのは何なのかお示してください。

町民課長（生田敬二君） 今回改正案の中に省令の改正で人員基準の見直し、全体としては緩和というかたちになるかというふうに思っていますが、そういった状況を緩和されるということですので、介護事業所に勤められている方の人的な不足する部分とかを補うかたちのものになるのではないかというふうには思っております。

5番（児玉智博君） それぞれ個別の条文ごとに質問していきたいと思います。

まず第1点目が、A条例というふうに言われましたが、いわゆる議案第26号の条文です。第

57条では、町外の夜間訪問介護を行っている事業者を指定し、町内の訪問介護事業者のスタッフに夜間訪問介護を行わせることができるということなのではないでしょうか。まず夜間訪問介護自体、現在小国町ではこのサービスは提供されておりませんので、そういう事業者がないということなのです。実際、そういうニーズが出てくれば、そういう需要が出てくることもありうるかとは思いますが。その場合、そういうノウハウが今、町内の事業者にはございません。ですので、そういう需要にこたえて町外のすでに行っている事業者が参入することが、この改正でできるようになるのかということをもまず第1点。

2点目が、議案第26号第67条と議案第27号では第10条。これ共用型指定認知症対応型通所介護事業者ということになります。この改正条文で、「なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない」ということで書いておりますけれども、この管理上これ支障がないというふうに判断する基準は何なのかお示してください。これが第2、2つ目の問いです。

そして、3つ目。議案第26号の第103条と第27号の第59条についてお聞きします。これは指定小規模多機能型居宅介護についての改定なのですが、これ見てみますと改正条文「地域の实情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から市町村介護保険事業計画の終期までに限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる」と要は町が認めれば、定員を超えて利用者を受け入れることが出来ますよという条文になるわけです。まず、ここで確認しておきたいのが、利用定員を超えてというその超える部分に上限はあるのかということです。それとも上限がなくて青天井で受け入れられるだけ受入れてもいいですよということになるのかならないのかお答えください。

4つ目が、第26号の第112条と第27号では第72条の部分であります。これは指定認知症対応型共同生活介護ですので、これ改正条文を見ていってみますと「当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従事者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従事者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従事者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる」と読んだだけではにわかにはちょっと意味がわからない部分なのですが、要するにユニット、生活空間がユニットという言い方を通常しますけれど、今までは夜勤者の数は1ユニッ

トごとに1人置きなさいというのがルールだったわけですが、これは3つユニットがある場合で、要するに介護者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造の場合においては、ユニットが3つある場合は夜勤者2人でいいですよということです。要するに、今までは1人が1つのユニットを見ていたのが、2人で3つ見ないといけないということなので、すけれども、そこで確認なのが介護者が円滑な事業者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造というのはどのような基準を満たした構造を言うのでしょうか。また、安全対策とはどのようなものを言うのか、お答えいただきたい。

そしてもう1点あります。最後です。5つ目は、議案第26号の第153条の改正分なのですが、指定地域密着型介護老人福祉施設ですのいわゆる特別養護老人ホームですので、今のところこの小国町にはないものではあるのですが、栄養士とか管理栄養士のことを書いていますけれど、改正される内容は「他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる」ということとあります。将来的に特別養護老人ホームが小国町にできることになった場合に、そういう管理栄養士を置かない判断をする場合、町は関与できるのか。

以上、お答えください。

町民課長（生田敬二君） はい。

1つずつ答えさせていただきたいと思いますが、ちょっと不足する部分、漏れがあればまた御指摘をいただきたいというふうに思います。

まず最初にありましたA条例の第57条ということで町外の夜間訪問介護を行っている事業者についての御質問でございました。御説明いたしましたこの条例に定めてありますが、地域密着型施設ということで町が指定をするというかたちのものがございます。ですので、住民の方の要望、ニーズによって指定するかしないかということにはなってくるだろうと思います。業者の方が、そういうかたちで参入する場合はあり得るかと思いますが、町が必要であれば指定をするというかたちになるかと思っております。今のところは、そういった要望は議員が言われましたように、特段事業所を指定するまではいいないということで理解をしております。

それから2つ目ですけれども、A条例の第67条のほうに共用型指定認知症対応型通所介護事業所ということで今小国町のほうにはこちらはございませんけれども、例えば、認知症対応型のグループホームの中に支援サービスを提供する事業所、例えばデイサービスセンターのようなものであるとか、そういったことになるかと思えます。その中で管理上支障がないとする基準についてはという御質問だったかというふうに思います。例えば管理する事業者数が過剰であるとか、そういったことが個別に判断される場合であるとか、併設される入所施設においてサービス提供を行う看護、介護職員等が兼務する場合においては例えばですけれども、看護、介護職員等が併

設される入所施設でのそういった兼務はなかなか出来ないのではないかというふうには考えています。例えば、管理する事業者数が過剰であると個別に判断される場合であるとか、併設する入所施設において、入所者に対してサービス提供を行う看護や介護の職員と兼務する場合などはなかなか支障が出てくるのではないかというふうなところで考えております。

次に3つ目のA条例の第103条とB条例の第59条です。小規模多機能型居宅介護について定員数のことでお尋ねがございました。計画中であれば計画の終期までは、その事業者が地域の実情により、定員数を増やすことができるということでその上限数はどうなのかという御質問だったかと思えます。それにつきましては、法令的な定めというのはございませんけれども、地域の実情によって事業者数が持っている受け入れる能力というか、キャパシティーもあるかと思えます。そういったところと需要のある数量のバランスで必然的に決まってくると思っております。参考に、通いの利用に関しましては、人員が利用者3人に対して1人の従事者、面積にしましたら1人当たり3平米ということが決められております。泊まりの利用に関しましては、最低人員は夜勤1人、宿直1人、面積にしましたら、7.43平米ということが決められておりますので、そういった範囲の中でそのニーズに合わせて対応できる人員ということの中で、人員数は超えて限度というのが決まってくるのではないかというふうにも思っています。

次に4つ目の質問が、A条例の第112条とB条例の第72条ということで、これについては3つのユニットで3人必要だった方が、3つであれば2つ以上とか2人にも出来ますよというようなこととございます。この中の要件、条件としてあります可能な構造ということでありませうけれども、職員が円滑に利用者の状況把握が行える速やかな対応が可能な構造ということとございます。町としましては、各ユニットについて同一階にあって隣接しているというふうなところで理解をしております。それから安全対策につきましては、例えば安全対策を講じたマニュアルの策定であるとか、訓練の実施等について行われているかということが基準になろうかというふうにも思っています。

最後の御質問、第153条でございます。町内には対象事業所というのはございません。議員言われましたように、特別養護老人ホーム等がこの施設になろうかというふうにも思っています。栄養士、管理栄養士について連携をとれる施設があれば置かないことができるということになります。そういった事例が出てきたときには、町のほうに申請協議をしていくものというふうにも考えております。

回答については以上でございます。

議長（松崎俊一君） 質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。11時30分から行います。

（午前11時14分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時28分)

5番(児玉智博君) 最後に、伺います。

冒頭の質問で、この条例改正の町内でそういう改正をする意味について、課長は先ほど、やはりそういう介護の人手不足というのを理由に挙げられました。しかし、昨年12月9日に行われました社会保障審議会の分科会に、この政令改正の部分を厚生労働省が報告を出した際の議論を見てみますと、日本看護協会の岡島さおり常任理事は事実上減らされるということだと、人員を。深夜帯の人員が薄くなるという指摘をされましたし、認知症の人と家族の会の鎌田松代理事は、あまりにも議論が性急すぎる。取消していただきたいというふうに迫られたということです。先ほど、第26号の第67条と第27号の第10条の、これ町内にはその事業者は指定されてる事業者がないということでしたけれども、要するに看護師や介護士が共用型指定認知症対応型通所介護事業所で、同じ敷地内のほかの事業所のほかの職務に従事していても差し支えないという点で、課長はなかなかでもそれは出来ないのではないかなと、支障というのとは出てくるのではないかなという率直な意見を述べられましたけれども、要するにそしてほかの第112条とか第72条関係では、今までは1つのユニットに1つの夜勤者というふうにつけていた分が、3つユニットがある場合は2人でいいと。要するに1人が1.5ユニット看ないといけないことになるわけですね。というのは、つまりそれがどういうことになるかということ、この条例改正のとおりのことをしていくとむしろその残された介護スタッフの人たちの負担がもうどんどん増えていくということです。要するに何条でしたかね。定員を超えた分の要は通所の方、お泊まりの方を受け入れることができるというふうになるけれど、要は定員は何かということやっぱりお預かりして安全が保障されるのがこれぐらいですよというのが定員だと思うのです。それを緩和するということは、やはりそういう安全も担保されないし、何よりスタッフの負担が増えていくと。そういうふうに、働く人の負担が増えていけば、やはり介護人材がもうやっぱりこれはつらいと。1人で1ユニットどころか、2つのユニットを見ないといけないと。そうなったらもう違う仕事に移ったほうがいいのかとあって、要はこんなことをしていけば人手不足をより一層深刻なものにしていくのではないかなと思いますけれども、そうなるのではないのでしょうか。

町民課長(生田敬二君) はい、議員が言われた意見。一方で基準の緩和である反面そういった職員の負担、少ない職員での負担が増えるのではないかという御心配、確かに両面あるかというふうに思っています。基準につきましては、国の省令で定められたものでも、この基準は町のほうでも条例で定めるということにされていますけれども、この基準の中でより議員言われましたように、入所者利用者の方にとって安心安全なかたちでの運用ができるというのが1番かというふうには思っております。緩和でできるということですがけれども、安心安全な介護給付を前提とするかたちで運用については努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第12、「議案第30号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集の10ページをお願いいたします。

議案第30号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

地方自治法第252条の7第2項の規定により、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に新たに合志市を加え、熊本広域行政不服審査会共同設置規約を次のように変更する。

令和3年6月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

第1条中「阿蘇市」の次に「、合志市」を加える。

附則

この規約は、令和3年9月1日から施行する。

提案理由といたしましては、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、地方自治法第252条の7第2項の規定により関係地方公共団体の協議により定めるため、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

担当課長より、詳細につきましては説明を申し上げます。

総務課長（佐々木忠生君） それでは私のほうから、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について御説明を申し上げます。

総務課資料（1）に新旧対照表を付けてございます。これは組織をする12市町村、熊本市、阿蘇市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村で共同設置している熊本広域行政不服審査会に新たに合志市を加えるため、熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更を行うものでございます。

御審議方よろしくお願ひいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第30号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第30号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第13、「議案第31号 令和3年度小国町一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集の11ページをお願いいたします。

議案第31号 令和3年度小国町一般会計補正予算（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度小国町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和3年6月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは別冊補正予算書（第1号）をお開き願いたいと思います。1ページです。

令和3年度小国町一般会計補正予算（第1号）

令和3年度小国町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3千962万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億4千462万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年6月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

総務課長（佐々木忠生君） 私のほうから令和3年度小国町一般会計補正予算（第1号）について補正予算書により内容を説明させていただきます。

それでは第1表といたしまして、2ページから4ページに歳入歳出それぞれ款項の区分及び金額を記載しております。

5ページは、地方債補正として変更分を記載しております。

6ページは、歳入歳出の補正予算事項別明細書となっております。

それでは、歳出のほうから順次説明させていただきます。10ページをお願いいたします。10ページから19ページまでに出てくる給与、職員手当等、共済費につきまして総額で573万4千円の増額補正になります。この主な理由といたしましては、共済組合納付金の負担金率の変更により486万4千円。地域おこし協力隊任用2人分の人件費477万6千円。会計年度任用職員任用1人分ほか新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う時間外勤務手当などによる人件費245万7千円の増額。職員2名の育休による職員給498万3千円の減額となっております。以下、項目ごとに増減が出ております人件費につきましては、人事異動に伴い職員の配置が変わったことが主な要因となります。

それでは、歳出の大きな額の補正について説明をさせていただきます。10ページの最下段から11ページの上段にかけて、SDGs推進費として140万1千円の減額を計上させていただいております。これは、SDGs未来都市である長崎県壱岐市の中学生と小国中学生との現地交流を計画しておりましたが、コロナ禍の中で取り止めとしたためSDGs未来都市関連業務委託料の200万円の減額を行い、その代わりにリモートによる活動報告会や有識者による合同研修会、小国中学生を対象とした町内関連施設の研修会経費として59万9千円を計上させていただいたものです。財源は全額諸収入であります地域と連携したCO2排出削減促進事業補助金となります。

次に、11ページ中段の17新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の中の庁舎トイレ改修工事で300万円を計上させていただいております。これは耐火工事に伴い宿直室が使用できなくなるため工事期間中の1か月程度、宿直室の代用としてプレハブのリースを行うものです。また、新たに換気扇の更新や照明の自動化を実施するための工事費の増額となります。財源といた

しましては全額庁舎建設基金を充当いたします。

ページは飛びまして、13ページ中段3民生費をお願いします。1児童福祉総務費の中の子育て世帯生活支援特別給付金で500万円を計上させていただいております。これは、令和3年度の住民税が非課税の子育て世帯に対し、子ども1人当たり5万円の給付金を支給するものでございます。財源といたしましては、全額国庫支出金、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金となります。

次に、14ページ上段の1災害救助費の中の住まいの再建支援事業補助金で150万円を計上させていただいております。これは、令和2年7月豪雨のため住居が被災したことにより、応急的な住まい等に居住せざるを得なくなった方の再建先が決まった場合に、転居費用や入居に係る契約費用を助成するものでございます。財源といたしましては、全額県支出金、令和2年7月豪雨被災者等支援交付金となります。

次に、14ページ下段の4衛生費の2予防費をお願いします。予防費で470万6千円を計上させていただいております。これは、新型コロナウイルスワクチン接種のための事業として、医療機関に支払う接種委託料や集団接種会場またはコールセンターで使用する備品等の購入費用が主なものでございます。財源といたしましては、国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金333万5千円。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金120万6千円。疾病予防対策事業費等補助金11万円で残りは一般財源となります。

次に、15ページ中段の5農林水産業費の6畜産業費をお願いします。畜産業費の中の熊本型放牧高度化支援事業補助金で60万円を計上させていただいております。これは牧柵等の放牧地の整備に対し補助を行うものです。昨年度までの放牧活用型草原等再生事業補助金の名称が変更となったものでございます。財源といたしましては、全額県支出金、熊本型放牧高度化支援事業補助金でございます。

次に、15ページ下段の6商工費の3観光費をお願いします。観光費の中の持続可能な観光地域づくり事業補助金で670万円と持続可能な観光地域協議会負担金で400万円を計上させていただいております。補助金につきましては、持続可能な観光地域づくりを目指してASOおぐに観光協会が実施する観光地域整備計画の策定や観光資料モニタリング調査事業等に対して補助を行うものでございます。負担金につきましては、本事業を実施するために全国8市町、岩手県釜石市ほかでございます。連携して協議会を組織する必要があり、その経費に対する負担金です。財源といたしましては、国庫支出金の地方創生推進交付金445万円と当初予算で御承認をいただきました地方創生推進交付金490万円で、残りは一般財源でございます。

次に、16ページ中段の5北里柴三郎博士顕彰費で1千10万円を計上させていただいております。これは、2024年北里柴三郎博士新紙幣発行に伴い北里柴三郎記念館の関連施設として、シアタールームの建設に向けて測量設計委託料250万円、不動産鑑定委託料130万円、基本

設計委託料300万円及び案内看板の整備やPR用品等の消耗品代210万円でございます。財源といたしましては、県支出金、熊本地震復興観光拠点整備等推進事業が2分の1。残りをネットワーク事業基金より充当いたします。

次に、16ページ下段の6新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の中の新型コロナウイルス感染症飲食店時短要請協力負担金で700万円を計上させていただいております。これは、熊本県のまん延防止等重点措置対策に伴い、町内飲食店等で営業時間短縮要請に協力いただいた店舗に対して協力金を支給するものでございます。対象店舗は約53店舗、要請期間は5月16日から6月13日の29日間を予定しております。財源といたしましては、全額一般財源でございます。

次に、17ページ中段の7土木費の1道路維持費をお願いします。道路維持費で1千500万円を計上させていただいております。内訳といたしましては、橋りょう点検委託料で200万円、これは国の補助金内示により橋りょう定期点検計画に基づき当初予算に200万円を増額し、町内全166橋のうち32橋の目視点検を行うものでございます。また、町道維持工事外で1千300万円。国の補助金内示により、道路舗装維持管理計画、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、当初予算に1千300万円を増額し、補修が必要な町道殿町脇戸線、北里倉本二俣線、岳の湯線の舗装工事及び倉原松原線の中にあります跨線橋、それから倉本橋、それから神原橋の修繕工事を行うものでございます。財源といたしましては、舗装工事は国庫支出金、社会資本整備総合交付金が57%。橋りょう点検、橋りょう修繕は62.7%、残りは起債の充当と一般財源でございます。なお、今回の補正に伴う国庫支出金については、当初予算で計上済みでございます。

次に、17ページ中段の2道路新設改良費で4千30万円を計上させていただいております。内訳といたしましては、実施設計委託料で700万円。国の補助金の内示により当初予算に700万円を増額し、町道鍋ヶ滝線これ仮称でございますけれども鍋ヶ滝へのバイパス道路でございます。この橋りょうの詳細測量設計2橋と町道湯鶴線の詳細測量設計を行うものでございます。町道改良工事として2千700万円。国の補助金の内示により当初予算に2千700万円を増額し町道下滴水線他2路線、鍋ヶ滝線、湯鶴線の改良工事を行うものでございます。また、用地購入費510万円と立木補償費120万円を当初予算に増額し、町道鍋ヶ滝線の用地購入及び流木補償を行うものでございます。財源といたしましては、国の補助金が下滴水線62.7%、他の路線については57%、残りの財源につきましては、起債の充当と一般財源でございます。

次に、17ページ下段の1住宅管理費の中の町営住宅屋上外壁改修工事で800万円を計上させていただいております。これは国の補助金内示により当初予算に800万円を増額し、柏田住宅の2号棟、4号棟の2棟の屋根改修と外壁の塗装を行い長寿命化を図るものでございます。今回の補正分は補助対象外工事となります。財源は起債を充当いたします。

次に、18ページ上段の8消防費をお願いします。3災害対策費の中の堆積土砂撤去事業費補

助金で195万円を計上させていただいております。これは、令和2年7月豪雨により被災した宅地等の土砂撤去費用に対し補助を行うものでございます。財源といたしましては、県支出金97.5%、残りの2.5%につきましては、被災者負担となります。

最後に、19ページ中段の10災害復旧費をお願いします。2被災宅地災害復旧支援事業の中の被災宅地災害復旧支援事業補助金で2千533万2千円を計上させていただいております。これは、令和2年7月豪雨によって被災した宅地の原型復旧に対し、その経費の一部を助成するものでございます。補助金額は、工事費1千万円を上限として工事費から50万円を差し引いた額の3分の2を補助するものでございます。財源といたしましては、全額県支出金、令和2年7月豪雨被災者等支援交付金でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をさせていただきます。8ページをお願いいたします。今回の補正に対する歳入になります。先ほどから説明させていただきましたが、歳入に伴う補助金等の説明を8ページ、9ページに掲載しております。今回、補正額の補正金以外の歳入不足分につきましては、起債、これ過疎債、辺地債、公営住宅建設事業債、基金、ネットワーク事業基金、庁舎建設基金、財政調整基金を充当する予定でございます。

以上で簡単ではありますが、今回の一般会計補正予算の概要説明をさせていただきました。ご審議方よろしくをお願いいたします。

情報課長（村上弘雄君） それでは資料の配付をお願いいたします。

議長（松崎俊一君） 資料配付いたします。

情報課長（村上弘雄君） ただいまから、情報課資料1ということで資料を配らせていただきます。

（資料配付）

情報課長（村上弘雄君） それでは説明させていただきます。全協のほうで観光関係の補助金についてなかなか分かりづらい部分もありますし、質疑もありましたので改めてここでG S T Cそのものの説明もさせていただきたいと思っております。1番上にG S T Cとはということで、グローバル・サステイナブル・ツーリズム・カOUNシルの略語でございます。持続可能な観光、豊かな自然や資源、地域の文化を持続的に保たれるよう配慮した観光。観光地本来の姿を楽しみ、暮らす人々も自分たちの地域や文化を壊すことなく経済的なメリットを得られる仕組みというのが考え方でございます。そもそも今回地方創生推進交付金ということで、補正予算を上げさせていただいておりますけれども、背景としまして2019年11月に観光協会を立ち上げましたけれども、人・物・金という意味で言いますと人については、総務省と内閣府の財政的な支援のもとにJ T Bから人材が派遣されました。あと地域おこし協力隊です。物についてはこれは地域の観光資源ということになります。お金についてはこれから観光協会が自立するためにどうしたらいいかということで、こういう事業を模索しております。今年3月に内示をいただきましたので今回

の補正ということになります。地方創生推進交付金については、真ん中の四角にあります。主体的な取り組みを支援する。民間事業がチームを組んで受託者として参加する。それから資金の交付を複数年に分けて交付されるということでございます。今回の小国町と連携町村のキーワードとしまして、「持続可能な観光地域づくりモデル市町村」形成事業ということで提案させていただいております。支援期間は3年間です。状況によりまして最大5年までというのがございます。全体事業費は5千520万円。建物等を造る場合はハード事業になりますけれども、今回の事業の支援はソフト事業になります。補助率が2分の1、あと2分の1を財政的な支援としては、特交のほうの支援があるということでございます。

めくっていただいて裏面ですが、先ほど総務課長のほうからもお話がありましたけれど、横軸連携ということで、全国で8市町で取り組みます。岩手県の釜石市が幹事市町村ということになります。要件としましては当然のことですけれども、GSTCという切り口がありますので政策レベルにおいて、SDGsを意識したまちづくりに取り組んでいる自治体ということでございます。事業の目的についてはここに書いてあるとおりでございます。先駆的なモデル市町村を形成するという事です。それから事業の内容についてですけれども、全体共通プログラムとしては1から4まであります。アドバイザー支援、人材ネットワーク構築、ブランド構築、協議会の運営。それから地域プログラムとしては、地域整備計画策定、観光地域づくり体制強化、これは観光協会の組織強化も含まれております。それからモニタリング調査、そしてプログラムの開発、プロモーションということになります。あとのカラーのページについては今私が説明したあたりの関係相関図ということで見ただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

議長（松崎俊一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。午後の会議を午後1時から行います。

（午前11時58分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（松崎俊一君） これより議案第31号について質疑に入りますが、ページを追って歳出のほうから行いたいと思います。御協力よろしく申し上げます。

10ページをお開きください。10ページから12ページ中頃まで、議会費それから総務費について質問を受けたいと思います。議会費、総務管理費、徴税費であります。それから戸籍住民登録費もありますね。よろしいですか。

後で漏れた場合はお願いしたいと思います。

次ページ12ページの下段からページ14ページ、民生費並びに衛生費となっております。社会福祉費、児童福祉費、災害救助費、保健衛生費です。

5番（児玉智博君） ワクチン関連のことで伺います。14ページ予防費にあると思います。

それでやはり最近でも、なかなか電話がもうつながらないと。もう頭にきたからもう打つのはやめようかというような人もおりましたので、息子さんとかに頼まれてスマホでしたらどうでしょうかとかいろいろそういうアドバイスをしたら、やってみようかなというような人もいるような状況であります。

そこで今回、追加で補正がなされていますが、ちょっとここで確認したいのが、副反応の問題です。やはり2回目接種した方で、私の周りでも1回目は何ともなかったと平気な顔をしていた人が、2回目午前中に打ったらもう昼ぐらいには何となく腕がだるい感じがあって、夕方に家に帰ったらとても痛くてもう晩御飯を作ることも無理だったというような人がいるわけです。そういう中で今、高齢者接種がまだ1回目をそもそも受けた人、受けてない人もいるし、もう1回目を受けて2回目も打ち終わった人もいるとかそういう様々な状況があるのですが、やはり特にそういう副反応が出やすい2回目の接種については、例えば高齢夫婦世帯のところなんかでは、もうついでだからといって一緒に接種会場まで車で一緒に行って一緒に帰ってくるというようなことをした場合、やはり2人ともそういう副反応が出て痛くて、もう2人とも寝込んだと。そしたらもうどうしようもないというような状況も生まれかねないと思うわけです。家族でやっぱりせめて2、3日くらいは接種の日にちをずらして片方がそういう副反応が出て寝込んでも、もう1人がそれを看護するというかやっぱりお世話できるような体制をとったほうがいいというのを呼びかけるのが必要なのではないかと思うのです。それでも、いやもう一緒に受ける、もう夫婦一蓮托生だという人についてはそれは無理やりどちらか片方やめさせるということは出来ないと思うのですけれども、やはりそういう副反応が2回目は出やすいのだという情報提供をして、今現在これぐらい町内のワクチン接種の方でも副反応が出ていますという情報をおあげして、じゃあどうするのかという判断材料をやはり提供する責任が町にはあると思いますが、そういったことはされていますか。

町民課長（生田敬二君） 副反応に関しましては、全国的な事例、数値等も出ています。おっしゃるように2回目の接種の後に、かなりちょっと重症というか重い反応があるということの数値が全国的には言われています。今、接種をされる方については、副反応も含めて広報物とか通知あたりにも同封するかたちでお知らせはしているところです。ただ高齢御夫婦で一緒に打ちたいという方も大変多くいらっちゃって、そこは今のところ町のほうは、いや別日にしたほうがいいですよとかいうかたちの呼びかけ等は今は行っていないというような状況でございます。

5番（児玉智博君） やはり家族はなるべくずらしたほうがいいというのは、何も私が言っているわけではなくて結局専門家なんかも言っている話なのですよね。実際、医療機関あと高齢者施設の接種もスタッフの方が打たれた場合、もうみんないっぺんにやってしまって同じ部署の人がみんな一緒に打ちましたと。全員ちょっと仕事が出来なくなりましたというふうになったら困るから、

そういういろんな部署ごとで班分けして接種の日にちをずらしたなんていうのは、それはもうすでに小国町町内の医療機関や高齢者施設でも取り組まれていることだと思うのですよね。実際、高齢者夫婦がみんな一緒に打っているかというところではなくて、やっぱりそういう用心される方はどうされましたかと言ったら、もう夫婦別々で打ちました。やっぱり2人とも症状が出たら困るからという方ですよね。そういうアンテナを張ってらっしゃる方はそういう専門家も呼びかけているからということでされている人もいますし、もう1回目の接種を夫婦で行ってきまして。2回目どうされるのですかって言ったら、もう同じ日に2人ついでに予約して帰ってきましてという方もいるわけですよね。ですから、絶対に駄目ですということはできないことではあるのですが、やっぱりそういう具体的に何%の人が痛みが出ています。何%の人が発熱しましたって。ですから、もう公立病院の実績見てみると2回目の接種では44%、もう半分近い人が痛みが出たということで、おぐちゃんでも認知症カフェで公立病院の先生がそういう報告をされている映像が出ていましたけれども、具体的にそういうデータがあるわけですから、そういうのもきちんとやっぱり周知するべきだと思うのですよ。具体的な数字を。だから、今後やっぱりそういうことはしていくべきだと。その上で、どういう判断をするかは、接種される方が決めればいいことですので、やっぱりそういう情報公開に努めていただきたいと思います。できますか。

町民課審議員（中島高宏君） 新型コロナの副反応につきましては、今現在、先週1回目の75歳以上の方については、数値を表したのは発行しておりませんでした。先週の70歳から74歳、今週発送する65歳から69歳の方については、副反応についてということでカラー刷りで数値を入れた、どのくらいで副反応があるという率辺りを入れた用紙を入れて周知をしているところです。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。民生費並びに衛生費。

次に進みます15ページから17ページ。農林水産業費、商工費、土木費。

9番（熊谷博行君） 先ほどの説明で真剣に聞いていませんでしたので、もう1回お願いします。

16ページと先ほど情報課からいただいた資料1。まず、ASO観光復興加速化委員会負担金この説明と、持続可能な観光地域づくり事業補助金670万円。持続可能な観光地域協議会負担金400万円。研修会負担金10万円。これ先ほど説明があった3年間の1千870万円の中に織り込んだ金額なのか。それと、コロナ対策の飲食店時短要請協力負担金700万円。何軒のお店が該当するのか、お答えください。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

まず、先ほど資料1で説明した観光地域の補助金の制度については、先ほど議員からお話があった86万円の観光の加速化事業については対象外というか別物でございます。この86万円については全協でも少しお話がありましたけれども、熊本地震で阿蘇地域全体を復興するというこ

とで熊本県がスケールメリットで阿蘇全体を観光宣伝するというので、各町村と一緒に予算化するということで今回86万円を計上させていただいております。ということで別な予算立ててございます。

それから700万円の負担金ですかね、時短要請。

9番（熊谷博行君） いえ、その下。

情報課長（村上弘雄君） 持続可能な負担金のほうについては、先ほど資料の説明の中の事業費に含まれております。金額にすると670万円分と400万円分が先ほどの国の事業の財源を充てさせていただいております。

それから、地域おこし協力隊の10万円については、これは通常の国の地域おこし協力隊の活動費ということで、2人分を予定していますので、その研修費ということになっています。また、この活動費全体については報酬費も含めて国の財政支援があります。

あと時短要請か何かの分。

9番（熊谷博行君） 700万の件数を。

情報課長（村上弘雄君） 飲食店時短要請協力負担金については一応、熊本県が時短要請を今年緊急事態宣言1回目、年明け早々にあったときの件数がベースとなっております、その分の実績が53件分店舗がありましたので、予算上はそれをもとに試算をさせていただいています。53件分の29日間ということで、協力金の負担の割合については店舗によって本来売上げが違いますので最低が2万5千円、1番上は20万円。この平均で4万円程度、試算上計上させていただいて、その全体事業費が7千万円ということでその1割を町が負担するというので700万の予算を計上させていただいております。

以上です。

9番（熊谷博行君） はい、わかりました。

この持続可能な観光云々の2つは、ASOおぐに観光協会のほうに全部いくというふうに捉えればよろしいですか。

情報課長（村上弘雄君） はい、お答えいたします。

670万円については、実施主体であるASOおぐに観光協会に流れます。それから、400万円についてはこれは負担金ということで、岩手県の釜石市の幹事市町村のほうに負担金を協議会費として納めさせていただくということでございます。

以上です。

4番（久野達也君） はい。4番、久野です。

今、情報課長の説明にありました持続可能な観光地域協議会負担金400万円ですけれども、いわゆる協議会負担金の400万ですので構成町村の負担割合等もあろうかと思えます。均等割で全ての自治体が均等に負担するのか。あるいは地域割、人口割だとか行財政規模に応じて負担

割合が変わってくるのか、それぞれで協議会の負担ですのでそれはそれで構わないと思うのですが、負担割合と小国町がどういうふうにその400万円を担うのか。

それと、当然協議会ですので負担金を構成町村から集めてその用途があるかと思います。初年度ですので、事務費あるいはPR活動に使うだとかいろんな予算書があつての負担金だと思いますので、よかったらそこら辺りを御説明いただけたらと思います。

情報課審議員（秋吉祥志君） はい、お答えいたします。

御手元にお配りいたしました資料の中の2枚目のほうに、実施事業の構造ということで、2枚目のほうを開けていただいて、実施事業の構想の②共通プログラムと地域プログラムというのは、御説明でそちらのほうに明記させていただいております。協議会を立ち上げまして、議員のおっしゃるような協議会の運営そういったものに事務費的なものもございしますが、内容としましては、この協議会を立ち上げるということも1つあるのですけれども、もう1つとしてはGSTCにはこれは地域の基準というのを設けさせていただいております。この基準をどれだけ遵守するというか、目標の設定をして取り組んでいくかというのが、これが非常に重要なことになってまいりますので、この件に関しましてGSTCの公認のトレーナーというのが日本の中に何名かいらっしゃいます。そういった方々にGSTCの取組みについて、御指導にきていただくというような部分での各自治体ごとへのトレーナーの方へのトレーニングの日程調整であるとか、派遣の調整であるとか、そういったことの小国町に対してそういうGSTCのプログラムについてのいろいろな手配をしていただくというような内容になっております。

以上です。

4番（久野達也君） はい。であればこの400万円は協議会に負担するけれども、その400万円の事業メリットは小国町にその400万円がそのまま戻ってくるという言い方は変ですけれども、例えば人材派遣だとか、いろんな情報の提供を受けるだとか、この観光振興のための施策のアドバイスを受けるだとか、要は400万円協議会に負担するけれども協議会事務費というよりも、そのスケールメリットは小国町に戻ってくるというふうに理解しておけばよろしいのでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） はい、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、共通課題を全体で解決するものも観光にありますので、その分については当然負担金を収めますけれども、小国町のためにそれはキックバックされるという取組みになります。あと個別の対応については地域プログラムで対応するというところでございます。

町長（渡邊誠次君） はい。私のほうからも少し補足をさせていただきますが、そもそも論から言いますとこれにも参加させていただいたというのはSDGs未来都市、もちろんその前の環境モデル都市から関わっているというのが非常に大きなところがあります。その中で小国町をまずは選んでいただいたということが大きなところがあります。その中で、小国町観光業界抱えてお

りますのでこのポストコロナ、コロナの先にある次のかたちを整えるために、このグローバル・サステイナブル・ツーリズム・カウンスルに参加をさせていただいて、小国町のもちろん観光の魅力化をわかりやすく提示をするのと一緒に観光の国際基準これが非常に今から大事になってまいります。今外国人の観光客の方はもういらっしゃっていませんけれども将来その外国人観光客が来られたときにあわせて、この国際的な基準を小国町が持つことで受入れをより可能にしていくなにか、よりスムーズに受入れていくような体制づくりも作るためにしっかりとこれに取り組んでいけるようにまず手を挙げさせていただいたというところ、この国際基準をクリアするためには他の七つ全部で八つの自治体と一緒にあって、並行して取り組んでいかなければならないところの要素も非常に多いかと思えます。また、小国町単体では非常に難しいところもありますのでぜひ協力させていただいて、この取組みの中で小国町の観光協会の強化ももちろん考えておりますが、実質的な観光協会の強化と国際的な基準に取り組んでいく観光戦略とこの両方で小国町の観光を盛り上げていきたいと、その一つの軸にしたいというふうに考えております。

以上です。

3番（穴見まち子君） 農林水産業ですけれども、先ほど総務課長から説明をいただきましたけれども、熊本型放牧高度化支援事業補助金なのですが、小国町にはどのくらいの牧野組合があって、ここに参加される場所はどこでしょうか。

産業課長（秋吉陽三君） 現在町内で放牧を行っております牧野は5つの牧野がございます。

今回この支援事業に参加される牧野は、樅木牧野組合、岳はげ牧野組合、田原牧野組合の3地区となっております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質問ございますか。

8番（松本明雄君） 8番です。聞きたいのは、北里柴三郎博士の顕彰費の話です。シアタールームを造るということですので、ここではまだ測量段階です。基本設計も出ていますが大体何人規模ぐらいを予定しているのか。建物は間違いなく木造では造ると思いますが、その辺で推していただきたいと思えます。お考えを述べていただきたい。

町長（渡邊誠次君） はい、もちろん建物は私も木造で行いたいなというふうに思っておりますが、今、1番大事なところは学びやの里の部分で記念館、それから今度のシアタールームの建設、周りの事業を含めて何人ぐらいで結局来られた観光客のお客様なのか教育関連のお客様なのかはわかりませんが、対応する人数を決めていかなければいけないところを、しっかりと出していきたいなというふうに思っております。

少なくとも事業主体は、学びやの里のほうが大きく運営に関わるようになってくると思えますのでしっかりと話をさせていただいて、そのために記念館の横の土地の取得をとこのところできさせていただきました。できるだけ1番最初のあそこの部分で私が町長にならせていただいて、

駐車場の整備をさせていただきましたけれども、できるだけ2024年までに厚みをつくって博士の顕彰事業を行ってまいりたいというふうに思っておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いしたいというふうに思っております。

松本議員がおっしゃられるように地元の木材を使って、そして地元関係者としっかり話をさせていただきながら、実質的な人数をできるだけ多くの受入れができるような仕組みをつくりたいというふうに思います。

以上です。

7番（西田直美君） 先ほどの商工費のところをお伺いします。

全員協議会のときにも伺ったのですが、持続可能な観光地域づくり事業補助金、GSTCですか。これの部分で実施事業の構造のところで人材を作る、地域を整備する、地域を分析する、効果的に伝える。当然時系列としては並行事業として行うこともいっぱいあるかと思うのですが、この人材を作るのところでこの間、商品作り人材づくりのところでアドバイザーを呼んで研修会をすとかツアーオペレーターを育成するという話になっていたのですが、例えば小国に特化したようなことをアドバイザーもしくはそのツアーオペレーターを育成するトレーナー、先ほど言われたトレーナーとかというものの確保というのはどうかたちでやられることになっているのですか。

情報課審議員（秋吉祥志君） はい、お答えします。

議員のおっしゃるようにトレーナーの育成とかそういったものにつきましては、当然8市町全てそれぞれ地域性が異なりますので、これにつきましては各自治体ごとの特性に合わせてトレーナーの育成また商品の開発そういったものを行ってまいります。

また事業の進め方といたしましては、どこかの例えば事業者を呼んできてその方に何かをお願いするというようなことではございませんので、今ある小国町の地域資源というものをGSTCという制度に乗せて観光資源として磨き上げていくということですので、まずは町民の方々へこういうGSTCの取組みが始まるということで周知をさせていただいて、その中で御興味を持たれた町民の方々に集まっていただいて、そこから事業のほうの説明またこれから先の取組みといったものを説明して、まずGSTCということ自体が非常に言葉だけ先に走って御理解をいただいているというふうに感じておりますので、そういったものをもろもろの広報紙等を使いまして、GSTCの取組みというものもしっかり町民の方々にお伝えしながら取組みをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

7番（西田直美君） GSTCという言葉自体は新しいとしても、その観光に関していえばいままでもずっと取り組んでこられたわけですし、いわゆる国内だけではなく海外からの訪問客に対してということも今まで取り組んでこられたわけではないですか。明日の一般質問でSDGsにつ

いては質問する予定なのでそれで伺ってもいいのですが、多分それをやっていると時間が全然足りなくなってしまうと思うので今日のうちにちょっとお伺いしたいのですが、そのモニタリングをやるであるとかそういうものの人材確保、小国の中での人材確保が一つ。

それから、トレーナーが果たしてどういう人が、例えばコンサルが入るトレーナーが入るといったときに、外部からのものよりも恐らくは内部からのもので今持っているリソースをいかに生かせるかという小国の町民の人たちの総意とか、そういうものを集めてリソースを集めた上で、そういうのは依頼するであるとか自分たちの中で考えてトライアンドエラーでもいいからやってみるという方向を先にやらないと、多分持ってきてとってつけました、いわゆる接客マナーの練習、よそからCAがきて教えました。はい皆さんこんなことをやってくださいというのと同じようなことでは、恐らく定着したものがうまくいかないであろうというのが何となく感じられるなというのと、それは決してサステナブルにならないというところの危険性もやっぱりしっかり考えた上で、もう少し具体的に中で練ったものを持って行ってやられたほうがいいのではないかなと思うのですけれどその辺の検討はどうでしょう。

町長（渡邊誠次君） はい。御指摘のところは、観光協会の中でも杖立の中でもわいた温泉の中でも今までさんざん議論をしてきました。トライアンドエラーをやっていく上でも予算立てが必要でございます。この部分に関しては、ソフト事業において5千520万円、令和3年度で1千870万円。全体的な予算が5千520万円の予定で進めます。小国町も含めてやはり予算をソフト事業をもって、それからトライアンドエラーをきちっと作っていかなければいけないなというふうに思っておりますので、その部分ではその予算を最長でこれ5年付くのです。しかも、中身は国が半分それから特交で半分というところで、こういう予算の取り方ができるのもやっぱりSDGs未来都市に参加していないとお声掛けがかからないと思います。小国町はせっかくお声をいただいたので、この国際基準に基づいて、観光地づくりのベースをつくっていきたいという反面、それから地域のブラッシュアップをするためにも西田議員言われているように、地元でしっかり上げていく部分、それから、よそから見てしっかりと選択をしていただきながら、上手に外に見せていく部分。その両方が必要だというふうに思っております。この中には人材育成の部分の予算も入っておりますし様々なソフト事業の予算も入っておりますので、当然検討はしていくところでありましてけれども予算を上手に使う、そしてしっかりと小国町の魅力を表に出していく。教育旅行にしてもそうですし研修旅行にしてもそうですけれども、やはりこの事業を使ってせっかく観光協会のほうにも事務局長として審議員として河津さん来られました。それから、地域おこし協力隊という部分で三浦さん来られましたので、その強化も含めてこの事業を扱っていきながら小国町の観光的な魅力をアップしていきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

7番（西田直美君） 選ばれたことは大変いいことだと思いますし予算が付くということもありが

たいことだと思います。なかなかお金がなくては何もできない部分もあります。でも、ソフトに関して言えばハード面というのはそのお金を使って済むことがいっぱいだけど、ソフト面というのはなかなかノウハウも要るし時間もかかるしというところがあると必ずしもお金を使わなくてもできる部分がある。だからできるだけそのところに力を入れていただければなというふうに思っています。本当の意味でのサステイナブルであるということがどういうことであるかということをやっぱり周知した上でということも考えて、上手に使っていただければなと思います。また、もしかしたら明日ちょっとSDGsの中で何うかもしれません。その時には、よろしく願いいたします。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 確認ですけれども、この情報課資料1というのは情報課で打ち込んだ資料ですか。

情報課長（村上弘雄君） はい。

5番（児玉智博君） そうですか。

これ構成団体が全国8市町となっていますけれど、京都府宮津町というふうになっていますが、これ1954年に8町村が合併して今、宮津市ですからね。私結構、よそから来られた方で小国マチを小国チョウというふうに言われるとちょっといらっとするのですが、それ以上にこれ失礼な話ですからやはり自分のことだけではなくて、こういう構成団体に入るのであれば自分たち以外のところの自治体のこともきちんと勉強していかないと団体でうまく動けないと思います。その辺はしっかりやっていただきたいと思います。

それでちょっと質問ですが、これ全員協議会の際に大塚議員のほうからも言われたことではありますけれども、新型コロナウイルス感染症飲食店時短要請協力負担金。これ、やはりコロナ対応でありますので、私もこれはコロナ交付金という交付金が国からきているのであれば、やはり財源の組替えなどもやった上で、こういうところに出していくべきなのではないかなというふうに思います。具体的に聞いていきますと、やはりこの間これはコロナ予算ではないかと思えますけれども、消防は小国町の消防大会ももう中止が決まったということで、分団通じて聞いております。そしてまた、例年8月ですかねJAでやられているふくし夏まつりも今年度も中止ということで決まっているわけですが、そしたら町がそういう予算を付けているふるさとの夏祭りですか、あるいは、秋の祭りそういうところも、もうやはりこういう社会情勢を見て早急にやるべきなのかやらないべきなのかという、やるべきかやらないべきかというか、そこに町が金を出すかどうかですけれどもそういうのもやっぱり判断して、もうやはりコロナというともう情勢が次々に変化しているわけですから、それは速やかな判断とかをしていって、こういう時短要請に対する財源措置をするというような考えも必要であるのではなかろうかと思いますが、そういった部分での組替えの検討というのはなされないのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 予算の組替えというお話ですけれども、700万円に関してはコロナの臨時交付金、県に上げている申請の部分ではもちろん申請を計画変更というかたちで上げさせてもらっていますけれども、今実績を見込みの部分も含めて出させてもらっておりますので、その実績見込みに応じてやっぱりできるだけ一般会計を使わないでいいような方針で町としては取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから先ほどのイベントに関しましては少なくとも、確かに消防関係においてはもうされないというところがありますけれども、6月補正ではなくて9月その後の補正でも組ませていただいて。ただコロナの交付金はひもがしっかりついておりますけれども、イベントに関してはやるやらないの判断は、地元の人たちそれからやっぱり実行委員会も含めていろいろな話の都合があると思いますので、そこはしっかり話をしていきながら決めていきたいなというふうに思っております。

昨年の判断と今年の判断は全く違うものというふうになっておりますので、時間的な問題含めたところでの言い方がちょっと私もわかりませんが、やはりそのとき近づいて少し判断をさせていただかないといけない部分もありますし、成人式を小国町でした時のように、小国町だけするような状況もなくもないというふうな判断も私もありますので、やはりそこはその時の実情をしっかりと考えていながら、周りの方たちと考えていながら判断をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

6番（大塚英博君） 持続可能な観光地域のシステムの構築事業という中で、小国町の観光協会が、一手にそれを受けるといったことになった場合においては、地域プログラムという事業の内容の中で右側のほうに観光地域整備計画策定とか地域づくり体制強化とかモニタリング調査、プログラム開発事業という事業そのものがたくさんあるのです。これは観光協会の今のスタッフのメンバーではとても手が出ない部分があるのではないかなと。特にこれは国も応援している部分でありますので、考えとしては専門分野の部分においては、やっぱり委託業というのが委託料を払ってでもそこに対していい成果を上げてもらおうと。こういうふうにしてある程度自分でできないものに対しては委託という可能性もありますので、そして早い段階でいいものを完成させていくという、こういうふうな取組みというものも考えてもいいのではないかなと提案しますが、いかがですか。

町長（渡邊誠次君） 当然委託も考えさせていただきたいと思います。西田議員も先ほど言われましたけれども地元の人たちの活用、それから御意見を大事にしていくというのも非常に大事ですし、やはり国際基準をつくっていくためにも様々な事業をこなしていくためにも、やっぱり中央からの意見非常に大事だと思います。それから、1点だけ補足で説明をさせていただきますと、

この事業を持ってきていただいている方は前のデザインセンターにおられた坂本さんという方がおられて、その方からお話をいただいておりますので非常に小国町のことも熟知された方でございますし、阿蘇全体のことを熟知された方でもいらっしゃると思いますので、ぜひとも、当然、釜石市を中心とした全国的な組織の中での小国町ですけれども、全国的な規模の中での小国町、それから世界規模での小国町というところを目指しながら、G S T Cには目標ですけれども目標にしっかりと取り組ませていただきたいなというふうに思っております。

ありがとうございます。

議長（松崎俊一君） 15ページから17ページ、農業費、商工費、土木管理費、道路橋りょう費、住宅費。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） それでは次にまいります。18ページから最後のページまで、消防費、教育費、それから災害復旧費となっております。

5番（児玉智博君） 18ページの消防費の堆積土砂撤去事業費補助金についてです。

全員協議会で聞きましたら、対象となる件数というのが当初34件ほどあったのが、昨年9月の段階では16件の半分以下に減ったということでありました。これ逆に言えば、小国町がもうちょっと早くこういう事業がありますからというふうにいたしておけば、34件あったのに、もう結局もういろいろそういう公共土木災害と絡めて出来たところもあるのかもしれないですけど、結局もう自分でさっさと頼んでしまって、もうその支出したお金の証明も出来ない。だからこういう県の97.5%の補助があるけれども、それを受けることが出来ないというようなところがあるのではないかというふうに思うのですが、34件のうちの18件はどういう状況かわかっていますか。

総務課審議員（佐藤則和君） お答えいたします。

私も4月になって再度現場を回らせていただいております。30数件の該当の部分をもう1回洗っておりますけれども、回りきれてない所も実際ありますけれども、回った印象でありますとその30何件の中には、自力で一輪車で2、3台運んだら終わったような場所もありましたし、ユンボを持ってきて、リースされて片付けられた方もおられました。あるいは、石垣が緩んでいだけということで石垣については人工物ですのでこれ事業の対象にならないとか、そういったことも地元の方といろいろ話しながらいろいろした現場もあります。ただし、ちょっと予算が付いてないものですから、私も何ともやりますとかやれないとかいうのがちょっと現場で話せない部分もあったものですから、この予算の可決をいただいたならまたそういう具体的な話をこういった事業でお客様の支出状況を聞けるようになりますので、その中でもう1回件数の洗い直しをしたいと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） ちょっと具体的に聞きたいのですけれど、要するに機械をリースしてオペレーターが自分でされたのか、それともオペレーターごと頼んだのかとかわかりませんが、そういうリース料金なんかもこの補助の対象になるのではないですか。

総務課審議員（佐藤則和君） 一応支出があった分ということで、自力でされた分あるいは自分で機械を持たれている方については大変申し訳ないのですけれども、補助の対象にはならないということで、そのリース料あるいは業者に丸々作業をお願いして、その中のほかの片づけもいろいろあります。例えば、建物が壊れたから一緒にやったとかそういった部分は除いて、その中の土砂とか流木、流れてきたものその辺が対象になりますので、その辺をされた業者と話して、支出が例えば50万円であればその何割が土砂の料金になるのかという証明をしていただいて、支払った領収書を確認させていただいたりとか、現場を見ますと機械を貸してもらったから御礼だけをちょっとしたとか、領収書がないとかいう方がありますので、今からでも領収書をとっていただければ何らかに対応できますよという話もしたこともあります。ただちょっと先ほど申しましたとおり予算の裏付けがないまま私も詳しいことが言えない部分もありますので、そういった可能性があるという話だけを今させていただいている方が何名かおられるということで、もう1回精査させていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

5番（児玉智博君） そうやって丁寧にいろいろ話なんかも聞かれているというのであればよかったと思うのですが、ただ、あまりにこの予算が付くのが遅いのではないかという気がするわけです。去年の9月段階の辺りでは小国町だけではなくて、そういう被災自治体の担当者が県庁に行ってこの分のいろんなそういうレクチャーというか、そういう会議なんかに参加していたと思うのですよ。にもかかわらず、令和2年度の補正予算にも出せなかった。令和3年度の当初予算にも出せなかった。それが被災発災からもうやがてもう1年ぐらいになって、もう被災された方も自分たちで直した人たちがもう忘れた頃になってこういう予算が出てきて、今さら領収書を用意しろと言われてもちょっと困惑されるのではないかと思うのですが、なぜこのようなタイミングになったのか、御説明をお願いします。

総務課審議員（佐藤則和君） 正直申しまして、昨年度の状況が私も担当が違いましたので、聞いたところによりますと県の要綱が策定されたのが3月の中旬以降だったということで、その要綱を確定しないとなかなか踏み込めなかったという前任者の話を聞いております。そこまで慎重にならざるを得なかったのは他の業務で県といろいろ口約束上でいろいろ事業を進める中で覆された事業等もほかにもあったようで、その辺でちょっと慎重にならざるを得なかったということを知っています。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

なければ8ページ、歳入のほうにまいます。8ページ、9ページの下まで、歳入は一括して議題といたします。質疑ありましたらお願いします。

そのほか歳入でも構いません。質疑漏れがございましたらお願いします。
よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) それでは質疑がなければ、質疑を終結したいと思います。

次にまいます。

議長(松崎俊一君) 日程第14、「議案第32号 公共工事請負契約の締結について(町道はげ湯線②道路改良工事)」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは議案集の12ページをお願いいたします。

議案第32号 公共工事請負契約の締結について

次のとおり公共工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして、

- 1 契約の名称 町道はげの湯線②道路改良工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 52,217,000円
- 4 契約の相手方 熊本県阿蘇郡小国町大字北里3779番地2
有限会社ヤマニ建設
代表取締役 山本 建二

でございます。

詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。

総務課長(佐々木忠生君) それでは私のほうから御説明申し上げます。別紙総務課資料(3)を御覧いただきたいと思っております。

開札調書でございます。入札日は令和3年5月27日です。午前9時30分に、おぐに町民センター301号室で工事の入札を行っております。工事場所は阿蘇郡小国町大字西里字角詰地内でございます。工事の名称番号は補第47号、町道はげ湯線②道路改良工事です。予定価格が5千330万7千100円。比較価格これ税抜でございますが、4千846万1千円でした。工期

は令和3年12月27日となっております。9社を指名し、ヤマニ建設が入札価格4千747万円消費税込みの5千221万7千円で落札し、5月31日付で仮契約を結んでおります。参考までに公共工事請負仮契約書の写しも添付をさせていただいております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

建設課長（時松洋順君） 失礼します。

私のほうから、工事の概要につきまして御説明させていただきます。資料の右肩に資料（1）建設課と朱書きしてある資料を御覧ください。

1ページ目が概要書となっております、工事概要といたしましては、施工延長が296.6メートル。工事内容につきましては、舗装工事、法面保護工事、防護柵等となっております。資料2ページ目が、平面図。3ページ目は、横断図を添付しております。

私のほうからは以上です。

議長（松崎俊一君） これより議案第32号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） 法面保護工事でモルタル吹付と張芝工がありますが、図面が小さいのでわからないのですが、終点際の左側、陥没しているところがあったみたいだけど、そこはどのような措置をとるのか。あのままモルタル吹付けでいいのか。説明してください。

建設課審議員（小野昌伸君） はい、お答えしたいと思います。

今おっしゃられたとおり陥没の部分におきましては、当初コンクリートの現場打ちのり枠のほうで当初施工しております。災害の雨で再度被災を受けたということで、かなり陥没が激しいのであの部分においては御存知かと思いますが、陥没した部分に充填のモルタルを吹付けます。軽量モルタルといいまして仮の地盤を作り上げて、その上に再度のり枠工法をするということで、今やっている部分の3倍4倍ぐらいは1回剥ぎ取って再度施工し直すということで、中はコンクリートで詰めて表面はコンクリートのり枠で元に戻すという工法をしています。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） すいません、資料で御説明いただければと思うのですが、これはどうなるのですか。左側のほうが岳の湯線との接続面で、右奥のほうがはげの湯というふうになるのでしょうか。

建設課審議員（小野昌伸君） はい、そうです。

5番（児玉智博君） それで、工期が12月27日になっていますけれども、それまでにもう終わってしまうということですか。これかなり着工してから日にちが経って、もうちょっと早く終わらせておけば今言われたような陥没とかで、この間の梅雨に入ってから雨でも大分土が流されていたような気がしましたし、もうこれで12月27日までに終わる見込みがあるということで

いいですか。

建設課審議員（小野昌伸君） はい、お答えしたいと思います。

現場をもう熟知していると思いますが、これが令和2年度の繰越し事業となっております。繰越し繰越しで昨年の3月ですかね、繰越し、また8千万円程度。次がまた2千万円程度予算が付いてきましたものですから、今回1億円を掛けてやっていくと。実際現場は改良のほうは早く終わったのですが、今回はもう舗装オンリーの工事で法面も若干ありますが、舗装工事がメインでありますので舗装はかかれば一挙に仕上がりますので、地元には迷惑をかけると思いますが一応12月を目標に終わりたいと思います。もう繰越し事業なので待ったなしなので、多少延びても1月、2月までには完成したいと思います。

以上です。

5番（児玉智博君） やはりその改良が終わったというふうに言われますけれども、やっぱり今のあの状況を見ていると改良になっているののだろうか。舗装が終わってがたがたわずにきちんとスムーズに対向車との離合ができるようになって初めてその改良が終わったと言えると思いますので、なるべく早めに終われるように建設課のほうも御尽力いただければと思います。

終わります。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第32号、公共工事請負契約の締結について（町道はげ湯線②道路改良工事）、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議、2時15分から。

（午後1時59分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時15分）

議長（松崎俊一君） 日程第15、「議案第33号 公共工事請負契約の締結について（町道下滴

水線道路改良工事)」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集の13ページをお願いいたします。

議案第33号 公共工事請負契約の締結について

次のとおり公共工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めらる。

令和3年6月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして、

- 1 契約の名称 町道下滴水線道路改良工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 86,350,000万円
- 4 契約の相手方 熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵2561番地
株式会社伊藤組
代表取締役 伊藤 英志

でございます。

詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。

総務課長（佐々木忠生君） それでは私のほうから御説明申し上げます。別紙の総務課資料（4）を御覧いただきたいと思っております。

開札調書でございます。入札日は令和3年5月27日です。午前9時30分に、おぐに町民センター301号室で工事の入札を行っております。工事場所は阿蘇郡小国町大字黒淵字下鶴山角地内でございます。工事の名称番号は、補第48号、町道下滴水線道路改良工事です。予定価格が8千853万9千円。比較価格、税抜きが8千49万円でした。工期は令和4年3月25日となっております。9社を指名し、伊藤組が入札価格7千850万円消費税込みの8千635万円で落札し、5月31日付で仮契約を結んでおります。参考までに公共工事請負仮契約書の写しを添付しております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議方よろしくをお願いいたします。

建設課長（時松洋順君） それでは私のほうから、工事の概要につきまして御説明いたします。資料の右肩に資料（2）建設課と書かれている資料を御覧ください。

工事の概要といたしましては、施工延長、1工区、2工区合わせまして335.5メートルとなっております。内容につきましては、擁壁工それから側溝関係の工事、舗装工事、法面保護と

なっております。

資料2 ページ以降が、1工区、2工区それぞれの平面図、横断図となっております。1工区が、橋の手前カーブの所。それから2工区は、旧蓬萊小学校の入り口から体育館を過ぎたあたりまでの工区となっております。

簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） これより議案第33号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） これで小学校の三差路からお寺の前の橋までが完全に終わるわけですか。

建設課審議員（小野昌伸君） はい、一応小学校から天神橋まで、この区間を完了になります。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） この第1工区についてですが、天神橋の手前のところはもう新たに道路を嵩上げて道路を通すようなかたちになると思うのですけれど、通行はどういうふうに通るのですか。

建設課審議員（小野昌伸君） 御存知のとおり、このお寺から天神橋のところ非常に縦断勾配といって縦の勾配、非常に急に落ちて急に上る、鋭角に曲がっている。非常に車両等の脱輪等々も多いので、内側をバイパスと用地の提供ができましたものですから、手前のほうにカーブを切り直して、高さも手前のお寺の入り口付近からの勾配に合わせて、非常にもう大体橋までは勾配なく平坦に行けると思います。残った道は、もともと2軒、奥のほうに家がありますので、その人たちの進入路として使うというかたちで現道は残しながらバイパス工事を行うという工事となっております。

5番（児玉智博君） わかりました。だから滝に行く人たちというのは、もう新しく作られた道を通るということで理解しました。

それと第2工区についてなのですが、なかなか未施行だった両側に住宅なんかがある部分が、体育館の前からされるのだということでしたが、大体道幅が未施工のところだけ狭くて離合が不可能な状況になっていきますけれど、もう離合できるぐらいの広さに揃えてしまうという理解でいいですか。

建設課審議員（小野昌伸君） 今おっしゃられたとおり、この規格は第3種第5級といいまして、車道幅員5メートルでずっと作っております。今、ブルーの色を塗っている部分がありますけれども、これを大体この社交金で認められたときに通学路、まだ蓬萊小学校があったときに着工いたしましたので計画を平成21年度から約10年かけて今の現在に至っております。その時は非常に歩行者優先を重視した道路改良ということで補助が付いていましたので、67%という高率補助が付いたのもそのおかげということで。学校も閉鎖しましたので今となっては、あれだけ1メートル広い歩道というのが必要なくなったということで車道幅員は変えていません。5メー

ルで白線から白線までが4メートル、路肩、路肩が50センチということで、その外に側溝がつくということで、歩道のブルーのところは若干狭くなると思いますが、車道自体は変わりません。以上です。

5番（児玉智博君）　ということは、もう要するにこの区画というのは、用地買収等をもう一切行わないということによろしいですか。

建設課審議員（小野昌伸君）　反対側の畑の部分は、用地買収しております。大体平均2メートルから3メートル入ってきます。

議長（松崎俊一君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第33号、公共工事請負契約の締結について（町道下滴水線道路改良工事）、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君）　全員挙手でございます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君）　日程第16、「同意第2号 小国町固定資産評価員の選任について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君）　それでは議案集14ページをお願いいたします。

同意第2号 小国町固定資産評価員の選任について

小国町固定資産評価員に下記の者を選任したいから、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年6月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして、

1. 氏 名 北里 慎治
2. 生年月日 昭和36年4月4日

3. 住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字北里2427番地1

提案理由といたしましては、小国町固定資産評価員の橋本修一氏が、令和3年3月31日をもって退職をしたためでございます。

少し補足をさせていただきます。まず、固定資産評価員でありますけれども、これは先ほど申しましたけれども地方税法第404条について、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。2としまして、固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任するというふうになってございます。続けて、小国町税条例で第76条固定資産評価員の設置で、固定資産評価員の数は、1人とすると定めています。今年3月31日をもって現評価委員の橋本修一氏が退職されましたので、日付につきましては直近の議会ということで議決日であります6月9日という部分の区切りとさせていただこうというふうに思っております。北里慎治さんは現在小国町役場税務会計課長でございます。その間、税務課にお勤めになられて9年6か月という年数がございます。

よろしく御審議方をお願いいたしたいと思えます。

議長（松崎俊一君） ここで同意第2号、小国町固定資産評価員の選任について、議会運営上、北里税務会計課長に退席をお願いしたいと思います。

（北里税務会計課長 退席）

議長（松崎俊一君） これより同意第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 別に反対とかそういうわけではないのですが、確認のためにちょっと聞きます。3月31日に前任の橋本さんが退職されたのでこの評価員が欠員になっていたと思うのです。その間が2か月半ぐらい、この評価員というのが不在だったわけなのですか、2か月ぐらい不在でも大丈夫なようなものなのですか。

税務会計課審議員（小野寿宏君） お答えします。

この間は本人が特別職でもよくて一般の方でもいいので、欠員になった状態では実際はないということです。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第82条第1項及び第83条の規定により無記名投票をもって行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（松崎俊一君） ただいま出席議員は9人であります。

お諮りいたします。

小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に4番、久野達也君及び8番、松本明雄君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。よって、立会人に4番、久野達也君及び8番、松本明雄君を指名いたします。投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

議長（松崎俊一君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（松崎俊一君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱確認）

議長（松崎俊一君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

ここで立会人の方に申し上げます。

従来の方法を一部変更して投票を行います。

1番議員は自席にて投票をお願いしたいと思います。

事務局は投票箱を1番議員の元へ持参してください。

（投票）

それでは2番議員より順次投票をお願いしたいと思います。

（投票）

議長（松崎俊一君） 投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

議長（松崎俊一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

4番、久野達也君及び8番、松本明雄君に立会いをお願いします。

（開 票）

議長（松崎俊一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛成 9 票

反対 0 票

議長（松崎俊一君） 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

議長（松崎俊一君） 北里税務会計課長におかれましては、議場のほうに戻ってほしいと思います。

（北里税務会計課長 着席）

議長（松崎俊一君） 日程第17、「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の15ページをお願いいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年6月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして、

1. 氏 名 福田 憲司

2. 生年月日 昭和26年7月30日

3. 住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1636番地

提案理由といたしましては、令和3年9月30日に、現人権擁護委員の福田憲司氏が任期満了となられるためでございます。

少し補足をさせていただきます。まず、人権擁護委員について簡単に御説明をさせていただきます。人権擁護委員法の法律の中の部分において、第2条にあります委員の使命というところから抜粋をさせていただきます。人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とするかとされています。任期は3年で小国町の委員の定数は4名でございます。

福田憲司さんでございますが、現在も人権擁護委員として活動をされてございます。また、学校教諭として、小国中学校をはじめ学校教育に永年携わり、教職員として人権教育啓発の推進にも努めていただいております。また、公私にわたり幅広く社会貢献活動され、住民からの信頼、人望にも厚く、これまでの人権擁護委員としての活動実績もあり人権、人格、見識ともに適任者であると思っております。ぜひ再任していただきたいというふうに思っております。

よろしく願い申し上げます。

議長（松崎俊一君） これより諮問第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第82条第1項及び第83条の規定により、無記名投票をもって行いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（松崎俊一君） ただいま出席議員は9人であります。

お諮りいたします。

小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に5番、児玉智博君及び7番、西田直美君を指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。よって、立会人に5番、児玉智博君及び7番、西田直美君を指名いたします。投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

議長(松崎俊一君) 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(松崎俊一君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長(松崎俊一君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

立会人の方に申し上げます。

先ほどと同様、従来の方法を一部変更して、1番議員は自席にて投票をしたいと思います。

(投票)

それでは2番議員より順次投票をお願いいたします。

(投票)

議長(松崎俊一君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(松崎俊一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

5番、児玉智博君及び7番、西田直美君に立会いをお願いします。

(開票)

議長(松崎俊一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 9票

反対 0票

議長(松崎俊一君) 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、議会は諮問のとおり適任とすることに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長（松崎俊一君） 日程第18、「報告第1号 令和2年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

執行部より報告を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の16ページをお願いいたします。

報告第1号 令和2年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、これを報告する。

令和3年6月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

総務課長（佐々木忠生君） では、内容について説明をさせていただきます。併せて総務課資料（5）を御覧いただきたいと思えます。

3月に開催されました第1回定例会で補正予算として上程させていただき可決いたしました繰越明許費の中の21事業で繰越額が計算できましたので、ここに御報告するものでございます。翌年度への繰越額の合計といたしましては、34億4千194万7千円を繰り越すものでございます。この財源内訳としましては、既収入特定財源496万8千円、国県支出金18億5千615万2千円、地方債11億340万円、その他1億182万2千円、一般財源3億7千560万5千円となっております。

以上で報告を終わります。

議長（松崎俊一君） これより報告第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第19、「請願第1号 新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める請願について」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。

この請願第1号の取扱いについては、議会運営委員会において協議をいたし、会議規則第92条の第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会の付託を省略し、直ちに審議をいたします。

それでは事務局長より、請願の朗読をお願いします。

議会事務局長（藤木一也君） それでは、朗読をさせていただきます。

請願第1号、2021年5月26日、新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める請願

小国町議会議長 松崎俊一殿

請願団体 熊本市中央区神水1丁目30-7 農民運動熊本県連合会

紹介議員は、児玉智博議員となっております。

それでは請願の趣旨から読ませていただきます。

コロナ禍における米の需要「損失」は2019年産米の過大な在庫を生み、2020年産米の市場価格は暴落し、年末年始における感染者拡大と自粛要請、さらに緊急事態宣言の再発令により、需要減少に歯止めがかからず、2020年産米の販売不振と米価下落は底なしの状態になっています。

今年の10月末には古米在庫が60万トンにも及ぶと試算され、36万トンの減産が実行されたとしても効果自体が消散しかねない水準です。このままでは2021年産米の大暴落はもとより、来年の6月末在庫が250万トン規模となり、2年連続の米価下落にとどまらず2022年産米価格も上昇することはかなわず、3年連続の米価暴落となれば、大規模経営でもコメづくりから撤退することにつながりかねません。

コロナにより消滅した需要減少分は国が責任をもって「過剰在庫」を市場隔離すべきであって、その責任を生産者・流通業者に押し付けることは許されません。政府による特別な隔離対策が絶対に必要です。

コロナ禍の中、各地で取り組まれているフードバンクには食料などを求めて多くの方が参加されてきます。かつてない危機的事態のなかで、苦しむ国民と農家への支援のために従来の政策的枠組みにとらわれない対策が緊急に求められます。

以上の趣旨から、下記事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。

請願事項。

1、コロナ禍で生まれた市場に滞留する在庫を政府が買い取るなどして市場から隔離し、需給環境を改善するとともに米価下落に歯止めをかけること。

2、コロナ禍などによる生活困窮者・学生などへの食料支援制度を欧米並みに創設し、政府が支援すること。

3、国内消費に必要なない外国産米（ミニマムアクセス米）について国産米の需給状況に応じて輸入数量抑制を直ちに実行すること。

以上でございます。

なお、令和3年5月26日に事務局のほうで受け付けをしております。

議長（松崎俊一君） 続きまして、紹介議員より請願の説明を求めます。

5番（児玉智博君） 一緒に配付してある資料を御覧いただきたいのですが、まず1枚ページをめくっていただきまして農業協同組合新聞を添付しております。2021年5月23日付けの紙面ではありますがここに見出しに書いてあります通り、2021年6月末の民間在庫量は220万トン～253万トンとなり、国の見通しよりも大幅に積み上がる深刻な見通しだということから記事が入っております。それで、その下のところに何でそういうことになっているかということ、米の需要量は年間10万トン減少する傾向にあるけれども、それに加えて新型コロナウイルス感染症の拡大による需要減もあるということで、JA全中ではいろいろ書いておりまして、1番下にありますけれども、その結果今年6月末の民間在庫量は国の見通しより5万トン～16万トン増となる212万トン～228万トンとの見込みとなった。

一方、2021年産の生産量は各県で設定した生産の目安から積み上げた。それによると36万トンの削減が必要なところ20万トンの削減にとどまっていることから、2020年産作況が100だった場合の生産量729万トンからマイナス20万トンの709万トンとしたということとでさらに読み進めていただくと。要するに、250万トンを超える見込みとなったというふうになっていますが、その下の表を見ていただきますと分かります通り、1番右下220～253万トン。要するに、2021年、6月末の在庫がこれだけになるよということを書いているところです。その36万トンというのが要はその減反政策をして36万トン調整するということがありますけれども、請願書の3つ目の項目の国内消費に必要な外国産米（ミニマムアクセス米）ですけれども、これは毎年70万トン以上、77万トンぐらいだったと思いますけれども、最新の量は。それほど、輸入しておりますのでせつかく36万トン削減仮にできたとしても、その倍以上の米を外国から輸入すればそれは意味がないのではないかということになるのではないかと思います。下落し始めた米価ということを出ております。2020年産米の出来秋からの年産平均価格は60キロが1万4千944円で前年産に比べて772円下落しているということが書かれておりますので、JA阿蘇の状況を見てみますと、ちなみにこの2020年産米ですけれども、「コシヒカリ」ですと一等米の特別栽培米の場合が1万6千200円でありまして、ここに出ている平均価格を上回っているのですが、しかし小国郷の主力品種であります「あきげしき」の場合は特別栽培米で1万3千800円、一般米で1万3千500円ということで、全国平均よりも下回った状況となっているということでもあります。ただ、2020年産米の概算払いの金額が下がっているかということと実はJA阿蘇の場合は、2019年産よりも値段は高くなっております。「あきげしき」の場合は2019年産米の特別栽培米が60キロ1万1千760円でありましたので、2千円ぐらいは概算金は上がっているような状況なのですが、ただし、追加払いですよね売れた分に応じて約2年後ぐらいに払われるお金というのがありますが、農協の担当者の方に

聞いたところによりますと、そのお金が恐らくゼロはないと思いますけれどもかなり少なくなるのではないのでしょうかというようなことを言われておりました。加えてまた2021年産、今年の秋に収穫される米の状況はどうなるのでしょうかということを聞きましたら、全くそれはもう分からないと、大体収穫が始まった時期ぐらいにしかも分からないのでそれは何とも私たちでは分かりませんというお話でありました。実際そういう状況ですので、あまり米価下落のことについて小国町の農家の皆さんが今危機感を抱えているかといえば、必ずしもそうではなくてやっぱり農家の方にお話聞くと、自分たちは農協からいくらだよというふうには言われないと買取り価格がいくらになるのかなんていうのは全然分からないから、それはもう秋を待たないと何とも言えないというようなお話でした。

それで、やはり請願の趣旨というのは民間市場に余った米を政府が買い受けて米の価格の下支えをとということではありますが、その点について最後配付資料の1枚目を見ていただきたいと思えます。全国農政連推薦の参議院議員が2名いらっしゃるのですが、その下の段です。参議院議員の山田俊男さんが、参議院の委員会で農林水産大臣に質問したときのことが報告されているのですが、やはり今の状況は平成25年、26年産と同様の米価暴落の図式を招きかねないということで、非常に危機的な状況であるということで、過剰米を輸出するか飼料用米などに転換するなどをすると同時に、これ1番下段の③というところが、政府が在庫として積み上げることも必要ですということと主張されておりますが、この政府が在庫として積み上げるということがいわゆる民間市場のお米を政府が買い取って、政府の在庫として持つことも必要であるということで、こういった農政連推薦の議員も言われていることであるということです。

以上で説明を終わります。

議長（松崎俊一君） これより請願第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 今、紹介議員のほうからる説明等ございました。

1点お尋ねというか確認をさせていただきたいと思うのですが、要するに農民運動熊本県連合会による請願で紹介議員、児玉議員ですけれども、説明いただきました添付資料について、これについては、この請願者連合会のほうからの添付資料でしょうか。紹介議員の児玉議員の説明のための添付資料でしょうか。

5番（児玉智博君） これはこの請願書と一緒に笹渕さん、代表者の方からお預かりしたものであります。この農政連の広報誌がみどりの風ということで、農協の職員の方がうちも一応組合員でするので持ってきてくださるのですが、私としては、みどりの風見ることもあるのですが、この号については見落としていたところですので、この笹渕さんという方からこう書いてあるのだということで説明を受けまして、そのまま配付資料として事務局に渡して配付していただいているところです。この農協の出している新聞についても、請願者のほうから預かりました。

4番（久野達也君） 実は、このみどりの風を私も購読しております。発行は、熊本県農業者政治連盟ということで発行されております。そして、なおかつこの部分につきましては藤木眞也さん、それから山田俊男さん、この方々要するに農業者政治連盟ですので、今後の日本の農業の育成あるいはいろんな角度から御意見等もいただいておりますし、国会でも活躍していただいているところです。請願者のほうからの添付資料ということですが、やはりこれは発行者は熊本県農業者政治連盟でありますし、この方が藤木さんや山田さんから添付資料として名前を出して活動に引用するというので了解を得ているのかそこら辺りも不明なままです。藤木眞也さんの部分でも当然地元熊本の上益城の農業協同組合長もなされた方だし、熊本県の農業を国会でも総理のほうに質問を地元の意見として述べられているのも拝見もしております。このようなかたちの中で何かこの請願とこのみどりの風の記事がさも一体となっているかのごとき表現に私は正直言って疑問を持っております。こういったような意味合いからも、若干やっぱり添付資料というのは、個人名でしかも意見が載るわけです。ですから、藤木さんの了解、山田さんの了解、それが得られているのか得られてないのかは大変重要な部分だと思います。

いかがでしょうか。

5番（児玉智博君） もうそれは御自身で、藤木さんや山田さんに御確認されたらどうでしょうか。

普通論文とかもそうですけれども本人にこれ引用していいですかなんて言って許可を受けて、引用しなければならないなんていうルールもないわけですよ、加えて、これ公開の場の参議院の委員会で議論されたことを皆さんに広くされているわけですから別にその著作権を侵害しているような問題でもないですし、もう何ら問題はないというふうに認識しております。

笹渕さんがどうされたのかというのは、私にはわかりません。

4番（久野達也君） おっしゃるように引用ということで、児玉議員はそれは許される範囲だろうという見解だろうと思いますけれども、それぞれに見解はあってよかろうかと思えます。

私はやっぱりこういった小国町の議会としての採決を得て、請願が意見書として提出されるわけですから、そこはやっぱりきちっと了解をいただしておくのが筋じゃなろうかと思えます。例えばこれが一般質問だとかの質問のときに使う添付資料であればこういうものにもこういう記載がありました、こういう書籍も発行されていますよ、と事例として紹介もあろうかと思えますけれども、請願書の資料として添付されるということは、ある意味請願に同意した上でこの方たちも運動しているのだという誤解も招きかねない、誤解という表現がいいかどうかわかりませんが、正直。私は同意をしているのだというふうに添付資料であれば思ってしまうので、そこらあたりはやっぱり慎重になるべき部分は慎重になっていただきたかったなと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 誤解される人がいるというのがどれぐらいの人が、久野議員は誤解される人なのでしょうけれども、それが一般的に誤解するものだというのは私はそれは違うと思えます。

だって、これ山田さんも私の請願に賛同いただいていますなんていう文字は一言もないので、想像力がたくましいなと思いました。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） これをいただいて個人的に藤木事務所のほうに確認を取ったら、相談も何も無いという答弁でございました。

何かを利用して請願に上げてそういう感じが、すぐ知り合い通して確認したらそういう相談はないというのが藤木事務所からの答えでございます。

5番（児玉智博君） そうなのですね。私は藤木さんのほうには確認してないし、笹渕さんのほうにも確認する必要はないでしょうから。何かさも悪用しているようなその印象操作をされようとしているのかなというふうにしかなれません。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

9番（熊谷博行君） この請願の趣旨は、大変よくわかります。農業者の立場から考えても、政府に取り組んでもらいたいというのはもうわかります。しかし、藤木事務所に聞けばもうこういうのは早く私たちは動いていますということで、一地方議会でこんなに押し問答して取り組むような問題ではないと思うのですよ。だから私はこの請願には反対の討論でございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、請願第1号、新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める請願に賛成の立場から討論を行います。

元々コロナ以前から米の値段は安く、小国町内の農家からは田を荒らすわけにはいかないから作っているが人件費を考えたら赤字だや、買ったほうが安くつくなど異口同音に稲作の厳しい現状が語られ続けてきております。特に、小国、南小国地区の主力品種であるあきげしきは、同じJA阿蘇の他の地域で主に栽培されているコシヒカリと比べて味がいいとされているにもかかわらず2割前後安く買い取られており、また、小国町には基盤整備が進んでいない水田も多いなど特に厳しい状況の中で耕作が行われています。

このため、稲の作付けをやめる水田が急増しています。農業センサスによりますと2000年には555ヘクタールあった小国町の稲の作付面積は、2015年には217ヘクタールと半分以上に激減しています。2010年の調査時と対比しても3割以上の減少となっております。2015年以降も至るところで作付けがやめられ荒れていく水田が後を絶ちません。私が住む黒淵1部も年々増えています。今年植えられている田んぼも来年はどうなるかわからないという状況

であります。ある地域の担い手の方が、今年から作ることになった田があるそうです。そこは去年まで持ち主の方自らが作っていたそうですが、体調を崩され米づくりが全くできなくなったということです。その田は一反6畝ほどの面積ですが、苗作りから稲刈りまで何もかも引き受けると10万円はかかるのではないだろうかということでした。そして、利益を残すためには、10俵は取れないと難しい。しかし、あの田んぼで10俵取れるだろうかと担い手の方はおっしゃっていました。この担い手の方いわく、これから2反以下の田んぼはどんどん荒れていくのではないかとありますが、コロナにより米価の暴落が続けば、その時計の針を数年単位で早めることにすらなりかねません。それを防ぐためには、政府が市場に余った米を買取り、米価を下支えするのが最も効果的であります。世界的には食糧難の時代に突入しています。国民の食料を、農地を守るための手立てを取るよう政府に求めるために、SDGs未来都市の議会が声を上げるべきであります。

また、反対討論で同僚議員からは、藤木参議院議員が前からこの問題には取り組んでいるということでありました。であるならば、私は党派に関係なく農業を守るために地方議員も国会議員も一緒になって力を合わせて声を上げていくということが必要ではないかと思えます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたしまして、討論を終わります。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

請願第1号、新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める請願について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

議長（松崎俊一君） 挙手少数であります。

よって請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。次の会議3時20分から。

（午後3時10分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時20分）

議長（松崎俊一君） 日程第20、「常任委員の選任について」を議題といたします。

委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名したいと思えますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

では、ただいまより指名をさせていただきます。

総務常任委員

2番 江藤理一郎君	4番 久野 達也君
5番 児玉 智博君	7番 西田 直美君
8番 松本 明雄君	9番 熊谷 博行君
10番 松崎 俊一君	

文教厚生常任委員

1番 時松 昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	5番 児玉 智博君
6番 大塚 英博君	7番 西田 直美君

産業常任委員

1番 時松 昭弘君	3番 穴見まち子君
4番 久野 達也君	6番 大塚 英博君
8番 松本 明雄君	9番 熊谷 博行君

以上のとおり、常任委員に指名をいたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をさせていただきました諸君をそれぞれの常任委員に選任いたします。

ここでお願いがあります。私は総務常任委員に選任をされましたが、議長の立場上、各委員会との関連もありますので、距離的な立場をとるのが望ましいのではないかと思います。また、地方自治法第105条においても、各常任委員会への出席、発言権が認められております。もし、委員会表決に加われば、本議会において議長の裁決の問題が生じた場合に、現状維持の原則などから考えまして、委員会の表決と相反した判断を下さなければならない事態も生ずるおそれがありますので、皆さんの同意を得られますならば、私は総務常任委員を辞任したいと思えます。また、この件につきましては、私の一身上に関する事件であると思われまますので、地方自治法第117条の規定により、私が除斥の対象になります。よって、私は退席し時松副議長に議長席へ登壇願って、まず時松副議長から、私の常任委員辞任の件をお諮りいただくこととなります。

それでは、時松副議長よろしく申し上げます。

(松崎議長 退席)

副議長(時松昭弘君) それではお諮りいたします。ただいま議長から総務常任委員の辞任をした旨、申し出がありました。この件を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(時松昭弘君) 異議なしと認めます。

よって議長の総務常任委員の辞任の件は、許可することに決定をいたしました。

ここで議長の除斥を解除いたします。

(松崎議長 着席)

副議長(時松昭弘君) 議長が入室いたしましたので、ただいまの採決結果をご報告いたします。

お諮りいたしましたところ、議長の総務常任委員を辞任することについて許可することに決定いたしました。以上、報告を申し上げます。

議長(松崎俊一君) それでは改めましてありがとうございます。

それでは委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、各常任委員会で互選することになっております。ここで休憩をいたしまして各常任委員会を開き、委員長及び副委員長の互選を行い、休憩後に委員長から報告を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

それではここで暫時休憩をいたしますが、まず、総務常任委員の皆様、議員控え室のほうにお集まりいただきまして委員長を決めていただきたいと思います。

(午後3時26分)

議長(松崎俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時40分)

議長(松崎俊一君) 休憩中に各常任委員会の委員長及び副委員長が決まったと思いますので、委員長のほうから報告をお願いしたいと思います。

4番(久野達也君) 総務常任委員につきましては、私、久野が委員長で、副委員長に松本明雄議員でお願いいたします。

2番(江藤理一郎君) 文教厚生常任委員は、私、江藤が委員長で、副委員長に児玉智博議員となりました。

以上です。

9番(熊谷博行君) 産業常任委員は委員長が私で、副委員長が穴見まち子議員でございます。

よろしくお願いたします。

議長(松崎俊一君) ありがとうございます。

日程第21、「議会運営委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

議会運営委員

1 番 時松 昭弘君

2 番 江藤理一郎君

4 番 久野 達也君

9 番 熊谷 博行君

以上のとおり、議会運営委員会に指名をいたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定をいたしました。委員長及び副委員長は、委員会条例第8条の2項の規定により、委員会で互選をすることになっております。ここで休憩をして議会運営委員会を開き、委員長及び副委員長の互選を行い、休憩後に委員長から報告を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

それではここで暫時休憩をいたします。

(午後3時47分)

議長(松崎俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時50分)

議長(松崎俊一君) 休憩中に議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まったと思いますので、委員長から報告をお願いいたします。

1 番(時松昭弘君) 1 番、時松です。議会運営委員会のほうで、今4名の方でお話をした結果、委員長に私、時松が推薦をいただきました。なお、江藤理一郎議員が副委員長ということで、以上ご報告申し上げます。

議長(松崎俊一君) ありがとうございます。

議長(松崎俊一君) 日程第22、「議員派遣報告について」を議題といたします。

この件につきましては、別紙お手元に配付のとおり、小国町議会会議規則第129条の規定により、3月議会以降今日まで、研修会等に各議員を派遣しましたことにつきましての御報告となりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全ての研修会等が開催中止となっております。

議長(松崎俊一君) 日程第23、「行政報告」。

執行部より、報告事項等ございましたらお願いしたいと思います。

町長(渡邊誠次君) それでは、議会の行政報告をさせていただきます。

まず冒頭、本日挨拶のときに申し上げましたとおり、東京五輪代表に小国高校出身の北里謙治

さんが選手として、穴井善博さんがコーチとして選ばれました。本当におめでとうございます。

次に、小国中学校体育大会の延期の話でございます。5月20日開催予定でした小国中学校の体育大会は、県内及び小国郷での新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、9月22日、水曜日に延期ということでございます。

次に3番目ですが、第8期の小国町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画書の配付についてですけれども、3月議会の折にも説明いたしました第8期の小国町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画書について製本が出来ましたので、配付をさせていただきたいと思っております。資料配付をお願いします。

(資料配付)

行政報告は以上でございます。

議長（松崎俊一君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。どうもお疲れさまでした。

(午後3時53分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（5番）

署名議員（7番）

第 2 日

令和3年第2回小国町議会定例会会議録

(第2日)

1. 招集年月日 令和3年6月10日(木曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和3年6月10日 午前10時00分

1. 散 会 令和3年6月10日 午後 2時55分

1. 応招議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤木一也君 書記 中島こず恵君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教 育 長 麻生廣文君
総務課長 佐々木忠生君	教委事務局長 木下勇児君
政策課長 石原誠慈君	産業課長 秋吉陽三君
情報課長 村上弘雄君	税務会計課長 北里慎治君
建設課長 時松洋順君	町民課長 生田敬二君
教委事務局次長 久野由美君	総務課審議員 佐藤則和君
政策課審議員 田邊国昭君	産業課審議員 宮崎智幸君
情報課審議員 秋吉祥志君	税務会計課審議員 小野寿宏君
建設課審議員 小野昌伸君	町民課審議員 中島高宏君
町民課保育園長 清高德子君	町民課審議員 穴井徹君

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 3. 6. 10)

議長（松崎俊一君） それでは、改めまして、おはようございます。

昨日は、福岡ほか九州各地で35度以上の猛暑日を記録しています。

それから、今土曜日からは雨模様の予報も出ております。熱中症にも大雨にも、また、感染予防対策も注力しなければならないというふうに思っております。皆さん方も健康のほうには十分御配慮をお願いしたいと思います。

さて、本日は6月定例本会議2日目でございます。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、一般質問1日目となっていますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は、①熊谷博行議員、②児玉智博議員、③久野達也議員、④西田直美議員となっております。よろしくお願いいたします。

それでは、9番、熊谷博行議員、登壇をお願いしたいと思います。なお、9番議員から体調維持のため水分の持込みの申し出がありましたので、これを許可いたします。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。久しぶりのトップバッターですが、季節の挨拶は議長よりありましたので省略させていただきます。

しかし、昨年の7月豪雨災害とコロナウイルスはいまだ進行中でございます。特に災害においては、発注率が30%弱との報告をいただいております。コロナのほうも我が町より数名の方が確認されましたが、最近は確認の話もないようです。それだけに、油断大敵でございます。ワクチン接種のほうもスタートし、75歳以上の町民は2回目の接種が始まるのではないかと思います。70歳から74歳は受付けももう始まっております。このペースでいけば、年内に完了する勢いなのですが、この勢いで災害復旧も終われば農家の方も来年は田植えができるのではないかと思います。災害復旧というものはそう簡単に終わるものではございません。30%発注した工事の中で、果たして竣工した工事は何%あるのかの想像もつきませんが、時期的に施工したところがもうあると思いますので、半分も終わっていれば上出来だと私は思っております。前置きが長くなりましたので、本題に進みます。

それでは、通告どおりに質問してまいります。今現在小国町の入札の行い方は、従来どおりの指名競争入札形式だと思います。指名通知を郵送し閲覧日を設け、後日入札、開札、契約のこのパターンだと思います。今は変わっているかもしれませんが、私も10数年前からもう入札に離れていますので、間違っていたら申し訳ございません。設計書、図面等は、その頃からCDの媒体

でもらっていたようなもらっていなかったような記憶ですが、いまだに職員による設計書を作成しているのではないかと思います。1日でも早く、電子入札にすべきではないですかと提案します。現在、町の指名願を提出している土木業者は、9社だと思います、町内で。全ての会社が県の工事に入札参加しています。ということは、土木業者は何の不都合もないと思います。ほかの水道、電気、建築はまだ県の指名に参加していない業者もいると思います。一からそろえれば、パソコンまでそろえれば2、30万円の経費が掛かるのはわかります。そこを一気にそろえろとは言いませんので、徐々に行っていく必要があると思います。これが将来、もう全てすべきものでございます。この提案は私1人だけの考えではございません。町内建設業者からの要望もございましたし、それゆえに真摯に受け止めてもらいたいと思います。特にコロナウイルス感染防止対策にも、良いと思います。ただ、町が電子入札に費用がいくらかかるというのは全く考えていません、私は。近い将来切り替えるべきと思いますが、今の現時点でどのようにお考えなのか、お答えいただきたいと思います。

総務課長（佐々木忠生君） おはようございます。

電子入札の件についてお答えさせていただきたいと思います。まず電子入札とはという部分で、これまで発注機関に赴き、紙により行っていた入札をインターネットを利用して電子的に実施するシステムということでございます。入札のみならず、案件情報の入手から開札までの一連の行為を実施することができ、暗号化技術及び電子認証技術を用い、インターネット利用における安全かつ公平な効率的な実施を行うことができるものでございます。

まず、県内の状況を見てもみますと、熊本県内の電子入札の導入状況は、熊本県及び熊本市ほか21市町村が導入しているような状況でございます。当町においても、県内の電子入札の導入状況、導入による事務の効率化、入札者の費用低減等を踏まえ電子入札システムの導入について、現在、導入経費やランニングコスト、導入スケジュール等の情報を収集しているところでございます。また、町内事業者へのシステム導入に係る事前周知や、電子入札システムでの対応ができない事業者への対応等課題もあるため、今後検討していきたいというふうに思っております。また、現在入札事務において、効率化できる部分については改善を行っております。閲覧では、CD媒体で準備し、設計書を事務所で確認できるようにしております。また、熊本県下の新型コロナウイルス感染防止のため、まん延防止等重点措置期間中の入札につきまして、一部の入札、これ町外の入札者が含まれておりますので、それに対して信書による入札も実施しているようなところでございます。電子入札につきましては、前向きに検討させていただきたいというふうに思っております。

9番（熊谷博行君） 熊本県はもちろん、県内電子入札システムの導入自体は今課長がおっしゃられたとおり、熊本県を除く20市町。阿蘇郡市ではどの市町村も同じです。調べてみますと、コロナ対策補助金で導入した自治体はもの凄く増えたということで、全国でも今、750市町村を

超えて約4割。熊本県も数で言えば4割なのですが。熊本県の場合は荒尾市か何かが1番最後で、去年導入しております。電子入札は入札に参加するための発注機関、役場に赴くことがなく、まずここまで来る時間が省け、関係書類の郵送作業にかかる経費が削減でき、仕様書、設計書、図面等は全てダウンロードできます。総務省も、電子政府・電子自治体化を推進していますので、何かしら知恵を絞り出し、率の良い補助事業があるかもしれません。ぜひ、私が議員をしている間2年間のうちに、導入してほしいものですが、いかがですか。

町長（渡邊誠次君） 御質問ありがとうございます。

私も、入札にかかって部屋に入って入札の時間、非常に災害も多いもので長い間その会場に在籍しております。やはり時間の活用も大事だというふうに思っております。先ほどコロナ関連の交付金のお話をされましたけども、ICT関係にいたしましたは、ほかにも補助事業ございますので、ぜひとも財源をしっかりと確保していきながら対応していきたいというふうに思っております。

時期的な部分につきましては、はっきりとはお答えをする状態には今ありませんけれども、私といたしましても、やはりこういう部分でまず人的な力の削減と申しますか、できるだけ効率のいいやり方を今からも把握、模索していきたいというふうに思っておりますので、総務課中心になると思いますが、具体的に事業の中身について、それから電子入札について検討をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

9番（熊谷博行君） 昔から小国町は、建設、土木、よその市町村よりも遅れている、技術も遅れている、経営も遅れている。そればかり言われて、40年も50年も経っております。まず自治体のほうから先に進んでいただいて、書類は全部電子納品でやる。阿蘇郡では小国町がスタートでしたと。そういう他のところから羨ましがられるような町にさせていただき、ぜひ町長も私もあと2年で失職しますので、その間にどうか導入していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしておきます。検討するという言葉は余り好きではなかったのですが。

それでは、次の質問に入ります。今年は何と梅雨入りが異常に早く宣言されまして、私も記憶の中でこんなに早く入ったのは初めてでございます。油断したわけではないと思うのですが、土木工事で床下浸水の被害が出たというのがあります。まさかあの時期にあれだけの雨が降るとはやっぱり想像できませんでしたので、何があるかわからないのが近頃でございます。

コロナウイルス感染の影響で避難訓練等ができていない地区又は自主防災組織、数あると思っております。避難所の開設は毎回毎回スピーディーに行われております。梅雨明けまであと1か月ありますが、執行部としてどのように考えられるか。

それから、久しぶりに町に電話をして、感心したことが1つありますので、ここで執行部を褒めるわけではないのですが御報告したいと思います。4月のある日、旧下城小学校の近所の方から、階段が壊れていて私達は足が悪いから上れないというのを聞き、なら、おじさん自分ですれ

ばいいじゃないと言ったら、私がしてもどうにもならないと言うので一応私がしたのですが、一か八か総務課に電話して職員に対応していただきました。できるかできないかの回答まで素早く電話していただき、そのあと見に行ったら、もうきれいな階段になっていました。珍しく久しぶり感心しましたので、これだけはありがとうございますと申し上げて、その前の質問の訓練とか避難場所の町の確認とか、そういうのはできているのかお答えください。

総務課長（佐々木忠生君） 通告もありましたように、災害対策の重点目標という部分について少しお話をさせていただきたいと思います。小国町地域防災計画書等に基づき、災害予防及び災害応急対策等関係機関と連携を図りながら、町民の生命、財産を守ることを目的に防災対策に取り組んでいるところでございます。これは昨年度も本年度も変わらない災害対策重点目標として、取り組んでいるところでございます。本年度は気象庁等の大雨や洪水等の警報発令が高い予報時には災害警戒本部を設置し、早めの警戒体制をとっております。

次に令和2年7月豪雨で被災した箇所の復旧が完了してないところが多いので、二次災害の警戒の呼びかけを行うとともに、早めの避難を呼びかけるため予防的避難所の開設を実施してまいっております。今までに予防的避難所の開設を3回ほどしております。

次に災害対策基本法改正に伴う避難所の見直しが行われた避難レベル、避難勧告廃止による避難指示への一本化の周知を行うとともに、いざというときに慌てずに避難し住民自らが自分と身近な人の命を守る行動がとれるよう、熊本県が推進する住民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる防災行動計画であるマイ・タイムラインの作成を今後、広く進めていきたいなというふうに思っております。

また、避難所の看板整備を昨年引き続き行い、住民や観光客等の避難誘導にも努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 何か本を読んでいたようなお答えありがとうございます。

いやいや、コロナでガタガタなっている中で、各地区で防災の訓練等ができているのかという質問でございますので、もう1回お願いします。

町長（渡邊誠次君） 御質問の内容ですけれども、先日、予防的避難措置を出したときに、避難所も少し回らせていただきました。夜7時ぐらいでしたけれども、そのときにはちょっと日にちは覚えませんが、小国ドームで3人、それから下城小学校に4人、杖立の避難所に11人おられました。その中でまだ少し小降りでしたし、予防的な避難所ということで住民の方たちとお話をさせていただいておりましたけれども、そのときにも、中の方お1人から、もうやっぱり避難訓練だけは絶対にしないといけないというふうな話をされておりました。町としても、今回は防災会議ではなくて防災連絡調整会議という形で開かせていただきましたけれども、まずは、やはりコロナ禍のこともありまして、できるだけスピーディーな連絡をとるところも含め

て地元の消防団、それから、消防署、警察、関連施設、関連機関と綿密に打合せをしながら、想定をして災害のときの体制をとっていきたいというふうに思っております。そのような訓練はしていかなければならないと思いますけれども、やっぱり大規模な訓練になりますとなかなか難しい状況もありますので、今でもできる範囲内での訓練を行いたいなというふうに思っております。それよりも、まずは先ほども言いましたように、予防的避難ということで避難所を開設させていただくことが非常に多いと思いますので、できるだけ住民の方には昨年度と全く変わりません、早めの避難をまずはさせていただく、まずは自分の命は自分で守っていただくことを中心に考えていただきたいというふうに思っているところです。避難訓練をしたらという方には、今のように答えました。当然、避難をされている方でもございましたので、毎回こうやって避難をされることも避難訓練としてつながるといえるところでもありますので、まずは自分の命は自分で守っていただきたい。それから、横の連携でぜひとも声をかけ合って避難をしていただきたいという旨も伝えさせていただきました。議員の皆様方にも、ぜひとも町民の皆様にも、こういう御周知のほうをお願い申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

9 番（熊谷博行君） 私も近所の高齢者の方数名には、1 番先になって声掛けをするのですが、この人たちが言うことを聞かないのです、なかなか。それでも私たちが行けば安心したような顔をします、それだけでも十分かと思えます。ぜひコロナで怠っていると思えます確かに。事が大きくなってからでは間に合いませんので、ぜひ避難所までの道中の危ない所があれば早急に措置をすとか。もう 1 回、今からが本当の梅雨入りではないかと思えます。明日、明後日ぐらいから天気が悪くなるということでございます。よろしければパトロールのほうをしていただき、早めの対応をとっていただきたいと思えます。

総務課長（佐々木忠生君） お答えいたします。

避難所につきましては、梅雨入り時に職員で手分けして新型コロナ感染症対策のための消毒用アルコールの設置、それから水道水、敷物、テレビ、それからラジオ等の確認を行い既に予防的避難所として開設運用ができております。

次に避難路につきまして整備でございますが、5 月中旬に町内 6 大字に職員を班分けし、危険箇所パトロールを実施しております。そのパトロールの結果、監視が必要な危険箇所が 5 2 箇所報告をされております。その 5 2 箇所のうち、道路に該当するものが 1 4 件上がってきております。その内訳は、宮原地区で 3 箇所、北里地区で 1 箇所、西里地区で 3 箇所、下城地区で 4 箇所、黒淵地区で 3 箇所となっております。その内容は、先日行われました小国町防災連絡会議で、小国警察署と阿蘇広域消防本部及び消防団に報告するとともに、自主防災組織にも周知を行う予定でございます。復旧にはもう少し時間がかかると思われまますので、引き続き注視が必要と考えております。危険箇所の中には、国道 2 1 2 号線の切原地区のH工で仮対策が行われているものや国道 3 8 7 号線の旧杉室小学校先の片側通行箇所などがあります。現在通行できない箇所は町内

ありませんでしたので、避難路までの支障はないと考えておりますけれども、昨年、7月豪雨並みの大雨が降れば崩壊してもおかしくないのも、これからも注視しながら早めの避難を呼びかけていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

9番（熊谷博行君） ぜひよろしく願いしておきます。

次は、最後になりましたが、林間広場の質問です。少子高齢化の波で林間広場ですのでホッケー人口も激減しているように見えます。この影響はホッケーに限らず、どのスポーツも同じですが、あれだけの施設があるのは県内どこにもないと思います。施設自体は約40年前に大塚今朝一町長のときに着工し、宮崎暢俊町長のときに落成したと思います。落成式のこけら落としには、町民大運動会があったのを記憶しています。4年置きにするという約束だったのが1回で終わりました。

それから、熊本国体を機に改修工事が行われ、約20年間その間に人工芝も2回張り替えられております。オープン当初は、ソフトボール、野球、いろいろな大会が行われ賑やかだったのですが、年々利用者が減るといろいろな批判の声が上がりました。遠いから年寄りが歩いて行かれないから。年寄りはどこまでもそう簡単には歩いて行けないと思いますが、私はそうではないと思いましたが、批判の1番は場所が悪いのではなくて、世の中が変わっていったのが悪いと思います。今さら考えても仕方ないかもしれませんが、我々の先輩議員ももちろん当時考えたと思います。そこで現在の利用状況を説明していただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

教育委員会事務局長（木下勇児君） おはようございます。

林間広場の現在の利用状況ですが、これは利用申込み者数で報告させていただきます。令和2年度、こちらコロナ感染対策の関係で4月、5月が林間広場利用を閉鎖しております。6月以降ということで、延べ2万4千人の利用の申込みがっております。前年度、令和元年度は同じく逆に最後の3月がコロナの関係で閉鎖しております。こちらが2万2千600人ほど。平成30年度が2万2千700人ほどとなっております。この数字につきましては、周辺の散歩、またウォーキング、ジョギングされる方たちの数は含まれておりません。利用者としましては、今の状況からいくと年々若干ですが増加傾向にあるのかなというふうに感じております。主な利用団体は、部活動を含めました小中高のホッケー、そのほか少年サッカー、グラウンドゴルフ、シニアソフト、そのほかテニスなどとなっております。

また、イベントとしては、300歳ソフトであったりとか、郡体のソフト・野球の練習であったり、少年野球やサッカー、ホッケー、交通安全協会とか、いろんな地域のイベントとして利用されているような状況です。利用期間的には屋外ですのでやはり、4月から10月が利用としては多くなっております。また曜日的には、ほぼ毎日のように施設として利用されております。町内の方中心ですが、町外の方も含め幅広く利用されております。しかし、昨年から今年にかけま

しては、新型コロナの影響で県内の感染リスクレベルに合わせた利用制限を行っておりますので、若干、利用しづらい面もあるかと思いますが、そういった中での対応となっております。

状況は以上です。

9番（熊谷博行君）　ここ1、2年の状況を聞いても理解しづらいと思います。

20年前に国体があるということで、インターハイもあったのですが、第2駐車場、第3駐車場、第4駐車場造りました。当時の担当者の審議員もいらっしゃいますが、バスが入ってくるということで、もちろん設計の時点でそこまで計算づくの広さだったと私は思っております。年に何回あの場所が車でいっぱいになるのか。まず1年に1回もないと思います。今は災害廃棄物の仮置場で中間積み場ですかわからないですけど、そういうことに利用はされていますが、あくまでも産廃場の置場で造ったわけでございません。駐車場で造ったものでございます。第3駐車場なんか草だらけで、舗装と舗装の継ぎ目から草が出ております。負の遺産だなと呼ばれないようにするのも、あなたたちの力量だと思います。今後どのようにしたら、あの駐車場に車を停めるような大きい大会を持ってくるとか、そういう考えはございませんか。

教育委員会事務局長（木下勇児君）　駐車場につきましては、特に第3駐車場のもう1つ下第4駐車場この部分の利用については、やはりある程度大きな大会、国体レベル。元々の設計が国体開催に向けた駐車場の整備だったというふうには思いますが、その後も、そういった規模の大会でないとなかなか駐車場が第4駐車場まで利用するという状況には至らないという部分はあるかと思えます。第3駐車場までであればある程度、年に特に300歳ソフトのシーズンであったりとかホッケーの大会でも九州大会等であれば、その辺まで利用していくこともあると思えますし、そういう状況です。

また、災害廃棄物の仮置場につきましても、そういった状況の中ですので意味複合的な利用ということで、有効なスペースを利用してやっているというふうにも認識しておりますので、今後もなかなか大きな大会をもってくるというのも簡単なことではありませんが、そういった部分も町の中でそういったチャンスがあれば、ぜひ誘致も考えていきたいというふうに思います。

9番（熊谷博行君）　300歳ソフトボールで第3駐車場がいっぱいになることはございませんが、できるだけいっぱい試合を呼んでいただきまして、小国町にお金が落ちるような大会を開いていただき、遠征に行くのも大事かもしれません。大きい大会を開けば町が潤いますので、ぜひ小国町で大会を開いてほしいと思います。

次に先日から、小国町からオリンピックの選手、関係者が出ました。このような世の中ではなかったなら、町民挙げて喜ぶところではないでしょうか。2人共私の同級生の御子息でございます。大変私たちは喜んでおります。数年前から、けが等なければ選ばれるというのは言われていましたが、なかなか発表がなくオリンピックも延期になった影響で、少し私たちも忘れ気味ではございました。でも林間広場で練習をした2人がオリンピックに関係する選手とコーチで出ます

ので、これを機と言ったら申し訳ないですが、もう少し部員勧誘の1番のチャンスと思います。この間ちょっと練習を見せていただきましたら、中学生は男女合わせて1チームできるのですかというような、まだ練習に来られていなかったのかもしれませんが、男女で練習をしているというような状況で、奥のほうの高校生は踊っていたので何をしているのかわからないのですが、それも、決して多いとは思いませんでした。何かこの機を逃したら小国のホッケーが衰退するのではないかと私は思いますが、せつかく何十年も町が推奨したスポーツでございます。責任を感じるところまでは申しませんが、そう言いたい部分もあります。

今後どうお考えなのか、答弁をお願いします。

教育長（麻生廣文君） 北里、穴井両氏の五輪参加決定につきましては、大変おめでたいことだと思っております。町のほうでも今後どのようにして、お2人のこともございますが、これをどのように小中学校生はじめホッケーに限らずスポーツ振興にどのように繋げていくかといったことについては、議員のおっしゃるとおりにいっきかけになったと思っておりますので、考えていきたいというふうに思っているところでございます。まだ日が経っておりませんが、まず小中学校長については取りあえずニュースの段階で連絡をして、今後とも子供たちへの働きかけについては教育委員会も含めてしっかり考えていきたいというような話をした程度でございます。ただ、こうした事例でございますので、しっかり基礎場面から子供たちの意識に繋げていきたいというふうに思ったところでございます。

9番（熊谷博行君） ぜひチャンスをものにしていただきまして、部員がいないとかバドミントン部から借りてきたとかそういうことがないように頑張っただけならば、全てが全国大会に繋がると思います。何か近頃は全国大会に行っているだけのような感じがして、もう少し気合いを入れて頑張れとは言いませんので、ただ県大会をクリアしてインターハイに行っているだけのような感じがどうもここ数年感じられます。ぜひ部員を増やせばライバル意識が出ますので、ライバル意識がないと全員レギュラーになるからという感じで、練習しても実力も何もつきません。勉強ももちろんしなくてははいけないので、スポーツができる子は勉強もできますので、どうかいい選手を育てていただきたいと思っております。

もうこれが最後の最後でございます、局長。林間広場の外周を私も昔歩いていたのですが、日中は暑いし、恥ずかしいしでやめてしまったのですが、お陰でこのようになってしまいました。今数名の人が、午前中と夕方歩いておりました。スキーのストックみたいなものを利用して歩いている人も1人、2人見受けました。多分あのストックは歩き方の指導者がいると思っております。昔、小国に来たことがあると思っておりますので、そういうのを勉強した方はそういう方にも教えてやれるし、ただ、無意味では申し訳ないのですが、歩いている方も歩き方の指導をしてやれば健康増進の一つに値すると思っております。町にそういうのに長けた方が存在するのかをまず聞きたいのと、ここでまとめ上げてしまいますので、ナイターの電球も切れています。早めに交換しないと、小国

ドームみたいになるのではないかと危惧しております。変えれば今から先はLEDだと思います。LEDを1個替えても意味がないので、やっぱりナイター施設1基ずつは変えていかなくては行けない。もの凄くお金がかかると思います。長い目で見ればLEDですので、キュービクルも必要なくなるしそういうものと思いますが。ただ、利用者が少ないというのが1番のネックでございますので、どうか利用者も増やしていただきまして、電気をつけてでも何か。結構何も今ありません。何日か詰めて見に行っておりますので。今後、まず指導員が町に、指導員までいなくてもいいです。そういうのができる人が、1番いいのは役場にいるのがいいのですが、いるのか。照明機器の補修は、どのように考えているのかお答えください。

教育委員会事務局長（木下勇児君） まず、教育委員会といたしましても生涯スポーツの推進という観点から、やっぱり若い人から高齢者の方まで幅広く気軽に取り組めるような運動、スポーツの推進を図ることが必要であるというふうに思っております。ただいま御質問のあったストックを持って歩くポールウォーキングというふうに言っているようでございますが、そちらのほうのは、一昨年までポールウォーキング教室というのを健康増進目的で実施をされておりました。こちらについては、指導者は町内にはおられませんので、熊本のほうから指導者としてはお呼びして、数回その歩き方の講習を受けて現在受けられた方がそれを持って歩いておられるのではないかとこのように思っております。今後についても、こちら町民課とも連携しながらこのコロナが過ぎたアフターコロナといいますか、そういった時期での開催も考えているということですので関係機関と連携して取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、ナイター器具についてですが、議員おっしゃられるように今少しずつちょっと切れております。大体1年に1回、切れたところを今までは交換してまいりました。これからは、やっぱりLEDの切替えということで、そこになりますと1つ替えるというのは非常に効率的にも問題があるし、下の受けている架台このあたりもちょっと検討をしなくてはならないということですので、その辺を含めて先ほど議員もおっしゃられたように、ナイターの1棟1棟単位ぐらいの交換をやっていくのが1番効率的かなというふうに現在は執行部のほうで計画のもう少し今詰めの段階ということですので、今年中に方向性を出して次年度以降の取り組みというかたちでさせていただきたいというふうに思っております。

9番（熊谷博行君） ぜひドームの二の舞にならないような策をお願いして、これで一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議を10時55分から行います。

（午前10時43分）

議長（松崎俊一君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

議長（松崎俊一君） 5番、児玉智博議員、登壇をお願いします。

5番（児玉智博君） 令和2年7月豪雨から11か月が過ぎました。農災等の災害復旧工事については、治山工事6件、農地46件、農道水路の農業施設22件の入札が終わっていますが、これらの工事費に対する国庫補助の根拠となっている農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律では、第1条で、この法律は、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設の災害復旧事業に要する費用につき国が補助を行い、もって農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与することを目的とすると法律の目的を規定しております。農林業経営の安定のためには、できる限り速やかに復旧工事が完了し、少しでも早く耕作等が再開できるようにすること。また被災者の金銭的負担がなるべく軽くなるようにすること。つまり、被災者がもとの暮らしを早く取り戻せるようにすることが重要だと思いますが、この点についての町の基本的認識を示してください。

町長（渡邊誠次君） まさにそのとおりだと思います。

5番（児玉智博君） 認識を共有いただけるということでありました。農業災害の復旧工事については、未発注のものがまだ200件近くあるということで、前回の質問では、入札だけで今年度いっぱいかかるという答弁でした。ですが、入札を終えても直ちに着工できるかといえば、そうではありません。現在土木業者の数も限られていますし、特に農地については、工事ができる期間というのも現場現場では限られてくると思います。そこで、今後のスケジュールについてどれくらいのペースで入札、発注して、そしてまたその発注されたものが実際工事がどれぐらいかけて完了していく予定か、御説明願います。

建設課長（時松洋順君） お答えいたします。

今後、この発注のスケジュールといたしましては月間20件程度を目標としながら、今年度中には発注を終えたいというふうに考えております。今議員のおっしゃられたとおり、現場現場で進み具合も変わってきますので、事業といたしまして完了につきましては令和4年度中には完了期限が来ておりますので、そちらの完了を目指していきたいというふうに考えております。

5番（児玉智博君） 令和4年中の完了を目指すということでしたので、あくまでその目指すということですので、必ず終わるということではないかと思うのですが、そういうふうに認識していいでしょうか。

建設課審議員（小野昌伸君） 先ほど、課長のほうから答弁もありましたけれども、今現在5月までで農災234件中50件の発注21%、林道災が11件中10件、ほぼ90%。治山のほうが6件中6件で100%。公共災のほうが222件中8件ということで、4%。今現在74件の発注をしておりまして、今実際、農地災害のほうが13件竣工検査も終わって完了しております。林災のほうも4件ほど完了しております。ペース的にはやはり入札の件数もありますので20件。公共災と見合いながらなるべく農災のほうを先に発注ということで心がけております。

以上です。

5番（児玉智博君） やはり必ず終わるということはこの場では言えないということだと思います。

それで、直近の小国町を襲った災害で大きかったのが、平成17年の災害であります。当時の指定業者の数と工事件数はどうなっていましたか。

建設課審議員（小野昌伸君） よろしいでしょうか。まず農災のほうから、農地のほうが178件、農業用施設が86件、トータルの264件。今年が234件なので、プラス30です。平成17年災のほうが30件多いと。林道災の場合が、今年が11件、17年災が8件。治山のほうが、今年が6件で、17年災が15件。公共災のほうが、河川が73件、道路が87件、あと橋りょうが2橋ほど流出しておりましたので橋りょう債が2件、合わせて162件のマイナス60件、今年が222件なので。トータルは全部合わせますと、20件ほど今年のほうが上回っているということになっております。業者数は、現在9社、その当時は12社です。

5番（児玉智博君） 平成17年と比べたら農災関係は今年のほうが少ないけれども、公共災についてが非常に今年のほうが多いということです。それで業者数で割ってみますと、いずれも今回のほうが多くなります。当時の平成17年災害、12業者あったときの1業者当たりの件数というのが22件に対し、今年は234件を9で割りますと26件ということになります。公共土木災については、162件を12で割ると1業者当たり13.5件となりますけれども、今年222件ですので9で割りますと24.6件ということで、非常に当時と比べても業者一つ当たりの工事数は増えているということになるのではないかと思います。

それで、以前は建設業者の中にも2班とか3班体制で班を組めるくらい的人员もマンパワーも充実していたかと思いますが、現在は各業者、人員的にも少なくなっている状況ではないかと思えます。そこで、やはり下請発注という選択肢も出てくるかと思いますが、各業者というかももうトータルで結構ですので、現在入札が完了し竣工したところもあるということでしたが、そこも含めて下請への発注を行っている状況どうなっているのでしょうか。

建設課長（時松洋順君） お答えいたします。

現在、下請承認届というものを出されている工事件数としましては、1件でございます。業者間で契約を交わしている場合には届出が必要となっておりますので、そういう工事が1件ございます。

5番（児玉智博君） 非常に少ないような感じがするのですが、届けが出ているのはそれだけということですか。ほかに確認等はされていないでしょうか。届出が忘れられている場所とかもないか。もう届けが出たもので、それを受理してはいさうですかではなくて、やっぱり町のほうも確認とかされていないか、ちょっとお聞かせください。

建設課審議員（小野昌伸君） 建設業のほうの確認からしますと、9社中今8社下請のほうを利用しているというところで。今課長が答弁された1社というのは、今施工体制台帳というのを付け

ないといけないようになっていまして、これはあくまでも下請の下請と正式な契約、資材から労務から全てにおいて契約した場合、もちろん見積書も付けて役所に出しなさいと。あとは結構オペレーターだけとか、人夫で働くとか、そういう契約はもう業者業者各々でやっているので届出の必要はないということです。使っているのは8社ぐらいいますけれども、今のところ施工体制台帳として上がっているのは1件というかたちになっております。

5番（児玉智博君） やはり、そうやって8社とほとんどのところが、オペレーターとかの下請とかそういうかたちだと思うのですが、業者間でしていくというともう今の状況を聞くと本当に令和4年度中に完了するだろうかなというような気がするわけです。小国町はこれまで公共工事の入札は指名競争入札を行っています。特に土木工事は、町内業者のみで行う場合がほとんどではなかろうかと思えます。建設工事に関してはもう町外業者も指名に入れているわけですが、町はその理由を町内業者の育成と説明してきております。先ほどから言われているように、現在の町の土木指名業者の数は9社でこれだけの数があれば一定の競争もあるとは思いますが、地域経済の面からも基本は今のままでいくことは理解できます。しかし、こと農災など被災者がいる工事については、やはり復旧を急ぐべきであるという点。また、いずれの工事の落札率を見ましても、97%から98%という高い落札率で落札されております。これを下げれば被災者の負担も下げられるわけですから、今後の農災等の復旧工事の入札に限っては、一般競争入札に切り替えるか、あるいは阿蘇市など町外業者も指名しての入札に切替えるべきではないかと思えますが、検討いただけないでしょうか。

総務課長（佐々木忠生君） 入札業務については、総務課所管ですので私のほうから少しお答えさせていただきますと思います。まず災害復旧工事については、児玉議員も御承知のように、迅速かつ確実に実施することが求められているというような部分でございます。御意見をいただいた一般競争入札は、指名競争入札に比べ、入札事務、入札の図書の作成から入札情報広告、説明会、開札、取引先の評価、書類審査、実績等調査など約1か月以上の日数が入札までに要するものでございます。また、町外事業者が工事を行う場合、品質の確保や地域の実情を説明し、円滑に進捗できるよう一層の配慮が必要となり、建設課職員の負担の増加が考えられるかなというふうに思っております。町外業者につきましては、阿蘇管内でもやっぱり同様の被害が出ていると思えますので、なかなかよその業者を指名するというのも少し厳しい部分があるのかなというふうには思っております。それから地域の事業所につきましては、災害発生時、災害の応急対応、それからこれまでも冬場では除雪、そういった地域の守り手というような重要な役割も担っていただいております。今般の地域の実情を踏まえ、地域における公共工事の品質の確保の担い手の育成及び確保、それから災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制の整備が求められているものと思われております。町といたしましては引き続き、町内の業者による指名競争入札で行わせていただきたいなというふうに思っております。

5番（児玉智博君） やはり私は何も全部、災害復旧工事を町外業者も入れろと言っているわけではありません。というのが要するに、公共土木災害についてとか通常の道路維持管理とか改良工事等は今までどおりやられればいいと思うのですけれども、やはりこれだけの平成17年災害も大変な災害であったけれども、業者1社あたりの数で見るとやはり増えているわけです。町内業者の人員もかなり減っている中で。ですので、そういう中で既に下請に発注されている発注というか、オペレーター等の人員を社外から連れてこられている業者が9社中8社ということで、建設課から答弁ございましたけれども、その人たちがほとんどその町外から来られている方ではないですか。それで、町外でも日田市とか各地災害出ていますけれど、今回の去年の7月に関して言えば、阿蘇市でいえばそれほど切迫した状況ではないのかなというふうに思いますが、そういったのもきちんと調査されてから答弁されているのですか。阿蘇市、大体何件ぐらい災害復旧工事が出ているのでしょうか。

総務課長（佐々木忠生君） 具体的に阿蘇市が何件の被害というような部分は私も把握はしておりませんけれども、近年の集中豪雨後の報道等によってもそういう状況かなというふうに推測をさせていただきます。

5番（児玉智博君） 私聞きますよと言ってから通告しているわけですから、そういう印象で答弁されても困るので、そこら辺はきちんと裏づけのある答弁をお願いしたいと思います。

既に発注が済んでいる工事を具体的に見ておきたいと思います。特に今回被災者負担が大きいのは治山工事です。これは住宅の裏山が崩れたところが対象となります。治山工事の費用負担は、県50%、残りを町と被災者が負担しますが、被災者負担は7%又は10%です。かかる費用は現場により大きな差がありますが、被災者負担が最も高いのは122万円となっています。その次が89万円ですが、やはり80万、120万のお金を用意するというのは大変なことであります。それぞれ将来の介護の費用であったりとか、あるいはその子育てのために蓄えているお金を取り崩すとか、あるいはそういう蓄えがなければ借りて払わないと復旧工事をしてもらえないというような状況にもなるのではないかと思います。また、治山工事以外でも去年簡易査定が行われている段階では、農地災害でも国の補助限度額を超えて被災者負担が100万円を超えるような災害箇所が数件あるというふうに、建設課のほうから聞き及んでおりました。そうしたところも今後入札が行われてくるのではないかと思います。やはり落札率を低くするために、入札参加業者の数を増やすなどの努力を行う必要があるのではないかと思います。しかし、町としては今のやり方を続けるという答弁でありました。でしたら、町が補助するなどの支援が必要になってくるのではないかと思います。いかがでしょうか。

建設課審議員（小野昌伸君） お答えしたいと思います。

まず、先ほどからおっしゃられたとおりの入札案件に関しては、山都町のことを調べてみました。山都町では平成28年の地震後の豪雨災害で1,700件ほどの農地災害が出ております。

現在、今まで1,300件ほど入札が終わりまして、まだ400件は今から発注ということで、事故繰越でやっているという状況です。やはり山都の土建業者数が27社ありまして、やっぱり最初公共災もちろん多かったのでしょう不調不落が続きまして、いろいろ県からの指導がありましてやっぱそういうかたちで入札の方式を変えた。しかしながら、なかなかやっぱり先ほどもおっしゃったとおり農地災害といえば、地元の誰かの田んぼを通っていかないといけないとか、借地をしないといけないとか、土地感がないとなかなか難しくて地権者の要望にも応えないといけないわけですから、それでやっぱり不調不落が続いてまだ400件残っているという状況でございます。それから17年災の時は12社いたのですが、あの時は今回と違う点は、最初からコンサルタント、測量会社もたくさんいたので、今年は県南のほうが先に災害出ましたから、うちのところには、なかなかコンサルを探すのに精いっぱいだったと。その当時はコンサルもいて役場の職員も技術担当と経験豊富な職員がいましたから、その年の3月までにはこの200件近くを年度内発注というかたちで、災害が7月に起こって9月ぐらいから入札を始めまして3月には全て発注終わっているというところで、皆さん農家の人には多大な迷惑をかけずに済んだ。今年はもうマンパワーも少なくコンサルもないということで、県からの指導もありましてまずは査定を終わらせようというかたちで12月までの査定を何とか3名の職員で乗り切ったということで。今からが発注があって発注しまして、今現在でも13件は終わっているということで、特に廃土、山から田んぼに土砂が流出して田んぼが埋没しているやつを先行してやっていますので、そこは田を植えられる状態になって非常に喜ばれているところもあるのですが、そういうかたちで早期着工という点では、もちろん業者数を増やすというのも一つの案かもしれませんが、通常でいけばコンサルとマンパワーさえあれば17年災のように9社でも早く発注していけば、今の段階で80%90%発注が終わっておけばお望みどおりの展開になっていくと思います。今年は県南のほうで多大な災害があったので、うちのほうがちょっと遅れたという事実はあります。あと負担金に関しては、治山の場合は10%、もともと治山施設があったところには7%ということになっていますが、うちのほうもなるべく安く丈夫な方法でという考えをしていますので、今回の場合はその見直しをしてもどうしても仕方ないところにおいては、地元の説明に行ってこれだけ負担がかかりますけれどもいいですかということを一軒一軒回っております。それで了承を得たと。農災の限度額については今簡易査定ですので、今から実施を組んであるいは面積が主に反映してくるので、もともと30度という安息角というのがあって30度で面積を測るのですが、それをもっと寝せていいよという条例がこの前県からありましたので15度のほうで今計算して、面積を増やせば限度額が減るということになっていきますので、その辺でまた工法もブロック積みから角マットに変えたりしてなるべく地権者の負担がないように今、工法的に重要変更しながら農政局とヒアリングをしながらその辺は十分に負担がかからないように、建設課としては技術的に頑張っているところでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） やはりその山都町の例を出されましたけれど、1,000件以上の農災という事で余りに規模が違う話ですから、今回の小国町に当てはめることはできないのですが、やはり熊本地震から5年ですか、経ってもまだそんなに終わってないところがあるのかというのは、非常にそれはよその町のことですけれどもどうにか国も県も考えないといけないのかなというふうに思いました。それで、今年は先ほどから言われているとおり5月中旬には梅雨入りをしたわけです。しかも、梅雨のはしりから大雨が降るなど、誰もが去年のような災害が繰り返されるのではないかと心配されていると思います。気候は間違いなく変わっており、災害発生の頻度は以前と違います。やはりだから、まだそうやって13件はもう終わったというふうに言われるけれども、まだ全然200件以上これから測量そして設計それから入札かけていくところがあるわけですね。それに加えて今年もまた災害が発生するかもしれないというような状況だと思います。それでやはり、今後、復旧工事の在り方を変えていかなければ今後は対応できなくなる時代になっていくのではないかということの問題提起しておきたいと思います。そういう状況になって考えてもすぐに動けませんので、やはり今のうちから考えておくべきだということで、皆さんに問題提起させていただきます。

次に、杖立地区から出ている排水路の請願について聞きます。昨年の12月議会に、杖立地区の住民の方々の署名とともに、杖立温泉地域における排水路の整備及び避難道確保に関する請願書と題される請願が提出され、全会一致で採択されました。降雨時にがけから流れ出す大量の水を処理するための排水路を整備し安全確保をしてほしいと、そのことを求めるものでありました。請願書には、町道から川に向かって防災会館付近に2か所の水路を新設して安全に川まで排水をすることができるよう提案がされており、町もこの請願に基づき設計も行い図面とともにその案を議会に示していただいております。その後どうなっていますか。

建設課長（時松洋順君） お答えいたします。

昨日、補正予算をお願いいたしました道路改良工事の中に湯鶴線の改良工事が含まれておりまして、補助事業といたしまして社会資本整備交付金を活用し排水路といいますか道路側溝を改良するかたちで流末を九州電力の放水路へ流す計画を今のところ立てております。

以上です。

5番（児玉智博君） やはり、私この請願を出された関係者の皆さんにお話聞きたいのですが、もちろんそれありましたよ。道路側溝、両方小さいから大きくしてほしいということも言われておりました。しかし、肝腎な部分というのは杖立防災センター付近の2本の川に向かって流す排水路ですね。ここをしてほしいのだという御要望のほうが私強かったというふうに理解しておりますが、図面まで書いておられながらそれが具体化されていないというのは非常に残念だと思います。今後、やはりそれ課題にしておくべきではないかと思うのです。5月20日夕方、大雨が

降りました。当該箇所から再び大量の水とともに土砂が流れ出し、去年大変な被害を受けた旅館に再びその土砂が流れ込むという事態になったそうであります。半年間休業してようやく再開したばかりの旅館でありますので、非常にショックを受けられたのではないかと思います。杖立のがけの問題点は、がけ全体の山水が県が設けた排水路1か所に集まり、温泉街に流れ込むようになっているということだと思います。やはり、町と県が協力してこの上からのたった1か所で温泉街に流れてきているところを、やはり分散させるように山からの排水路も新設していく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 私の地元のことでありますし、江藤議員から請願書が出されて、議会の皆さん方の全員の同意を得てのお話ですので、お答えをさせていただきます。

まずはできるところからということが率直な意見です。水路は、本当に造りたかったのです。10月の時点で木村副知事が見えられたときに、もうこちらでは設計図を用意してこのとおりにやりたいというお話をさせていただきましたけれども、水路に関しては今までの前例として補助金がついたことがないということもありました。かなり要望も町のほうも上げておりましたが、それが付かないということで、1番最初にできるところで建設課と話をしっかりして社会資本整備交付金を付けて、まずは側溝を用意するというところで話をしているところです。もちろん要望を上げていきますが、やはり水路を2本新しく掘れば何千万という一般財源がまた無くなっていきます。その時点でやはり補助金をしっかり使って造っていきたいという意思は変わっておりません。また今回、5月20日に出水いたしまして山からの水が流れ込みましたが、もちろん、あの地区というかあの旅館はもともと田んぼがあったところの水の1番低いところです。ですので、やはり谷の水がなかなかあっちの方向にもともといていたところなので、やっぱり非常に食い止めるのは難しいというふうに私は思っております。ですので今回ちゃんと整備をするといったところもあります。ただ、杖立温泉は全部谷ですのであそこ1か所だけではなくて4か所から山の水が集まって出てきているところがございます。もちろん九電のところ、それからひぜんやの上の川、それからもうちょっと上流にももう1か所あります。それぞれのところで出水をしますので、非常に地域的に今までと同様に水害の多いところではありますけれども、できるだけ水害の被害を減らす工面はしたいというふうに思っているところがございます。水路に関しては、できるだけ要望続けてできるだけ早く先ほどの農災の気持ちと全然変わりません。できるだけ早く着工したいという気持ちはありますけれども、実情としてなかなかできないというところで答弁とさせていただきます。

5番（児玉智博君） 実現させたいという気持ちはあるのかなということで一応理解をしておきたいと思うのですが。なんかもともと田んぼがあったところだからどうこう言われましたけれども、そしたら何かそこに旅館を造ったのが悪いのだと何か言わんばかりにちょっと私聞こえてしまったので、そうではないと思いますけれど。やはりその旅館の被害というのも非常に甚大な被害が

あったところですのでもうないようにしていかないといけないというのがありますが、同時にその請願の趣旨というのは杖立防災センターができたけれども、その道路に土砂が広がったり、たくさんの水が流れたりするから避難自体に支障を来すという意味もありましたので、非常に公共的な意味は大きいかと思しますので、ぜひ町としても要望を続けていただきながらいろいろ対策の知恵も建設課あたり出していただきたいと思えます。

次に、メガソーラー周辺の災害についても確認をしておきたいと思えます。日本テレビワーク24との協議については前回の質問で渡邊町長は、緊急事態宣言により相手方の社長との話し合いは進んでいないが、宣言が解除されたら上京して話をしたいとするとともに、それでも事務レベルの協議は宣言中も続けていっておりますと答弁をされました。その後の進捗状況を御報告ください。

町長（渡邊誠次君） もう答弁のとおり、上京させていただきまして話をつけました。

今の現状をちょっとお伝えしたいところありますけれども、ナイーブな点がかなり今含まれておりますので議員の皆様方には必ず公表いたしまして、議会の承認もいただかないといけないこともあるかもしれませんが、そういったところまで今現在きております。住民の方とも、被害者の会というか会がございますので、その方たちともお話をさせていただいております。ぜひともそちらのほうも早期解決、早期といいますか着実に解決をさせていただきたいと思えますし、実際今、日本テレビワーク24があります太陽光の部分、今、県の工事も進んでおりますけれども、さらなる被害が出る前に何とか流末の工事等々も含めて話し合いをして、地元の人たちと折り合いをつけていながら、安全なところを目指したいというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） ちょっと答弁を拒否されたような感じになってしまったのですが。要するに町長が前回の質問からすると結局その補償の部分ですね、被災された方たちとの補償の部分なんかの話をされたのか、それとも県が工事やりますけれどもスリットダム入れたり排水の話であったりとか、そういう部分も含めて答弁できないということですか。

町長（渡邊誠次君） 県の工事に関しましては私よりも具体的にはもう建設課のほうに聞いていただいたほうがはっきり分かると思えます。もちろん私も把握しておりますが、私が話を進めさせていただいているのは、日本テレビワーク24との直接の交渉でどういったかたちにするかというところであって、補償のこととかいろいろなことがあるかもしれませんが、今その答弁は申し訳ないですけど差し控えさせていただいて、本当に提示できるようになったら提示したいと思えます。

5番（児玉智博君） それでは、そういう県関係の工事等については答弁はできるということですので、どういうふうになっているのでしょうか。ちょっとこの間行きましたら重機も入っていましたので、始まっているのかなという気はしましたが。

建設課審議員（小野昌伸君） お答えします。

まず、下流側から県の土木関係で災害関連緊急砂防工事ということで、国道から100メートルぐらい今おっしゃられるとおり、取付け道路を造っているところ100メートルぐらい上流に長さ100メートルのスリットダムができます。高さは12メートルですから約この3階建てぐらいの高さになると思います。真ん中にスリットダムを造りまして、それから下流は今の国道のボックスカルバートあれを生かしながら、流路工をダムから国道まで国道から手水野川まで全て流路工をきちんと造り上げて水を流すと。スリットで大きい土石流関係は、がっちり止めてしまうと。今造っている取付け道路はあくまでも工事用道路ということで。平成30年の災害のときもあったかと思いますが、森林組合が作業道笹尾線というのを造りましたけれども、これが上流の沢からの水で溢れまして、結果国道まで砂利が流れたという案件がありましたけれども、そういうこともないように今度工事用道路としてその林道の作業道笹尾線あれ自体をコンクリート舗装とか一部拡幅しながら、今多分林森林組合のほうと協議していると思いますけれども、そこを工事用道路将来のスリットダムに堆積した土砂の運搬ができるように、林道を利用しながら最終的な工事に着手するというで聞いております。今はやっぱり夏場にもう梅雨時期に入りましたけれど、それまでどっぷり溜まっていたのでそれをスムーズに排水ができるように、下流域の人も心配していましたので、その堆積土砂の除去というかたちで取付け道路を入れています。ダムが100メートル上流にできて、それからしばらくは林道笹尾線の横断の沢ぐらいまでは堆積土砂の範囲ということで、県のほうがダムと同時に買収をします。そこはもう将来溜まっても県の管理地ということで、溜まったら取る、溜まったら取るということで。林道から上に関しては、ちょうど上の弥太郎谷線という林道がありますが、その中間付近に今度は林務課のダムが入ります。これは約50メートルの高さが7メートルぐらいの砂防ダムが入りまして、その上は山腹の二次災害を抑えるために緑化工で抑えていくということで、林務のダムは一基ほど入るといふかたちになっております。これが、県の今のところ計画概要でございます。

5番（児玉智博君） やはり言われたようにもう既に梅雨にも入っておりますし、やっぱり梅雨の明け方が特に今までの経験からすると大雨になっていますので、完成したら安全になるのでしょうかけれどもやっぱり完成していない段階、今年の梅雨、台風それで再び災害が繰り返されないように、ぜひ町の建設課としても注視していただいて、危ないところを把握されたりしたら県のほうに状況を共有していつか適時対応に当たっていただければと思います。ここで大変建設課審議員体調がすぐれない中答弁いただいてありがとうございます。よければ、もう私は質問ありませんので、退席いただいて結構です。

議長（松崎俊一君） ここで建設課小野審議員は退席いたします。

（小野建設課審議員 退席）

5番（児玉智博君） 続いて戸別受信機について聞いておきたいと思います。今年は5月15日に

九州北部が梅雨入りして以来、町は5月20日、26日、そして6月3日の3回予防的避難所を開設しています。いずれも町内放送で町民への周知を行い、必ず明るいうちに避難するよう呼びかけています。屋外放送は家の中にいると聞き取りにくかったり、まして大雨のときなどは風雨の音にかき消されて聞こえなかったりするため、町は以前から戸別受信機を配布しています。現在のものは、約10年前にCATVを整備した際に導入した機種になります。しかし、これは配布を受けることができている世帯などは、町の光ネットワークに加入することが条件となっており、町内各世帯にあまねく配布されているわけではないと思います。また、配布されていても利用料金を滞納してしまえば送信を止められますので、戸別受信機も使えないこととなります。そこでまず、現在の戸別受信機の設置状況と滞納による停止件数はどうなっているか明らかにしてください。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

まず光の加入の件数でございますが、6月1日現在で3,313件です。それから、光の料金の滞納によるサービスの停止ということで、現在3件でございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 小国町の特殊な事情というのは、戸別受信機がテレビの難視聴地域解消のための地上波の再送信とインターネット光回線と一体になっているということです。このため、防災情報を含む行政情報を戸別に受信するためには、加入金それから毎月の利用料金を負担しなければならないこととなります。しかし、命に直結するような防災情報をお金を払わなければ届けられないというのは果たしてどうなのかということです。利用料金を払えなくなって止められてしまったところに災害が来る。避難が遅れて巻き込まれたということになれば、まさに金の切れ目が命の切れ目という事態にすらなりかねないわけです。1つ具体例を示します。昨年、小国町に移ってこられた方の話です。ファームロードの外側に土地を購入して、家を建てられました。光ネットワークへの加入を申し出られたのですが、線を引くのに多額の負担を求められ断念したといいます。このお宅は何もぼつんと一軒家ではなくて、周りにはほかの住宅はあるし近くの集落には加入している世帯もありますので、恐らく約500メートルから800メートル先まで行けば電柱に光ケーブルが届いているわけです。しかし、そこから延長することは容量がいっぱいになってしまうから、そこからは引けないと。何キロも離れたところから引いてこないといけないから、数百万円かかるという提示をされたということです。周辺には屋外スピーカーもありませんから防災情報は届きません。お金を出さなければ仕方のないことだと思いますか。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

先ほどのお話についてはうちの課のほうで実際町民の方でそういうやりとりがあったということは承知しております。その上でそのときのやりとりとしては、緊急放送、防災面においては、情報を取得する手段としてラジオで周波数を76.5につけておけば緊急放送は受信できますと

ということと、携帯、それからテレビ等による情報を受信してくださいというなお話をしておりました。工事費については実際、確かに容量不足ということで、その方法で金額を積み上げたところ、数百万かかるというのは事実としてやりとりが行われております。

以上です。

5番（児玉智博君） だから、そういう負担金も払えないと。そしたら、その76.5に常にそれ合わせておかないといけないのですかね。これはもうやかましくてしょうがないですよ。それはお金を出せないと仕方のないことなのですかと聞いております。

情報課長（村上弘雄君） なかなか難しい部分があります。実際うちのほうがサービス提供としては、光ネットワークの情報を町内で確保するという意味で光回線を使って有線によって当時、光を走らせたわけですがけれどもほぼ数字的には全世帯、先ほど言ったような事業所の数からいけばほとんどの世帯が加入していると。260件ぐらいオーバーするような数字も出ますので、事業所も入れればほぼほとんどのところは光は走っているというふうに思います。ただし、先ほどみたいな町民の方の場所については、実態として情報課としては光サービスの提供という意味では加入されてなければサービスは提供できないということは事実でございますので、結果としてラジオか先ほどと同じ繰り返しになりますけれども、防災面に対してはその他の媒体で受信していただきたいというふうに思います。

以上です。

5番（児玉智博君） そんなことで、防災に強い町を目指せるのかという話ですよ。町の戸別受信機は、光ケーブルを介して受信する通常放送とは別に、FM電波を利用した緊急放送も受信できる仕組みになっています、白ラジオです。やはり、私は町が発信する防災情報をお金を出さないと受け取れないというのは間違っていると思います。光ネットワークに加入していない方にもその白い戸別受信機を配布するべきです。そして、利用料金を滞納してしまった方にも、防災情報はきちんと届くようにしなければなりませんよ。担当者の方に聞いたら緊急放送は現在、警戒レベル5の時になって放送するように決めているということなのです。警戒レベル5という去年の7月豪雨のときには緊急放送は行わなかったというわけです。では、いつ行ったのですかと聞いたら、たしか熊本地震のときは断線した地域がある可能性があるから行いましたと言われるわけです。それで、今の状況これは宝の持ち腐れだと思います。今年のように予防的避難所の開設というものまで含めて、防災に関する一切の情報はFM電波で発信して、あまねく町民に届けるよう運用を見直すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） まず情報課としての見解を申し上げます。

まず、光の滞納による停止については、議員承知と思いますけれども、遮断機というのを一旦つけてサービスは停止しますが、実際緊急放送は受信できる機械となっています、白ラジオの件です。ということで、防災面としての意見は総務課のほうと調整をしないといけないと思いま

す。確かに白ラジオ自体は古い型式にはなっておりますけれども、物理的には貸与というのは可能でございます。あとは総務課のほうとの調整がこれから検討が必要かと思えます。

以上です。

総務課審議員（佐藤則和君） 緊急放送についてお尋ねということで、白ラジオと同報無線については、議員御指摘のとおり部分があると思っておりますし、物理的に今情報課のほうから説明のあったとおりだと私たちも理解しておりますけれども、防災の担当からすれば、これは防災計画のほうに通信設備利用計画というのがありまして、一応町の通信施設としては、今話題になっております防災行政無線、コミュニティFM放送、FM告知端末ですから白ラジオのことです。あとCATV放送ですからこれもテレビになります、ケーブルになります。それと、登録メールということで、これは消防団とか職員などの登録メールになります。あとLアラート、これはテレビインターネットに強制的じゃなくて帯でテレビ等で、どこどこは避難指示が発令されていますとか、そういったものがテレビとあと携帯電話からも取れるようになっています。自分から取り込むのがプル型、と先ほど言ったような同報系はプッシュ型ということで、いろいろ町のほうとしましても自分から取りにいけば取れるような情報は出しておりますので、そういういろいろな受信体制に障害のあられる方にはそういったことで、周知をしていきたいと考えております。あとエリアメール。これは携帯各社には大きく4社ありますけれども、こちらのほうがエリアメールということで、強制的に携帯に入って来ますよね。どこどこで避難指示が発令されましたとか。そういったものも利用して少しでもそういう情報漏れ、取得漏れがないように対応を図っているところでございます。

それと先ほど警戒レベルのところでも5でしか発信していないということで、ちょっとそこが違うかなと思ったので私のほうから補足させていただきますと、警戒レベル2、これは町のほうでは予防的避難とか注意報の段階です。このあたりでは同報無線の利用が中心になっておりますのでお知らせをしております。警戒レベル3、これは高齢者等避難ということで、この辺になると先ほど申しましたLアラートとかエリアメール等が入ってまいります。それ以後、警戒レベル4、5についても、そういったLアラート、エリアメール等を活用しておりますので、そういったプッシュ型とプル型と合わせた情報発信を行っているのは、今の現状でございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 月1,350円の光ケーブル利用料金を払えなくなって滞納してしまうような人が携帯料金を滞納しているかもしれないというような、もうちょっと町民に寄り添った思考のやり方はできないのでしょうか。それで今言われましたけれど、警戒レベル2の高齢者等避難とかそのときはいわゆるFM電波を使った緊急放送ですよ、加入者に渡している白ラジオ。それ滞納した人も、警戒レベル2でもFM電波で飛んできて鳴ったのですか。去年の7月豪雨のときはそれしてないというふうに担当者言っていますけれど。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

担当者とのやりとりちょっと私のほう確認できていませんけれども、物理的なその白ラジオの機能は、先ほどちょっと繰り返しになるかもしれませんが、滞納者がいた場合に3件ほど今いらっしゃいますけれども、遮断機というのを差し込むと通常の情報とは。

5番（児玉智博君） 去年の7月豪雨のときに、緊急放送でしたのですかどうですかという話です。だから、その担当者が間違っていたのなら、いえしてましたと言えればいい話だし事実確認をしているので、その部分について答弁できないならもういいです。

座ってください。

情報課長（村上弘雄君） 後で確認します。

5番（児玉智博君） やはり、そもそもお金を払った人とお金を払ってない人払えない人、その人たちについて町の扱いが差別的であるというのはこれ事実ですよ。ですからやはり、もう一度やっぱり検討すべきだということを申し上げて、ちょっと子育て支援について質問をいたします。

今全国的な少子化が進む中でこの流れにブレーキをかけるためには、特にやっぱり小国町のような過疎地域においては自治体がどれだけ子どもを産み育てやすい環境をつくっていくかが重要だと思えます。今、少子化対策での国会での参考人のお話などを聞いていますと、チャイルドペナルティというようなことが言われます。要するに子どもを持つ大人と子どもがいない大人では、要するに負担が違うのだということやはりそのことで少子化が進んでいるのではないかというお話があるわけです。渡邊町長は、「オール・フォー・ザ・ネクスト、全ては次世代のために」というスローガンを総合計画にも掲げていらっしゃいますが、やはり、オールフォーザネクストは次世代のためと同時に、今次世代を育てている親のための支援、負担軽減をしていかなければならないと思えます。そこで、少子化にブレーキをかけるためには何より出生数をまず上げなければなりません。そのために、育休、産休の取得については所得保障が必要になります。これが被用者保険とかになると、保育園に入れなかったときに育休の延長、これ認められますけれどもこのときも育休手当は延長されます。当たり前です。そうでなければ、安心して休めないですから。一方で、国民健康保険の加入者は、出産手当金はもちろん育児休業の給付金もないような状況であります。国民健康保険の被保険者の方、パート、アルバイトであったり、あるいは自営業、フリーランスの女性にも出産に伴う所得保障が必要であると思えますが、いかがでしょうか。

町民課長（生田敬二君） 議員が言われた国保の中での給付という形になります。これ任意給付ということになるかと思えます。法定給付と任意給付がありまして任意給付の場合は、一定の限度内で保険者が自主的な決定によって給付することができるとされており。本町の国保財政について見ますと、財政的な余裕というかそういったものがあるわけではございませんので、その財源面からも慎重な検討が必要になってくるというふうに思っております。町のほうとしては国保でなくて一般会計、一般施策のほうで3人目の多子世帯の方から給付をするというような事業

は行っております。国保での任意給付について、現在具体的な検討はしておりませんが、今後他市町村の事例等は調査をしていきたいと思っております。

5番（児玉智博君）　それで、国保加入者の仕事ができないときの所得保障については、小国町も給与所得者に限ってはありますが、今回のコロナに感染して休業せざるを得なくなった場合の傷病手当を出すように条例改正したわけです。出産は病気ではありませんが、仕事を休まざるを得ないという意味で理屈は同じであると思います。少子化対策でやらなければならないのは、子どもを産むということを女性の不利益にしてはならない、これを大原則にしなければならないと思います。子どもを産むことで、女性は一定期間働けません。そのときに、そういった方の所得をどうするか。大丈夫ですよ、町が補償しますよ、とこういうメッセージを発することが重要だと思います。出産が多い年齢層である20歳から39歳で見えますと小国町の国保加入者は、3月31日現在で102名おられます。県が行っている不妊治療の助成対象が43歳までということですので子どもを望む年齢はもう少し高くなると思いますので、人数はあと20人ほど増えるのかもしれませんが。ここに会社員などにはある出産手当金だけでなく育休給付もないと。そうならば、産前産後ほとんど休むことなく仕事に復帰しなければならないとか、その負担が重いかから第二子以降は諦めようとかいうことにつながると思います。先ほど3人目以降のお金言いましたけど、あれ祝い金ですよ、所得保障ではありません。全然足りないと思います。ですから、やはり全ては次世代のためと言うなら、本気で少子化を何とかする。そのためにいかなる条件の女性にも子どもを産むことについて不利益にしない、このことを本気で考えるべきだと思いますが、最後に御見解を伺いまして質問を終わります。

町長（渡邊誠次君）　「オール・フォー・ザ・ネクスト、全ては次世代のために」、もうまさにそのつもりで、私も今から当然施策を進めてまいります。全ては次世代のために、もちろん現世代のためにでもありますし先人たちの功績をしっかりつないでいくこと含めて、私としてはこの地域がこの地域としてしっかりつながっていくようにという思いでつけさせていただいておりますので、産業、自然、暮らし、教育、全てにおいての施策を通じて、次世代のためにというところにつながっていきたいというふうに思います。それぞれの視点から考えれば、当然児玉議員言われるとおりだと思いますけれども、視点を変えるといろいろな見方があると思いますので私は総合的に考えながら政策を進めていきたいというふうに思います。それからもう一つ先ほど災害のことを言われましたので、私のほうからも1点だけお答えをさせていただきますが、私としては白ラジオには実はこだわっておりません。ただ、できるだけたくさんの情報は出したいというふうに思っておりますし、たくさんの情報をできるだけ早めにこれは身の安全を守るためなのでまずは早めに出したいと、もうこれは見解的には全然変わってないと思います。もう一つ、町は知らせる努力を相当やります。住民の方たちは知る努力をしっかりしていただいて、自分の身はまずは自分で守っていただきたいというふうに思います。御相談があったところを情報課では多分見

当がつくと思いますので白ラジオにはこだわらなく、ほかの情報として伝えられるところがあればその情報等々も検討できますので、たくさんの情報をこれからも出していきたいと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。午後の会議は13時、午後1時から行います。

（午前11時56分）

議長（松崎俊一君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（松崎俊一君） 4番、久野達也議員、登壇をお願いします。

4番（久野達也君） はい、4番、久野です。それでは、一般質問ということで通告にしたがいまして質問させていただきたいと思います。

今回につきましては、私は昨年のおきにも2、3質問させていただいた中でも発言させていただいたのですが、コロナに対する対応それから災害に対する対応それと併せてやはり町として地域活性化これが同時進行で並行して進んでいくということで、2、3、お尋ねさせていただきましたけれども、そんな中で自分なりに調べ物をさせていただいた中で1点、あれこれってもしかしたら参考になるのではないかなと思う書籍がありましたので、書籍というか法律です。一部紹介させていただきながら、それとリンクさせたかたちで小国町でどうその法律の対応策を活用できるのかの確認とお尋ねをさせていただきたいと思っております。

まず、国のほうで平成14年に都市再生特別措置法というのが制定されました。これにつきましては、国としては急速な情報化、国際化、少子化など社会情勢が著しく変化していると、そのような中で住環境の向上を図りあわせて都市の災害、防災に関する機能を確保することを目的として特例的な特別措置を講ずるという法律です。ですから、小国町が直接この法律に該当するわけではありませんけれども、都市機能いわゆる自治体、自治機能、これらをどう確保していくのがこの法律で問われているものと思います。そんな中、この都市再生特別措置法が実は昨年2月に閣議決定いたしまして、6月に公布9月から施行ということで一部改正がなされました。この一部改正を少し紹介させていただきますけれども、都市再生特別措置法の一部改正の中で謳われておりますのは、まさしく今の災害の現状です。頻発・激甚化する自然災害に対応するとともに、まちなかにおけるにぎわい創出するため、安全で魅力的なまちづくりの推進を図る都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が一部規定を除き、昨年9月から施行するということです。この中で2つの項目が謳われております。1点として、安全なまちづくりです。この頻発・激甚化する自然災害に的確に対応するため、開発の規制や立地の誘導、立地条件です。それから移転の促進等に総合的な防災・減災対策を強化することとしています。また、魅力的なまちづくりについては、商店街の空洞化などによる地域活力の低下が懸念される中、まちなかの魅力を向上させ賑わいを創出するため多様な人々が集い交流する、居心地が良く歩きたくなる空間を官民一体

となって形成し魅力を向上させようと。要は、安全で魅力的なまちづくりをこの都市再生特別措置法の一部改正がうたっているものと思われます。それで、まず1点目の安全なまちづくりの部分について、質問させていただきたいと思います。実は、平成30年に安全なまちづくりということで、町のほうから全世帯に配布されました今日持ってきておりますけれども、この小国町総合防災マップというものが平成30年に全世帯に配布されました。これには避難箇所と避難所、二つありますよね。建物と広場とその記載とあわせて浸水の危険地域それから土砂崩落、危険地域等あります。全世帯に配布したといっても、もし家の中で眠っているようであればぜひ探していただいて今一度、活用していただくということもお願いもあわせて、あえて紹介させていただいているところです。この中に例えば、9ページに私自分の住んでいるところで申し上げて申し訳ないのですけれども、宮原の地図があります。正直私もこの地図を見る前、自分の家は川に近いとはいったものの高さがあるから浸水の危険には入っていないだろうと思っていました。でも、見てみますと自宅も浸水の危険性があるということも表示されておりますし、下町公園のところでは、土砂崩落の危険性も含まれていると。ある意味、自分たちが住んでいる場所がそのことによってどのような今条件にあり、どう対応すべきかも分かるのではないかなと思います。ぜひ、梅雨の末期の豪雨になる前にいま一度確認をする必要もあろうかと思います。それと、併せて見ていたのですが、昨年の豪雨災害のときに溪流での崩落あるいは土砂崩れ等箇所を見ますと、やはり重複する部分も多分にありました。箇所を見たときにですね。ただ、この地図に記載されていないところでも崩落もあっております。これが自然災害の怖さだろうと思います。それで、この防災マップ、平成30年に全世帯に配布されているところなのですが、これについて平成30年からですのもう3年4年と経過しております。その後、例えば小国町に初めて転入してきた方この方は、小国町の地の利を知らない。自分の生活している地域がどういう状況にあるのか、それらを考えたときにこのマップは転入届のときに、まず交付されているのか、そこを1点お尋ねしたいと思います。

総務課長（佐々木忠生君） お答えをさせていただきたいと思います。

確かに小国町総合防災マップにつきましては、平成30年3月に作成をいたしてございまして、議員おっしゃるとおり全世帯に配布をしております。以前は、転入者につきましても希望があれば防災マップを渡しておあげしておりました。ただ、本年6月から転入届の提出時に、ごみカレンダーと一緒に防災マップをお渡しするようにしております。また、町ホームページからも、閲覧、ダウンロードができるようにしております。更に役場庁舎の1階、ロビー、それから2階の踊り場、それから町民センターのロビーと防災マップのほうを置いておりますので、ご自由にお取りいただくこととしております。

4番（久野達也君） ありがとうございます。今言われたように質問と同時の6月に交付を開始するということがありがたい部分です。やっぱり情報というのは、知らないところを求める情報は

なかなか難しいです。転入してきた方に小国町ではこういう防災マップを作っていますよ。必要な方にはおあげしていますので、遠慮なくどうぞ活用してくださいというのが転入者への配慮だろうと思います。ぜひ、今月からということですので、今後も継続的に続けていただきたいと思います。そして、やはりそれと併せて自主防災組織のことも伝えていただきたいと思います。私あえてマップを宣伝したいと思います。もう5年ほどなりますので、忘れられている方もいるかもしれません。地震、台風、洪水それぞれに対する対応それから、避難の勧告自主防災組織等々ございます。避難場所も記載されております。そんな中で、先ほど一部申し上げましたけれども、この地図で白地図の部分でもやっぱり災害が生じております。それが1点。それから、2点目が今年から、先ほど同僚議員からも何度か質問ありましたけれども、災害避難に関する情報が変わってまいりました。高齢者避難準備から、避難指示、避難勧告が以前だったのですけれども、避難指示ではなくてもう避難勧告ですかね。反対ですかねすみません、避難勧告が避難指示ですかね。そのように変わってきております。ですから、若干この内容も精査しなければならない部分も生じてこようかと思えます。平成30年に発行されておりますので、基礎データはやはり例えば27、28が基礎データになったりだとかだと思いますので、今から作業に入っても完成にやっぱり2、3年は要するのではないかな。それらを考えたときに、マップの再検討も考えていただきたいと思いますと思うのですけれども、お考えはいかがでしょうか。

総務課長（佐々木忠生君） この防災マップにつきましては、土砂災害防止法に基づき県のほうが、土砂災害の区域の指定を行うものというもので、うちのほうでは先ほど言いましたように平成29年度に防災マップの作成をいたしております。先ほど議員もおっしゃられましたとおり、やっぱり避難勧告が避難指示の一本化というような部分もありますので、できれば令和4年度若しくは5年度を想定して、内容等の再検討を県と協議を行いながら進めていきたいなというふうには思っております。

4番（久野達也君） ありがとうございます。ぜひ検討をお願いしたいと思います。当然、お願いしますというよりも、検討するべきとも思えます。

それから1点加えさせていただきますと、気象庁の部分でよくこんな表現があります。天気予報やなんか見ると、雨量は平年並みと。平年並みの平年が何を指しているのか。私、個人的な感覚で、平年並みというとあんまり降らないのだなと勝手なイメージを抱いてしまいます。それで、気象庁のところを調べてみますと、実はこの平年が今年変わります。これまでの平年は1980年から2010年までの30年間を少ないから多いの傾斜を作って、その傾斜の多い10年少ない10年、真ん中が平年ということらしいです。これが今年から1990年から2020年に変わるそうです。ということを見たときに思ったのが、この2020年、2010年から20年結構日本中至るところで九州北部豪雨、あるいは千葉、大阪のほうでも台風があつてというようなことで、この平均値が変わってくるのではないかなと、自分で数字を見たわけではありませんけ

れどそんなイメージも抱きました。ですから、平年並みという平年を少し高いランクに持っておかないと、平年並み以上という危険性が何か安易に考えてしまう恐れもあるのではないかなと思います。それらを踏まえてこのマップを見直しされるときには、よかったらその気象情報も盛り込みながら取り組んでいただけたらありがたいなと思います。ぜひ、気象情報の取り込みもよろしく願いしておきます。それから、この都市再生特別措置法の一部改正で、このマップについても私自身再検討させていただきまし、この中でいわゆるレッドゾーン危険箇所、これらの開発行為が生じた場合に、例えばまちづくり条例があるだとか、いろんなかたちで町は対応しておりますけれども、それらのときに開発行為に対して何か対応とかそれらを考えたことがおありなのかお尋ねいたします。

総務課長（佐々木忠生君） これにつきましては、レッドゾーン区域というのは土砂災害特別警戒区域という部分でございます。これにつきましては、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等があるという部分で、もともとそういう規制がかかっているというような部分で、そういうところに、企業等が開発等を進めてくるというのはほとんどあり得ないのではないかなというふうに思っておりますし、もしそういうレッドゾーン区域内での開発行為に対しては、先ほど言いましたように土砂災害防止法等の各種法律等に基づいて対処していきたいというふうに思っております。

以上です。

4番（久野達也君） いわゆるこの都市再生特別措置法の一部改正なのですけれども、小国町に都市計画がないということで、例えば、住宅地域、商業地域等の地域割りもございませんし、あるのは建築基準法にのっとったところでの規制が1番先にこようかと思えます。ですから、やはりこの都市再生特別措置法をいかしたところでこの中で何がうたわれているのか、では小国町には都市計画はないけれども、やはり災害等から身を守る安全を確保するためにどう施策を展開するのは御確認を今後も積み重ねていただきたいと思っております。次に、この都市再生特別措置法で先ほど言いましたように、安全で魅力的なまちづくりです。次に、同時並行で行きます、魅力的なまちづくりの部分でお尋ねさせていただきたいと思えます。居心地が良くて歩きたくなる空間というふううたっております。今般、町も総合計画を策定し今後の10年間の構想も定めております。この居心地が良くて歩きたくなる空間、まさしくまちづくりの根幹でもあろうかと思えます。この創出について大きな設問で申し訳ないのですけれども、この居心地が良くて歩きたくなる空間をどのように想像して創出していくのかという部分について、政策課のほうでお考え等あればお聞かせください。

政策課長（石原誠慈君） 今、御質問がありました、居心地が良く歩きたくなる空間づくりということでの御質問だと思います。こちらのほうでの考えをちょっと述べさせていただきたいと思

ます。まず先ほど一つ目の安全なまちづくりにつきましては、当然、全ての住居区域において取組みが行われるべきだと考えておりますが、魅力的なまちづくり先ほどありました居心地が良く歩きたくなる空間づくりということを考えますと、小国町全域を見た際に、人口が集中してまた住民の生活に欠かすことのできない機能としての商店街や病院、それと公的施設、役場、警察、消防署辺りがある中心市街地の宮原地区において、こうした空間づくりが重要ではないかと考えております。このような空間づくりには、それを受け止める交流施設や魅力的な店舗など多種多様な要素が組合わされ形成されるものだと思っております。当政策課においては、公共交通の分野から力を注いでいきたいと考えておりますが、もう既に御承知のとおり中心市街地、宮原地区それと南小国町の赤馬場の中心市街地を運行させるいわゆる買物バス。その運行を予定しております。既存のバス路線、それと乗合タクシーこうした新たな交通網により住民や観光客といった人の移動を促し、居心地のよい空間づくりに努めていきたいと考えております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 今具体的なお話を課長のほうからしていただきました。私のほうから大きな話でございますので少しお答えをさせていただきたいと思っております。そもそものところからお話をさせていただきますと、やっぱりこの都市計画というものは、都会のほうでやっぱり無秩序な開発等が行われてそれを抑制するために、また、都市環境の悪化や公共施設の整備に関する非効率の投資、それから後追い投資などの弊害を防ぐために、昭和44年に都市計画法というのが施行されたところから、都市計画そもそもは農林漁業等の健全な調和を図りつつ健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図ることというふうにございます。小国町がもう今まで培ってきたといいますか、先人の方たちが自然をしっかりと大切にさせていただいたことも含めて、ツーリズムの概念がもう30数年来、そのツーリズムの概念のもとにまちづくりを進められてきております。やはり自然と開発のバランスをしっかりと今後も保っていききたいというふうに私も思っておりますし、また、防災の面では先ほどからもお答えをさせていただいておりますけれども、やっぱり急峻な地形がもうこの地域は多いです。ですので、非常に先ほどの防災マップに関しても、そのときの現状、今の現状を把握して本当に危ないときは逃げるというようなところも必要だというふうに思っておりますけれども、皆様方に先ほどもほかの議員のときではございますけれども、伝えたとおりでできるだけたくさん種類の情報を方法もたくさん用意をしていきながら、町のほうは用意をしてわかりやすく御提示させていただきたいなというふうに思っておりますし、それを、ぜひとも皆様方にはアンテナをしっかりと立てていただいて、吸収していただきたいなというふうに思っております。特に先ほど、議員から小国町の総合計画のお話をされましたけれども、今回の6次計画でも第1の軸から第4の軸というかたちで、「先人たちの経験・知恵・伝統を引き継ぐため」という第1の軸。第2の軸が、「今を生きるすべての町民のために」、第3の軸、「次世代を担う子どもたちの

ために」、第4の軸、「世代や地域、関係者の垣根を超えた交流のために」というふうに前期基本計画の中でもうたっておりましてその中にも、道路、河川、道路保全、農林業、商工業、それから土地利用、交通、住宅、住環境含めて、たくさんの情報を載せさせていただいております。都市計画とこの前期基本計画をまとめている方法というのはこれ実は時系列でまとめておりますので、ちょっと比較がしにくいのはもう間違いないところなのですけれども、第1の軸から第4の軸まで先ほど言ったように、産業そして暮らし、教育それから自然、この4つのバランスをしっかりと町のほうも考えさせていただいて、計画を防災は当然安全なまちづくりが第1でございますけれどもそれに基づいてまちづくりを進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

4番(久野達也君) 今、総合的な部分で町長から御答弁いただきました。やはりどこが抜けてもいけないし全てがリンクしなければいけないし、具体的に取組んでいくとやはりそれぞれで難問といたしますか、課題も見えてくるだろうかと思います。その課題を一つずつ取り除き、あるいは、その課題を解決することによって将来へとつなげていく、その取組みの積み重ねではないかと思えます。1点だけこの後、もう1点質問テーマをさせていただいておりますけれども、多くはそっちのほうで語りたいと思えますけれども、いわゆる魅力的なまちづくりの中で民間で行う部分、それから、その民間に協調できる部分。協調できる部分としてやはり町が所有しております普通財産の活用、これも生じてこようかと思えます。先ほど言いましたようにどこが抜けてもいけないし、ただ、どこかが強調されるというのではなくて、全てが共生しなければならないと思えます。この都市再生特別措置法は国土交通省の部分なのですけれども、国土交通省の都市局の中でも最後のほうにうたわれておりました。安全性の確保と魅力の向上は今後のまちづくりにおける重要な要素であるため、改正法に基づき制度の活用を通じて地域の活性化を進めたいと。私はあえてこの都市再生特別措置法の一部改正を取上げさせていただきましたのは、直接小国町にこの法律がかぶっているわけではありません。でも、この法律を考えると何か小国町の将来像も見えるのではないかな、そんな思いで今日質問をさせていただきました。

次に、今申し上げました魅力的なまちづくりの中で、町の中にあります普通財産の管理状況及び今後の活用について少しお尋ねさせていただきたいと思えます。当然、地方公共団体、町は庁舎みたいに、庁舎は公用の財産です。公用の財産と学校あるいは公園あるいは体育施設、道路などのように公共の用に供する財産と言いますが、これを行政財産として管理しております。これは地方自治法に基づく部分です。この行政財産以外の全ての財産を普通財産と呼びます。当然、申し訳ございません、職員の方々に明らかに釈迦に説法みたいな言い方なのですけれども、なかなか行政財産、普通財産とかいう使い分けをしませんし、町の財産は町の財産で全てが等しいと考え方をおもちの方もあろうかと思えますけれどもやっぱり用途等によってその取扱いが違います。当然、普通財産は、貸付け、交換、売却、譲与、若しくは出資の目的として私権を設

定することもできます。当然、この売払い等も絡んできますので、条例の制定や議会の議決といった手続きも踏まなければならない部分がございます。それは地方自治法で当然定められております。要は行政財産でなく普通財産、その用途によって対応ができるという財産について、まず1点目として、地目別に筆数や面積等もしおわかりでしたら、お知らせいただきたいと思っております。もしよかったですら、その中でも私知りたい部分としては宅地に属する部分ですので、よかったですらお知らせください。

総務課長（佐々木忠生君） お答えしたいと思います。

小国町の普通財産の総数。これにつきましては373筆の面積は平米で言いますと525万4千39.68平米、ヘクタールで言いますと525ヘクタールということになります。その内訳と申しますか、山林につきましては、65筆、453ヘクタール。これにつきましては、水上村の2筆、44ヘクタールも含まれております。それから原野につきましては、60筆、52ヘクタール。宅地につきましては、後ほどまたお話ししますけれども、126筆の8ヘクタール。雑種地、94筆の6ヘクタール。学校用地8筆の2ヘクタール。これは旧下城小学校、旧小国中学校寄宿舎女子寮、それからサポートセンター悠愛の場所になります。それから、その他といたしまして、境内地、公園、公衆用道路、水道用地、墓地、用悪水路等を含めて、20筆の5ヘクタールとなります。宅地につきましては、ちょっと大字ごとではございますけれども、宮原地区内の宅地といたしましては、24筆の2.6ヘクタール。宅地だからなかなかヘクタールというのは難しいもので、7,838坪という単位になります。大字上田地区につきましては、17筆、これは約1ヘクタールの2,915坪。北里地区、これにつきましては、17筆の1.1ヘクタール、3,468坪。西里地区につきましては19筆の0.9ヘクタール、2,700坪。下城地区につきましては、13筆の1.2ヘクタール、3,601坪。それから黒淵地区につきましては36筆の1.5ヘクタール、4,465坪となっております。

以上でよろしいでしょうか。

4番（久野達也君） ありがとうございます。このように山林については私ども新人議員、1回生議員、実は先月だったですかね水上のほうの町有林も視察にお伺いさせていただきました。広大な面積の中にヒノキを中心に育林がされておりました。いわゆるこの普通財産が宅地の全てを網羅して意見を述べたい部分もあるのですけれども、活用という部分で山林については当然、管理をし伐採をし収益を上げるという部分で目的に沿った活用かと思っております。宅地の部分について大字別に聞かせていただいた意図としまして、単純に例えばそこに宅地があって1年間に例えば空き地の草を切るとかいう単純な維持管理だけで済まされている宅地が多分にあるのではないかと。それらを、普通財産ですので何らかのかたちで活用出来ないかな。先ほど、都市再生特別措置法の中でも言いましたように、例えば何らかのイベント広場として自由に使っていていいですよというような町は土地を提供する、地域の方々あるいはいろんな団体の方は、そこを活用して何らかの

活性化を図っていく。そういう組合せもできるのではないかなと思っております。ですから、この普通財産の管理状況や今後の管理方針は、やっぱり方向性をまとめておく必要があるかと思っております。中には、もう逆に売り払って民有地化することのほうが地域に貢献度が高まると判断すれば、それも行政判断としてはいいのではないかなと思っております。ただ思うのは、単純に普通財産がそこにあるから町に分けてください。ああそうですね、分けましょう。こんなのではないかなと思うのです。やっぱり整理して、これは売却可能資産なんだと。例えば、どなたが見ても見れるかたち、見えるかたちにして管理しておいて、そして、その情報は住民の方々が知っておいて、そして活用しようという方が町に申入れができる、あるいは町のほうから働きかけて、公売会、いわゆる入札会を行い払下げを行うとか、そういう道筋もあってもいいのではないかなと思っております。当然、財産の処分ですので議決も必要でしょうし、その目的も明らかにしなければならぬと思っておりますけれども、そういった意味合いからもこの情報の開示や払下げ計画あるいは入札会の開催などを含めたところで、普通財産の管理計画を定めるお考えがあるかどうか、お尋ねいたします。

総務課長（佐々木忠生君） この件につきましては、平成29年度だと思っております。議会運営委員会の議員の方々だったと思っておりますけれども、町有地の売却に関する協議ということで1回お話が上がったかなと思っております。また元年の6月議会でも、議員の方からの一般質問で宅地として利用できる町有地について検討してみても御意見があったかなというふうに思っております。このような経緯を踏まえた上で先人たちから受け継いできた貴重な財産でありますけれども、将来にわたり町が利用する見込みのない物件については、町有地周辺の土地の所有者、周辺住民、それから議員の皆様の御意見を伺いながら、売却可能資産の整理、管理を今後行っていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

4番（久野達也君） 今総務課長おっしゃいましたように、やっぱり土地ですので歴史があります。先人たちが確保して将来的に活用しようということで求めた土地もあろうかと思っております。それらの意思是組みながらもやはり現状に合わせたところでどう対応、対処していくのか、これも私たち現役世代の課題かなとも思っております。ぜひ、この普通財産の管理について可能であれば売却可能資産として整理ができればも含めますけれども、それらを考えこの公有地、町有地が地域の活力となるようお願いして質問を終わります。

町長（渡邊誠次君） 御質問ありがとうございます。

今総務課長が答えたそのままでありますけれども、議員の皆様方に改めて6年前でしたですかね、御提示差し上げましたけれども再度お示しをさせていただいて、まずは議員の皆様方に勉強会を開かせていただきたいとも総務課の中で考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。お世話になります。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議を1時55分から行います。

（午後1時40分）

議長（松崎俊一君） はい。それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時55分）

議長（松崎俊一君） 7番、西田直美議員、登壇をお願いします。

7番（西田直美君） はい。令和3年第2回定例会一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

今回の質問は、第2期小国町SDGs未来都市計画及び第6次小国町総合計画基本構想について質問をいたします。まず、今回の質問の目的です。小国はみんなでSDGs、それからおぐちゃん、それから小国町の広報、広報おぐにでもあちこちで小国の町民の方々がSDGsについて周知されていることは皆さん御存知のことだと思います。SDGs、SDGs、最初聞いたときは何のことやらと思っていたのですが、結構耳に入ってくるようになりました。小国町以外でも全国的に展開をするようになってきたので、言葉自体はSDGs知っています。ところが、SDGsってでは本当に町民に浸透しているのだろうか。それから、誰が何のためにこれをやるのか。それから、具体的に私たちは何をすればいいのかということ。それを、今回の質問を通して町民の皆様には本当の意味でのSDGsの理解をしていただいて、町の総合計画とともに参加をする取り組みのきっかけになればと思います。そう思って今回の質問はさせていただきますので、答弁よろしくお願いいたします。

まず、SDGs未来都市とは、国連が2030年までにやる気候変動なんかに伴う地球環境の変化に対していろんなことをやっていこう。それは、気候だけの問題ではなくて産業の問題であり人権の問題であり教育の問題でありというところでいろいろな取り組みの目標17項目、それをまた細分化したものを目標として上げました。日本でもいち早く小国町は2014年に環境モデル都市に参加し、それから2018年にSDGs未来都市となりました。また、2019年には地域循環共生圏づくりの選定団体にも選ばれております。そして、昨日の議会の際に提出されたものが、GSTCというものを昨日言われました。GSTCというのは、グローバル・サステイナブル・ツーリズム・カウンスルというのですが、要するに国際的な持続可能なツーリズム、観光のほうの協議会で全国8団体のうちのひとつに選ばれましたということで昨日御報告をいただきました。いろんなところで小国町は全国的にこういうものに参加しているわけですが、では、これまでのもので共通することは一体何なのか。何をしているのか。これまでの成果は何なのかということをお伺いしたいと思いますのでお願いします。

町長（渡邊誠次君） 詳しくは担当課長からまた御説明があるかと思いますが、大きく言いますと、今までの共通することは、今までそれぞれ町長また町民の人たちがしっかりとこの小国町の自然を守ってきていただいて、この守ってきた自然を大切にこの地域で人々が暮らしまたその暮

らした今の産業、そして暮らし、文化、自然を次の世代に受け継いでいく、これが一貫して共通していることだというふうに思っております。まさに宮崎町長が始められたツーリズムという概念はSDGsの未来都市、そして環境モデル都市含めたところで自然それから産業そして教育このバランスをしっかりと保っていくということがツーリズムの概念にありますので、その部分は非常にSDGs未来都市として小国町が取り組みやすい方向性ではなかったかなというふうに思っているところです。

また普及のほう、こうやって西田議員もしていただいてありがたいというふうに思っておりますが、さすがに、SDGs、サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ。これ、なかなか難しいと思います。私もいろんなところで、高齢者の方とか町民の方とかいらっしゃるときには、S、さあみんな、D、できることから、G、頑張っ、S、幸せになろうというところで、1人ではなくてみんなで幸せになりましょうというようところで御説明をさせてもらっています。概略、間違っていないのではないかなというふうに思っておりますし、私はそういうふうに言っておりますけれども、町民の皆さんではSDGsの言葉尻といいますか標語といいますか自分で作っていただいてもいいと思っておりますが、1人ではなくてみんなというところだけは共通してやっていただきたいなというふうに思っているところでございます。成果に関しましては課長がお答えすると思っておりますけれども、先ほどのGSTCこれも環境モデル都市それからSDGs未来都市に選ばれていなければ採択はされてないというところでもありますし、環境モデル都市、SDGs未来都市に選ばれた時点で小国町は前の宮崎町長よりも以前かもしれないけれども、自然と産業と教育をしっかりとバランスよく保ってきたからこそ、そういったモデル都市に選ばれてきているというふうに私は考えておりますので、着実に受け継いで次にお渡しをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

政策課長（石原誠慈君） すみません。私のほうからは成果の部分についてお話をさせていただきます。まず、今町長のほうからもありましたように、成果として環境モデル都市それとSDGs未来都市それから地域循環共生圏のこれまでの成果ということで取り組みもあわせてお話をさせていただきます。小国町では地域資源である地熱やバイオマスを活用し、地域内の供給を図り持続可能な低・脱炭素社会の中を目指すビジョンを掲げて環境モデル都市に制定をされております。最初のSDGs未来都市、応募が行われた平成30年に小国町はSDGsのゴール都市である町の2030年のあるべき姿として地域資源、地熱と森林を生かした循環型の社会と産業を創設し、将来にわたって持続可能な町を描いた提案を行いSDGs未来都市への選定を受けて、今年度から第2期となる計画をスタートさせております。この中で今度は成果になりますけれども、具体的には環境モデル都市からこれまでの成果としましては、まず一つ目が一般財団法人学びやの里や小国公立病院、悠和の里での薪やチップボイラーなどの導入に至っています。特に学びやの里

では林地残材を燃料にその対価を地域通貨として発券し、地域資源の活用になる環境と経済を循環するシステムを確立しております。また、2016年、平成28年でございます。小国町とパシフィックパワー株式会社、それと肥後銀行、熊本銀行、その他団体で新電力会社のネイチャーエナジー小国株式会社を設立して自然由来の電力を町内に供給しエネルギーの地産地消を図っております。そういったところで、成果を出しているところでございます。

以上です。

7番（西田直美君） 第6次小国町総合計画基本構想というのが2021年から2030年まで、その前期基本計画というのが2021年から2025年までの基本計画が出ております。この中に、先ほど町長もおっしゃいました小国町のビジョンについてというところで、4つの構想というのが出ております。目標とすること、「1.先人たちの経験・知恵・伝統を引き継ぐために」、「2.今を生きるすべての町民のために」、「3.次世代を担う子どもたちのために」、「4.世代や地域、関係者の垣根を超えた交流のために」、というこの4つの軸に従ってということで、当然これも総合計画が1番町の基本になるのですが、小国町未来都市計画というところでの第2期小国町SDGs未来都市計画というこの中に、オール・フォー・ザ・ネクストとありますがこれも一緒に掲げて共通する目標は同じであろうと思います。その中で今課長もおっしゃいましたが、2030年のあるべき姿というところで特色ある地域資源、当然小国のことですので地熱と森林になりますが、これを生かした循環型の社会と産業を創出し将来にわたって持続可能なまちを創る。これは実践可能なモデルを提示することが可能なまちであるというふうにあります。この持続可能なまち固有の経済社会システムを確立し、実践可能なモデルを提示することが可能なまちというところで言いますと、2018年にSDGsモデル都市に選ばれて今回でちょうど真ん中あたりの3年目になります。これまでに例えばどのようなモデルをつくり上げてきたのか。それが町民の方たちにとってどのような利点があるのか。先ほどのお答えの中にありましたバイオマスボイラーであるというのを使われたということがありますが、それはもちろんメリットであると思います、成果であると思いますが、それが一人ひとりの町民の皆さんに実感として、私たちはこれが出来たからよかったなというような実感を持って感じられているのか。感じられてもしないのであれば、それはどのようにして周知していったらいいのか。リテラシーの問題というのはかなりあると思うのです。その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいのと。

もう一つ、町民とか事業者の活動が自立的経済活動として持続する仕組み。当然構想とかというのは、目指すところですし理想とするところを書いてあります。だから、どうしても概念的になってしまいうし一応大枠でくくった、こうあるといいなということにしかならないのですが、やはり私たちが知りたいのはまず一步をどこからスタートするのか、何をやったらいいのかというところだと思います。その自立的経済活動として持続する仕組みというのは、例えば一つでも構わないのでどういうことであるかということをお教えいただきたいです。

町長（渡邊誠次君） 大きな話ですので、私からも概略をお話したいと思いますが、今までのモデルのかたちからというよりも、2030年度までに目標とするあるべき姿の中で、地域循環共生圏事業、先ほど西田議員からも説明ありましたが、地熱とバイオマスを使っただけの地域循環共生圏事業の中でやはり小国町では先人の方たちがしっかりと大切に守ってきた自然、それに起源を有する資源があります。それが、大きくは地熱であり森林であるというふうに思っております。現在では、バイナリー発電が小型ですけれども50キロ以下でも4か所、それからフラッシュが1か所、今構想も少しありますけれども、こういったエネルギーを使っただけの地域循環共生圏事業を考えておりますが、ただこれには行政として非常に大きなリスクを払う可能性もあります。このリスクをからってまでやらなければいけない事業なのかどうかは、今からしっかりと考えていく必要がありますが、スタート時点でのSDGsの未来都市という選定をいただいた時点では、それが際立って表に出ていたような状態ではあります。例えばこの地熱発電を利用して自営線と言いますが、自分たちで電線を張って災害のときにも強い電力供給網をつくっていくというようなドイツではシュタットベルケといいます。しっかりと売電も含めて行政がここで言う自立可能といいますか、持続可能などというところでは似ているのかもしれませんが、そういった事業をしていくというかたちの選択肢はあります。選択肢はありますが、それを選択するとやはり非常に大きなデメリットもあるかもしれませんし、リスクもかかりますので、そこをどう選択していくかが今から町が大事にしていかなければいけないところではないかなというふうに思います。それから、町民の皆様にもどれだけのメリットがあるのかということでもあります。北里柴三郎博士でもそうです。先ほどの地熱発電でもそうです。SDGsの未来都市でもそうですけれどもやはり教育の部分だったりそれから自治体の行政の啓発と言いますが研修の部分でこちらにきていただくようなかたちで、今から仕組みづくりを町のほうでは観光という概念だけではなくて教育それから研修旅行といったようなところで構築していく中でこのGSTC、グローバル・サステナブル・ツーリズム・カウンスルというのが入ってくるというふうに思っておりますし、こちらもSDGs未来都市に基づいてということでもありますので、全てが全体的に小国町の今御説明にあった前期基本計画、大きくは小国町の総合計画の中でのとって地域の資源をしっかりと使いながらSDGs未来都市の中でGSTC若しくはいろいろな事業を使って地域の中でお金もそうですけれども経済と自然と暮らしとを落とし込んでいく。こういうしっかりとした大きな概念の中で、具体的に小分けをしていくような考え方で持っていきたいというふうに思っております。まさにそこを使って町民の皆さん事業所の皆さんが加わっていくことによってより魅力のある地域が出来上がってくると思うので、その部分ではもちろん行政だけではなくて地域だけではなくてやっぱり17番のパートナーシップ1番ありますけれどもしっかりと外からのお力もいただきながら、総合的につくっていくところが小国町のモデルに今からなっていくのではないかなというふうに思います。ただ、わかりにくいのでSDGs未来都市、

地域循環共生圏というような端的なお話にさせていただいておりますけども、やはり町としてはSDGs未来都市に基づいた総合力こちらでモデルをつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

7番（西田直美君） お話はよくわかりました。先ほどのような答えの中で、行政の抱えるであろうリスク若しくはデメリットについて説明もう少し具体的にお願いします。

町長（渡邊誠次君） 例えば自営線を張ると先ほど言いましたけれども、電線を張っていくと。町内に電線を張ると考えたときに、例えば3分の2ほど環境省からお金はいただけますが、多分100億ぐらいかかると思います。100億で例えば33億ぐらいの自己財源を使ってその自営線を張ることが本当に将来にわたって、小国町にとってリスクを払わないでいいことなのであれば、多分今までも北里町長の時代になされているのではないかなというふうに思っておりますが、やっぱりそこあたりは考えていかなければいけないと思います。確かに防災にも強い、地域の魅力にもなるというところではありますが、一種の賭けみたいなところは実際出てくるというふうに思います。どういったかたちで今の資源を上手に小国町にとってプラスに持っていくか、この選択は非常に大事であるというふうに思っておりますので、今は自営線の話だけしましたけれども、いろいろと地域を開発するだけでもメリットもデメリットも両方あると思います。ですので、しっかりとそのバランスを今まで私が答えてきたとおりに思いますけども、自然と開発のバランスはしっかり考えていかなければならないというところが私の持論でございます。

以上です。

7番（西田直美君） わかりました。リスクで言えばもう既に小国に今5社、地熱発電の井戸を掘ったりとか調査をやったりしているところもありますしそういうものに関してもそうですし、メガソーラーとかそういうものに関してもかなりリスクはリスク、これがそのままメリットだけで終わるとも思えないし実際に被害が起きていることを考えればデメリットであったのかもしれないしという長期的なことはなかなかわからない。その時、その時でよかれと思ってやっていることでもなかなか思うようにいかないことというのはありますので、そういうリスクは常に背負っているものだろうというふうには考えます。その中で、旧西里小学校、これがよく私2年前に議員になったときから旧西里小学校がというのは何回も聞いたのですが、SDGs推進の研究交流拠点整備として旧西里小学校の修繕に令和4年度5千万円かかります。それから令和2年から6年にかけて、これはESD推進で1千100万円というのが入っております。素朴に疑問に思うのです。旧西里小学校の形とか私もとても魅力的だなというふうには思いますが、雨漏りがするであるとか、場所としては町の中心から大きく外れているところ、それを例えば令和4年度に5千万円、令和2年から6年にかけてESD、ESDというのはこれは教育関係のほうになるので、教育委員会のほうになるかとは思いますが、1千万円かけてやる。それを拠点整備する理由は何

であるのか、それから町民がどのように使えるのか、災害のときに地元の方たちが避難する場所とかとしても使えるというのは書いてはあったのですが、大きくいろんなところを読んでみますと、どうしてもその拠点整備で交流であるとかというふうに書いてあるのですが、ではこれは町にとってどういうメリットがあるのか、町民の方がそこにどれくらい滞在できるのかということに対してはかなり疑問が残るところですので、それについて教えてください。

政策課長（石原誠慈君） 今の御質問ですが、私のほうからは旧西里小学校の進捗状況というか、これから進めていく上でのお話をさせていただきたいと思います。まず、昨年度から活用に向けたプロジェクトチームを設置しまして、活用案について検討を続けているところでございます。活用に向けては、課題が大きく二つあると考えております。まず、一つ目はどのような活用を行っていくかということが一つ目にあると思います。もう一つは、校舎の劣化による修繕、改修が二つ目にあるのではないかと考えております。まだ、この活用方針につきましては建物が学校として設けられたものであることから、環境教育をはじめとしたE S D推進、これが持続可能な社会を担う人材育成の推進の拠点として活用に向けて具体案を作成しているところでございます。これが活用方針という方向性です。もう一つが修繕につきましては、現在の旧西里小学校は、地域の防災拠点としても位置づけておりますので、最低限修理はいずれにしても必要かと考えております。恐らく修繕に向けた現状把握調査そして実際に修繕工事にいくという流れになると考えております。この修繕費が恐らくどれぐらいかかるのかがまだはっきりはじき出されてはおりませんが、費用を投じて活用していくためには建物の明確なかつ日常的な活用方針が定まっていく必要があると考えております。

以上でございます。

7番（西田直美君） 第6次総合計画前期主要事業計画表というのをいただいておりますが、その中で、旧西里小学校の5千万円、令和4年度。これは防災拠点である旧西里小学校校舎の修繕工事を行い、地域住民の防災面における安心と安全を確保するとともに、常時の活用が可能な状態にするということで、5千万円が入っております。それから、これ全部で156事業あるわけですが、そのうちのもう1つが、小国型E S D推進事業。小国町におけるE S Dの推進とその拠点となる施設として旧西里小学校の活用を進めるということで、令和2年度から始まって今年度が300万円、来年が400万円、その次が400万円の計1千100万円ですとやるということなのですが、E S Dでいけば例えば小国の町の学校でいえば、去年私も中学生7年生の子供たちがSDG sの勉強をするというところでジェンダー平等について話を聞きたいということで学校に呼ばれて行きました。子供たちがもの凄くよく勉強している、学んでいるなということを実感しました。SDG sをこの子供たちは、こんなにいろんなことを取り組んでいるのだと。質問されるのでこちらは答えるのですが、ちゃんとこちらのほうからした質問に対してきちんと答えることができる。ということはやっぱりちゃんとお勉強してちゃんと考えているということがよくわ

かりました。例えば、この旧西里小学校をそういう小中学生、高校生たちが使うような場所としても考えていらっしゃるのですか。

町長（渡邊誠次君） 教育委員会の管轄っばいですが、実はこの部分は政策課のほうで考えておまして、まだE S Dにはたどり着いていないというような状況です。ただ目標としては、西里小学校を活用していこうというチームと協定を組まさせていただいて、I . D 2 2 というところと提携を結んでおります。その中で、最終目標としてE S Dに取り組んでいきたいという方向で話をしております。そもそも論からちょっとお話をさせていただきますと西里小学校、真ん中にドームみたいな形の空間がありまして、その周りに教室が点在しております。あれは、バックミンスター・フラーという方の設計の影響を受けております。このバックミンスター・フラーという方は、皆さん御存知かもしれません。ノースフェイスという会社のドーム型のテント、あれと同じ骨組みなのです。その影響を非常に受けているところでありまして、設計をされた木島先生。木島先生もバックミンスター・フラーの影響を非常に受けていたというところもあって、お話を進めさせていただいております。私はこの場でも町長にさせていただいてから西里小学校をどうにか活用させていただきたいと、1年、2年ちょっと様子を見させていただきたいというお話をさせていただきました。その中でI . D 2 2 と提携を結びながらまだ予算は付いてない状態ではありますけれども、いろいろな動きの中でノースフェイスの本社のほうにも東京にありますけれども行かせていただいてノースフェイスにちょっとお力をいただけないとか、そこが考えられたり、またI . D 2 2 ももちろんそこがないとノースフェイスまでたどり着いておりませんので、そういったところも含めて活用を考えさせていただいて、ドーム型の場所の空間あれは非常に自己主張がすごく強い空間だというふうに僕も思っておりますし、宮崎前町長とお話をしたときにも強い思いを持っておられましたので、どうしても北里町長と同じようにあの空間を使っていきたいと、また地域の人たちに活用させていただきたいという思いがありますので、今の現時点では予算は付けておりませんけれども活動の中で西里小学校をどうにか使っていきたいと。やっぱりどうしてもドーム型の球体の部分は雨漏りとしては非常に弱くて、もう当初から結構雨漏りしておりました。あれを放っておくとやっぱりだんだん悪くなるのでいずれかは修理をしないとイケないのですが、その当時建てた木島先生に携わっていたお弟子さんではないですけど右腕の方になられると思いますがそういった方を訪ねて行ってその木造の球体の部分、バックミンスター・フラーの影響を受けたこの球体の部分をどうにか改修して使えるように出来ないとか、熊大の先生のところに行ってどうにか活用出来ないかという御相談をさせてもらっています。その中で計画を上げさせていただいておりますが、財源はまだ決まっておられません。もちろん、財源を確保していないと一般財源でどんというわけにはいかないというふうには私も思っておりますので、きちっとした空間を利用する中で、またいろいろなパートナーシップを伴う中で、例えばノースフェイスとかいろいろな人たちと一緒に西里小学校をやっぱり子供たちのために

使っていきたいなという思いの中の今、計画を上げさせていただいているというのが正直なところではあります。

以上です。

7番（西田直美君） 大変魅力的な建物だということは私も同意します。ただし、小国いろいろな魅力的な建物があります。小国ドームもそうですし木魂館の建物もそうですし、ゆうステーションの建物もそうですが、私の聞いたところでは結局オーダーメイドで修理をする時が全てオーダーメイドになるがためにコストがものすごくかかると。簡単なものにしておいてもらったら楽だったのになというふうな方もいらっしゃるかと、昔住んでいたところの知り合いの一級建築士の方が小国ドームを見に行きましたと。すごいなと思いました。ネガティブなことを言うのはいかなものかと思うのですが、まずその方は一級建築士なので思ったのが、これ修理するは大変だろうなというのが第一印象だったそうです。それは新築のときにきてもそう思ったと。これは先々のランニングコスト半端ではないぞという思いを持って帰ってきました。建物自体は素晴らしいものでしたということをおっしゃっていました。だからそれを維持管理するための費用というものをどこから捻出するのか、どの程度かかるのかということの見込みは、今後ともに必要なところではないかというふうに思います。

次、もう一つなのですが。もう一つ、2030年のあるべき姿の中に、ネイチャーエナジー小国株式会社が取上げられております。ネイチャーエナジー小国株式会社ということです。先ほど政策課長からもちょっと御説明がございましたが、なかなか町民の方でネイチャーエナジー小国株式会社のことを御存知の方は非常に少ないのではないかと思います。皆さん御存知ですかと言って、それは何ですかという方のほうが多いと思いますので資料を私は持っていたのですが置いてきましたので。政策課長、どういうものかというもの、小国町が37.何%ですかね、1番の株主にはなっておりますが、先ほど言われたようにパシフィックパワーという会社が小国町に準ずるところでの株式保有を持っております。それ以外にもいろんなところが入っているのですが、それがどんな会社なのか、何をやっているのか、今後の方向性はどのように考えているのかということについてお話しください。

政策課長（石原誠慈君） ネイチャーエナジー小国株式会社は、どのような会社かということの御質問だと思います。まず目的としましては、再生可能エネルギーの地産地消の実現を目指すということが大きな目標でございます。自然由来の小国産の電力を町の公共施設や民間施設に供給しエネルギーの地産地消を目指すとともに、そこで得た利益を環境政策や地域の農林業、振興等に還元することにより地域経済の活性化、地域の発展に貢献することを目的とした会社でございます。設立が2016年、平成28年8月に設立をされております。先ほど議員のほうからありました出資株主が、7団体です。出資率も一緒に。まず小国町、出資率が37.8%でございます。次にパシフィックパワー、先ほどから出ていますこれが37.2%。それと肥後銀行、熊本銀行、

J A、小国町森林組合、わいた温泉組合、これは各5%の出資率となっております。この会社の地域への貢献度といいますか、これは一つ目に民間企業への電気料金の値下げというところが一番かなと思っています。直接的には、町内の民間企業を対象に電力の販売を行い電気料金の引下げに貢献をしている、これが一つ目です。次に、イベントの協賛等。販売利益の中から町へ電気自動車の寄贈やイベント等開催時において協賛等を行っていただいております。それと省エネ診断なども行っていただいております。続いて、三つ目が先ほど出ましたドームのLED化に町内の事業者からの寄附を活用するとともに電気代削減額で照明のLED化を行う事業に対しても協力をいただいております。次に社協の再エネ導入の支援等も関わっております、小国町社会福祉協議会による老人福祉施設建設に関しては、木質チップボイラー導入を中心に給湯や床暖房、更には太陽光発電設備導入に対しての計画策定等において支援をいただいております。またそのほかもありますが、以上のことでこの会社からいろいろな支援を受けているというところでございます。

以上です。

7番（西田直美君） ありがとうございます。

ネイチャーエナジー小国株式会社、先ほどの900万円の資本金でやっているのですけれども、事業全体の状況というのは平成30年度で夏季、夏の昼間のJEPX高騰の影響があっただけけれども当初予定を上回る黒字を出したと。私もJEPXなんて何のことか知らなかったのでもちよっと調べたら、ジャパン エレクトリック パワー エクステンションとあって要するに電気の株式会社みたいな株の取引みたいなところで電気の売買をするというところで222社が現在やっているらしいのですけれども、実際にネイチャーエナジー小国株式会社が先ほど言われました再生可能エネルギーで地産地消を目指すのだから目指しているのですけれども、今現在でJEPXで買うものが調達しているのが72%、九電でやっていることが15%なので、温泉熱バイナリーでやっているのは6%だけなのですよ。だからこれをどのようにしてももちろん増やすかということであろうと思うのですけれども、そのSDGsの目標でいくとKPIというこれは、キー パフォーマンス インディ ケーターと要するに目指すところというところなのですが、2018年の7月に地域PPSによる再生エネルギー発電施設からの電力調達割合という契約電力量比というのが、2018年7月時点で3%です。それを2030年には50%というのが目標値として出ているわけですが、この根拠は3%から12年間で50%になるというところの目標値の根拠を教えてください。

政策課長（石原誠慈君） 今、議員のほうから御質問がありました、3%から2030年50%になる根拠ということでございます。ネイチャーエナジー小国株式会社の設立目的にエネルギーの地産地消が先ほどから出ています軸となっております。SDGs行動計画にある目標値50%は設立目的から買取りの電力の過半数を目指すべきとの考えから設定をしております。数値の設定

においては、細かな積み上げではない点は御指摘のとおりでございます。細かく積み上げたところではございませんが、しかし目標値としてはやはり設立の目標、目的をあらわす数値を掲げるべきではないかと考えております。その上で目標達成に向けての具体的な取組みだったり現在再エネ率が伸び悩む原因としましては、一つの発電所から生み出される電力については販売先を一つに限定するという決まりがあり、例えば町内に現存する2千キロワットの地熱発電所から買取りを行う際にはその一部のみを買い取るということが出来ません。買取りの契約を結ぶ際には、ネイチャーエナジー小国で買取りの電力を全て販売してしまう必要があります。現状では販売先にそれほど大きな需要を確保出来ておらず、余った電力は電力市場への販売となります。この場合の販売価格は非常に安くなるため、ネイチャーエナジー小国の経営が成り立たないというような状況になっていくということでございます。今後においては、一般家庭への販売開始や新規の民間企業といった需要家の獲得による需要の拡大と、小口の例えば50キロ程度のバイナリー発電業者や太陽光発電事業者からの買取りを確保して再エネ率を高めていきたいと考えております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 少し補足をさせていただきます。

先ほど50%の根拠というところですが、何も実は根拠がなかったわけではなくて、小国町も自分のところで井戸を掘って発電をしようという計画が以前はそういう前提のもとに計画があったというところもあります。エネルギーの今は供給の部分でお話をさせていただきましたけれども、九州電力がしております水力発電、それから風力発電、太陽光、もちろん地熱、それから小水力とかバイナリー発電とかいろいろありますが、それ全てほとんど小国町で発生している電気は再エネで発電をしております。地域の消費量からいくと230%の供給量があると、もうこれまたまです。小国町が努力したわけでもないですが、地域の資源がそういうところというところで、ちょっと御発言させていただきます。ただ、それを小国町のネイチャーエナジー小国が買い取って売電先がそれを全部供給できる販売も持っていれば当然そういうことも可能ですが、もう単純に言うと。ただ、それは今のところはできないので、まず売れる部分に合った電力を供給していただいているという状況から今3%でしかできていないというところでございます。これから先、売電が非常に可能になって活発化して小国町全体で取り組んでいくという方向だったりとか、小国町だけでは足りませんので他の地域で売電ができるようになるという可能性が深まってくれば、再エネの率も50%により近づけていける可能性はありますが、その部分に特化して今努力をするというよりも、今の現時点ではネイチャーエナジー小国のところで利益を産んだ部分で例えば車を買っていただくとか、例えば先ほども言いましたように再エネを申し込むときのコンサルの部分で入っていただくとか、いろいろなところでのメリットはありますのでそういったところをきちっと生かしていきながらもちろん50%の根拠であります売電も小国町としては最終的には取り組んでいきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

7番（西田直美君） わかりました。

さっき言われましたパシフィックパワー、このネイチャーエナジー小国株式会社は、政策課長が社長になっております。実際にこれはポストが変わると人が変わると人事異動があるごとに政策課長という方は社長になってということなので、実質的にはネイチャーエナジー小国のほうでやっているというようなふうにお話は聞いておりますけれども。では、その方向性なんかについてということはもちろん当然町のほうとしっかり打合せをしてというか、今後の見通しを考えた上での主導権は決してパシフィックパワーにあるというわけではないですよ。

政策課長（石原誠慈君） 町が筆頭株主ということですので当然町が会社の方針の主導権は握っております。パシフィックパワーには、出資とともに料金の賦課や電気の売買といった業務について委託を行っているところです。もともと会社の設立目的が地域内における再エネ、先ほどから出ています地産地消とそれによる地域貢献にあることから小国に対しての地域貢献を目的としていることは揺るがないということでございます。

以上です。

7番（西田直美君） はい、わかりました。

次に、情報発信としてのというところで伺いたいと思います。では、SDG sをいかにして情報発信していくかというところの中にSDG s未来会議それとかALL九州プラットフォーム会議というのがありますが、これもまた私自身も詳しく知らなかった名前は聞いたことあるけれどそれぐらいの認識しかなかったものですから、町の皆さんによく分かるようにというところでのSDG s未来会議とALL九州プラットフォーム会議、この内容と役割についてまず教えてください。

政策課長（石原誠慈君） 今二つの会議のことが出ましたが、まず一つ目、SDG s未来会議についてということでございます。この小国町のSDG s未来都市の目標達成に向けて、町長のほうに提言していただく組織として設立をされております。これが2019年、平成31年4月に設置をされております。このSDG sの委員の選定に当たっては、学識経験者を含めて7名、例えばエネルギーとか森林、人口問題に関する町のSDG s未来都市計画の内容や取組みについて、それに関係する立場や意見から具体的な意見をいただける方をお願いをしております。任期は2年でございます。それと、もう1つのALL九州SDG sネットワーク会議のほうですが、これは内閣府が事務局を務める地方創生SDG s官民連携プラットフォームの分科会として、九州地区から最初にSDG s未来都市に選定をされました3自治体、北九州市、壱岐市、小国町が設立をしたものでございます。もう現在は、そのほか全ての団体としまして14団体が加入をしております。このALL九州SDG sネットワークでは、2019年度から各都市を持ち回りでフォーラムの開催をしているところでございます。2019年8月に北九州で開催をしまして、小国

高校生が発表をその場でしております。町の事業所の方々も自主的に参加をされております。その後2020年2月には長崎県の壱岐市のほうでフォーラムを開催しております。今年になりまして1月は、コロナ禍のため小国町ではリモート形式でフォーラムを開催し、町内外から200回線以上の聴取をいただいております。フォーラムでは小国中の子供たちによる発表や地熱事業者による発表などがあり、多くの反響があったということでございます。

以上です。

7番（西田直美君） いろんなことをやっていますが、SDGs未来会議について先ほど7名でということでしたが、去年の段階でコロナがあったとはいえ1回しかそういう会議はやっていないということで、果たしてそれが機能しているかというところと甚だ疑問なところはあると思うのです。せっかくであるのなら、きちんとそれが意見がまとまるアイデアがまとまるというところで本当の意味での提言ができるようなかたちと言ったら、ある程度頻繁に話し合いもしないといけないだろうし、情報収集は5人ぐらいの町民だけでできることであるかということも難しいところであろうと思う。できるだけたくさんの方々が関わるその仕組みをつくるということが大事ではないかと思うのですが、より多くの町民が関わるようにするため行政とか一部の団体とかだけではなくて、いろんなところに入るのには構わないと思うのです。そこから補助金が出てきたりとかそれからネットワークが広がったりするということは悪いことではないと思うのですけれど、ある程度たったこれだけで限られた人口しかいないところで、ましてやいろんな機能ができる人というのが数少ない中でいかにそれをうまく回していくかということを考えるには、どういうふうにするべきだとお考えでしょうか。

町長（渡邊誠次君） はい、政策課長は4月になったばかりで非常に勉強されていて大変かもしれませんが、私のほうもちょっと加勢するといいますかお答えしたいというふうに思いますけれども。

SDGs未来会議のメンバーの方たち、中には町民の方もいらっしゃいますが学識の先生もいらっしゃいます。もちろん、この第6次の小国町総合計画を策定する上でも、私もお電話もさせていただきましたし、ウェブ会議といいますかウェブで情報収集したりというお話もさせていただきましたし、政策課の中でも相当重ねております。SDGs未来会議自体は、非常に回数的には少なかったかもしれませんが、非常に大きなウエートを占めているということもございます。それから、ALL九州プラットフォーム会議、これなかなか壱岐市と北九州市と小国町、3地域でスタートしました。今全国では30地域ありますが、ALL九州プラットフォーム、この3地域はまとめてフォーラムとかをするのですが、ほかの地域はまだなかなかつながっていないのが現状です。ただ、小国町はありがたいことに壱岐市から今回災害の関係で職員を送っていただきました。これはSDGs未来都市に参加をしていなかったら確実にもらえていなかった、もらえるという表現がちょっとおかしいですが派遣していただけなかったものというふうに思っ

ております。非常に1番厳しい時期に災害で職員を送っていただいて、6か月間、3か月、3か月ですけれども送っていただいて、しっかりと小国町に貢献をしていただきました。もうありがたいというふうに思っておりますが、このALL九州プラットフォーム会議がなければ、こういったところもないというふうに思います。やっぱりSDGsをつながっていく自治体間の中で、1番大事なところは災害であろうがSDGsであろうが何のかたちであろうが協力体制を構築できるところは非常に大きな点だというふうに思っておりますので、私としては、このSDGsの未来都市を使って様々な自治体やいろいろな事業所それから個人でもそうですけれどもつながってまいりたいというふうに思っております。もちろん内容をより充実させていくためにはやるべきことはたくさんあると思いますので、できるだけさせていただきたいというふうに思っております。フォーラムに関しては、この中でも熊谷議員は北九州のほうに赴いていただいて、ご覧いただいたというふうに思っておりますけれども、議員の皆様方にもSDGs関わっていただいて、たくさん町民の方にも今まで普及啓発していただいておりますので、ありがたいというふうに思っておりますけれども、小国町としてはもう言うていいと思いますが、11月17日に小国町SDGsの日をつくりたいと今思っています。まだ企画の段階ですけれども、もう表に出して今から広報をかけていきたいなというふうに思っています。11番はまちづくりです。17番はパートナーシップです。小国町SDGsのパートナーシップ制度の中で、個人会員をSDGsクラブ、事業所の会員をSDGsカンパニー、この2つでつながっていきながらいろいろなところでやっぱり小国町の町民としてSDGsに関わっていくことによってメリットもそうですがもう先ほど言ったように、さあみんなで、できることから、頑張っ、幸せになろうというところで、幸せになっていただくためにもたくさんの方に参加していただけるように、そして、より多くの町民が関わるようになるべきには、西田議員が言われるように努力は重ねてまいりたいというふうに思います。

以上です。

7番（西田直美君） 時間もなくなってきましたので、あともう少し。SDGsの取組みの中で、町民自身が新たな産業や経済活動を担うためには、地域の特性を活かすための知識・スキル・ノウハウ等を身に付け、挑戦していくことが必要という項目があります。そのとおりだと思います。新しい知識であるとかスキルであるとかノウハウを身に付けることはとても大切なことで、若い方たちにそれは幾らでも挑戦していただきたいと思います。

では、翻って今まで持ってきた先人の知恵をとか経験をとか歴史をとかいうことを考えたときには、既に持っている知識やスキルそれから経験を活かす経済活動、これを考えればならないことだろうと思うのです。だから、今持っているもので使えるものがいっぱいあるじゃないかということ、もう少ししっかり見直すことこれも必要ではないかと思います。特にそれは高齢者の方々にとってはすごく大事なことで、去年私一般質問でシルバー人材センターがあるからという

ふうに答弁をいただいたことがあるのですけれども、要するに高齢者が今まで持っている知識とかスキルを使って稼ぐことができれば、経済活動っていうのは稼ぐってことですよね、それができればいいのではないかと。ただし、流通関係は出来ないからそれを面倒見る人がいればいいことだ。これだけ小国町が外とのネットワークがいっぱい出来たなら、それを考えることもできるのではないかと思うのです。新しいこととかキャッチコピーは幾らでもできるのですけれども、やっぱり今持っているもの今持っている財産を大事にすることによって、もうちょっとみんながいろんな人が関わっていける仕組みをつくり出してほしいというのが実感として考えております。

そして、最後になりますけれども、SDGs といつか総合計画の推進というのは先ほども申しました、行政とか外部とか一部の団体が行うことではないということですよ。多くの町民に周知をして一人ひとりが自分の考えを持って行動できるということにすることが非常に大切だと思います。アイデアはいっぱいあります。外とのコネクションも出来ました。ネットワークを作っています。ところが、置き去りにされている町民がどれくらいいるかということを考えてときに、そこもやっぱり一回振り返っていただきたいと思います。SDGs は、小さなことから始められると私も思っていて、昨日同僚議員からの報告にあった阿蘇広域行政事務組合ですかね。ここで、年間3億3千万円小国から出しているというところで、何かというと小国町はごみがすごく多い。ごみを出すのが多い。これがごみを出すのが少なくなれば、もっと負担金も減っていく。大きな節約になるのだらうと思います。それだったら町のほうでコンポストを置きませんかとか、やっぱり生ごみが1番問題になるとかという、そういうこととかいうのももう少しきめ細かな周知の仕方、ちっちゃなところでもいいからこれができるのではないですか、これから始めてみませんかとか、では私はこれをやったらいいのですねということ一人ひとりの町民の方が考えられて行動に移せるもの。大きなスローガンとはまた別なところでのきめ細やかさをつくっていただければSDGs も推進していけると思いますし、それを自分が関わっているという実感を持つ町民の方も多くなると思います。ぜひその辺をお考えいただければと思います。

終わります。

町長（渡邊誠次君） ありがとうございます。もうまさに私が今お話ししたそのままであると思います。もう何回も今日は出ておりますが、第6次小国町総合計画前期基本計画の中にも、まず第1の軸で、先人たちの経験・知恵・伝統を引き継ぐためにという軸をまず設けさせていただきました。そしてその次に、今を生きるすべての町民のために、そして次世代を担う子どもたちのために。第4の軸として、世代や地域、関係者の垣根を超えた交流のためにというコンセプトを置いておりますので、まさに西田議員が言われていた内容であるというふうに思っております。そしてコンポストの件、非常にいいことだというふうに思いますが、薬味野菜の里ではもう既に同じような形でコンポストではありませんけれども循環型で堆肥も作っておりますし、コンポストでの取組みもある団体ではされているところもございます。町としてもしっかりと見ていきながら

その輪が広がっていくような取組みだったり、11月17日のSDGsの日にはいろいろな取組みがまた表に出せるような施策を町としては取り組んでまいりたいなというふうに思っているところです。

以上です。

議長（松崎俊一君） 予定しておりました4人の一般質問が終わりました。

これで、本日の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日、11日は4名、穴見まち子議員、江藤理一郎議員、大塚英博議員、松本明雄議員の一般質問と条例及び補正予算の採決になっております。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

(午後2時55分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（5番）

署名議員（7番）

第 3 日

令和3年第2回小国町議会定例会会議録

(第3日)

1. 招集年月日 令和3年6月11日(金曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和3年6月11日 午前10時00分

1. 閉 会 令和3年6月11日 午後 2時25分

1. 応招議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君 書 記 中 島 こず恵 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 佐々木 忠 生 君	教委事務局長 木 下 勇 児 君
政 策 課 長 石 原 誠 慈 君	産 業 課 長 秋 吉 陽 三 君
情 報 課 長 村 上 弘 雄 君	税務会計課長 北 里 慎 治 君
建 設 課 長 時 松 洋 順 君	町 民 課 長 生 田 敬 二 君
教委事務局次長 久 野 由 美 君	総務課審議員 佐 藤 則 和 君
政策課審議員 田 邊 国 昭 君	産業課審議員 宮 崎 智 幸 君
情報課審議員 秋 吉 祥 志 君	税務会計課審議員 小 野 寿 宏 君
建設課審議員 小 野 昌 伸 君	町民課審議員 中 島 高 宏 君
町民課保育園長 清 高 徳 子 君	町民課審議員 穴 井 徹 君

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 3. 6. 11)

議長（松崎俊一君） はい、それでは定刻になりました。改めましておはようございます。

本日は6月定例会議3日目でございます。一般質問の2日目並びに討論、採決を控えております。力強い質問及び慎重審議を御期待申し上げるところです。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程につきましては、御手元に配付してありますとおりでございます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 日程第1、「一般質問」。

初めに、昨日に引き続き一般質問となっておりますので直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は登壇順に、穴見まち子議員、江藤理一郎議員、大塚英博議員、松本明雄議員となっております。よろしくお願いします。

それでは3番、穴見まち子議員、登壇をお願いします。

3番（穴見まち子君） はい。3番、穴見まち子です。よろしくお願いいたします。

改めましておはようございます。通告にありますように私は、手づくりの館、悠工房について。それから、災害対応についてというところで質問をしたいと思っておりますので、皆様よろしくお願いいたします。

私はこの小国町に住んでからもうすぐ45年ぐらいになるのですけれども、この手づくりの館は小国町にきてからしばらく小国町と全国的な展開で部落に公民館ができた頃とあまり変わらないころに手づくりの館ができたと承知しております。そこで一番思い出にあるのが手づくりの館を使って20年ほど前にツーデーマーチがありました。皆さん御存知の方と若い方は分からないかもしれませんが、私はちょうどその頃、西里婦人会の役員をしておりました。その時私たちが作っている味噌を使ってキノコ汁。それを使っての味噌を確保するミキサーを使って2回ほどそれを大きく使って町の職員の方と婦人会大字全体で役員の方と作り木魂館それから遊水溪で皆様に振る舞いをしたということをしっかりと覚えています、今でもですね。その味噌を作るに当たって、時期的なものとその味噌が出来上がるまでには最低でも8か月ぐらいですかね。梅雨を越した後10月に作れば、夏の梅雨を越した頃から9月、10月、1年ぐらいがちょうどいい頃なのですけれどもちょうど漬かってツーデーマーチに出られる方にたくさんの方においしいと言っていたことをしっかりと覚えているし、後ろにおられた私も当時ですね役場の方もしっかりと今でも覚えているつもりです。そして手づくりの館は最初公民館ができたと先ほど言いましたけれども、同時に何かしたらというところで味噌作りを前提にあそこで作り、そして作ったはいいけれども保管場所がないというところで後ろの倉庫も一緒に造っていただいたというのを聞きました。私たちは計画的に味噌を年間4回、正月、9月は作ってはいけないという昔か

らの言い伝えで先輩のもとに長い間今も作っております。そして今は産業課の下で前は改善だったのですけれども研究グループとして活動しているのですけれども、講習会には役場の方もきていただいてその許可を取りながら、やっぱりその作った味噌がおいしいので分けてほしいとか作った容量と計画的なものをして皆さんに売ったり会員の方や多くの方が皆さん買っていただいたりですね、またそして会員の方の知ったところに注文をいただいたり。私も夏と冬に特にシイタケなどと一緒に遠くは埼玉のほうまで注文をいただいて送っております。また手作り味噌というところを買われた方も大変喜んで使っていただいているし、そしてほかにもやっぱり自家製の味噌で大体手づくりの館は売る場ではなく研修の場というのは最初は聞いていたのですが、やっぱり多くの方が利用してたくさん喜んでいただいている。特に今年の春の小学3年生の味噌作り体験ですよ。3年生が町からの依頼でちょうど私は議会だったのですけれども、それを作って子供たちも大変喜んでいました。後に味噌出しの時にその感想文をいただいて、ほとんどの子供たちが手作り味噌を自分で手もみで作る。そして、そのあと会員の方の味噌汁を味わってそういうところにやっぱりその手作りの有り難さ、おいしいといただいたところでやっぱりこれは食育にも繋がるのではないかと考えております。私たち研究グループは、過去にも何度か小学校に赴いて団子作りとかそれもしているし食改の方も私も行きましたけれども、中学校・高校と。地域の高校生に対してこの食育をしっかりとやっているところです。

この手づくりの館が6年後は保健所のほうからですね、売ることを目的にはできない。研修するところだったらいいということなのですけれども、これから先6年後とはいえない今しておかないとなかなかどんなふうに進んでいいのか。それから私たちは今60代ですけれども会員の方には70代の方もいます。生涯現役で100歳までというわけにはいかず80歳ぐらいまでできたらいいかなと思っているのですけれども、この6年後を踏まえて町はどんな支援をしていただけるのかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

産業課長（秋吉陽三君） はい。おはようございます。

おっしゃるとおり手づくの館、悠工房につきましては、保健所より営業許可について指摘を受け利用者会議等を行い改善に向けて協議してまいりました。

昨年11月に阿蘇保健所と協議を行う中で食品衛生法の改正により、より要件が厳しくなるということで今まで漬物あたりは熊本県の特設食品衛生条例で許可が出来たのですが、これが食品衛生法による許可に変更されるということになっております。今まで手づくの館で申しますと農産加工施設の中に味噌の営業許可と漬物の営業許可、これ2つとっていただけたわけですが、これが法の改正によりまして1施設1営業許可ということになりましたので、従来どおり農産加工施設のほうに味噌の営業許可、現在もう利用がなされていない肉類加工施設において漬物の営業許可というふうにご利用団体、生活研究グループまた漬物製造の団体の方がいらっしゃいますので話をしまして、今後の更新においては1つの団体が三つあったとしても営業許可1本ですよ。誰か代表の

方でないと許可が取れないということで相談申し上げまして、来年度の最終の更新を行うように協議を今整理しております。その許可を最後に営業許可が廃止となります。ですから議員がおっしゃるとおり許可の更新があった6年後は営業目的要するに販売目的じゃない自家利用であれば利用ができますが、販売についてはできないようになります。今後は悠工房のほうも今、かりんとうあたりのお菓子を作っている団体の方がいらっしゃいますので、この方たちも来年が許可の更新を迎えます。本年今から協議を重ねながら許可を1本にし、また更新が最後の許可となりその後営業許可が廃止ということになります。この背景には町有施設、市町村で所有する施設での営業許可というのは今、県下でも小国町だけでございます。ほかの施設で営業許可がとれているような施設はございません。今後は営業を目的としない利用のみの許可となりますので、手づくりの館、悠工房におきましてもまた特に手づくりの館、施設自体が整備されて30年以上が経過しておりますので改修等の検討もしなくてはなりません。また、営業許可廃止後の利用者に対する支援。今後はその支援策の検討が課題となると考えております。

以上です。

3番（穴見まち子君） はい、ありがとうございました。

それで、手づくりの館、悠工房の年間の利用する人数は分かりますか。

産業課長（秋吉陽三君） はい。令和2年度の施設の利用状況で申しますと、手づくの館が13団体の利用で、利用日数56日。延べ利用人数で239人です。悠工房が3団体の利用で、利用日数75日。延べ利用人数で285人となっております。

3番（穴見まち子君） はい、ありがとうございます。

手づくりの館も悠工房も、やっぱり手づくりの館は小学校からとても近いですよ。今、悠工房はかりんとうがしていますけれども、一緒のときには小学生のかりんとう作りの体験もありました。ちょっと悠工房は遠いのですが、あそこで最初作っている私たちも悠工房で研修はできたときに手作りのピザとかジャム加工とかを役場の方のお世話で使っていたのをしっかりと覚えているのですけれども、やはり子供たちのためにはジャージかりんとうと言えば水を一滴も使わずに研究グループが立ち上げたお菓子であり今は個人の方が代表で作っておられますけれども、小国といえばジャージー牛乳です。全国的に有名でとてもおいしいしヨーグルトもおいしいのですけれども、そのようなところをしっかりと次の世代に伝えていくためには、手づくりの館も悠工房もしっかりと特に手作りの館はもう先ほど課長が言われましたように古くなっております。隣の肉類加工施設の後ろのほうは、衣類の洗濯とかあって使わないところは何十年も使っていない。そこをもう少しコンパクトになかなか改良することはできないかと思っていますけれども、町長いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） はい、ありがとうございます。

穴見議員には冒頭からツーデーマーチのお話。そしてキノコ汁とか味噌作りをメインにお話を

していただきましたけれども、やはりそれぞれの時代に時代背景がしっかりあるなというふうに感じさせてもらいました。また、地域をつくってこられた方たちの部分では本当に頭が下がる思いがいたします。私も地域の魅力それから地域の文化は手づくりの中にあるというふうに、人吉の地域づくりの師匠の1人の方に教わった経験もあります。

やはり先ほど課長から答弁があったように、食品衛生上の法的な部分そこをクリアしないとかなかなか進めないところが大きな課題ではありますけれども、町といたしましては具体的などころをやっぴり詰めていくのは産業課のほうの課内で協議もさせていただきますし、地域の方たちとお話をしていかなければいけないと思いますけれども、一番大事なところはそれぞれのグループの活動が円滑に進むように、次の方たちにきちっと技術だったり考えだったり気持ちを受渡していけるような形で続けていただきたいなという気持ちは本当に持っております。ただ先ほどから申します通り販売というところに関しては非常に厳しいところがありますし、やはりこれも時代背景があって昔より随分と厳しくなっている部分がありますので、そこはやっぱり御理解をいただかないといけないなというふうに思っております。ただ子供たちにおいて食育の部分このあたりはもちろん家族の中で伝えることもたくさんあると思いますけれども、やはり地域の方たちが伝える地域の食育というものは非常に重要な要素があるというふうに思っておりますので、ぜひとも私は続けていただきたいというふうに思っております。しっかりと話を私のほうはさせていただきますというふうに思います。

以上です。

3番（穴見まち子君） コロナ禍にあって今後コロナが落ちついた後に今、取りやめになっている杖立温泉のイベント、それから小国町の秋祭り。そんな中に私たち研究グループも毎年何十年とやってきました。最初は味噌と少しだったのですけれどもやっぱりお菓子作りだったり。その次には、役場の方が私も肉類、惣菜と加工をとったときに産業の方がお弁当を出してはどうですかといういろんな知恵をいただきまして、次にどんどん増やしていき杖立のイベントにもその大鍋でできたのを持っていったりとかいろいろしてきました。そんなことというのは自分もなのですけれども、私たちの子供、孫。今、高校生もそんないろんな町に対して小国高校生は人数はそんなに多くはないのですけれどもやっぱり体験してみたい。その食べ物でさっきも言いました食育です。やっぱり小さい頃からずっと食べてきているものは、やっぱり大人になっても幾つになってもおいしいと言っていた部分は手づくりの館、悠工房にしてもかりんとう作り体験というのは学校の中でしっかりと取り入れていただいて自分たちもできるところはそこを使うし、学校での販売はできないかもしれないけれどやっぱりその体験が将来的に自分でもおやつ作る時にあの体験があったからこそできるし、我が家でも今いろんなときにお菓子とか作って子供たちも一緒に作っているのです、孫たちが。そんなときに思った時にやっぱり小国の最初造った加工場、手づくりの館後で出来た悠工房は体験してみるととてもいいし、私たちの体験もあるのですけれ

どもそのジャージーかりんとうといえは今高速に行けば必ずあります、基山ですか。そこにありますので自分たちも作ってみてやっぱりジャージーって水も一滴も使っていない、先ほども言いましたけれども。その体験等は絶対に自分の生涯に対して必要な体験だと思いますので教育委員会は関係ないことはないのですけれども、食育の部分でも皆さんにしっかりと伝えていったらどうかとは思っております。それから私たち研究グループが将来そこが売ることができないといった時にやっぱりこれは次の災害対応にもつながるのですけれども。

次に災害に入りたいと思いますけれども、災害の時にやっぱり何かをしたいと思ったときに今は婦人会の横のつながりもない。だけど小国町には団体として婦人会を卒業して栄養教室を卒業した方が入られる食改と更生保護。それから農協の女性部、研究グループとあと商工会女性部と6団体の方がおられます小国町にはですね。今年7月25日には女性議会がありますけれども、多分多くの方がその施設が何かあったり町のこの町民センターを建て替える際に前の開発センターのときには1階に調理室がありました。そこで私たちは栄養教室を1年間受けました。そこで食改にも入ったというところなのですけれども、もう今の時代大きくしなくても今はガスもいいのですけれどもIHがあります。IHはどこでも大体据えられるしある程度の広さがあればできる。今活動されている食改の方の今コロナ禍ではありますけれども、ひとり暮らしの食事の応援。その中に今隣保館にあるところは一応改造してもらったのですけれども食改の方がいつも行かれると30人近く集まるのですよね。そしたらもうコロナの中では絶対いけないしコロナが収まっても気を付けてそこでは使えないかなと思います。そんなことがあり女性議会の中でこの団体の方も災害のときに使える台所というのがどこかにできないだろうか。基本的には去年の7月豪雨の時にボランティアで来ていただいたときは自分で弁当は持ってきたのですけれども、もし大きな災害があったときにやっぱりこの6団体の方が一緒になって何かをしたいと思ったときに使える施設といえば、今先ほど言われた手づくりの館。悠工房は使えると思いますけれどもそれが古いということになれば、少し考えていただくことはできないかと思っているのですけれども、町長はどうでしょうか。

町長（渡邊誠次君） はい。災害時の炊き出しボランティアというところの御質問ということで、総体的にこれまでの経験上の話も含めてやっぱり災害のときには混乱をするというところで去年も同様ですけれどもなかなか横のつながりを作っていないと話ができていないというのは本当に実情だろうというふうに思います。去年は特に大きな災害、杖立温泉中心。全体的に小国町全体ありましたけれども、災害のボランティアの方たちが殺到したというか集まったのは杖立地区にかなりの数が集まりました。一番最高では1千人を超えたというふうに思っております。実数は覚えておりませんが、その時も災害ボランティアの方たちそれぞれが持参を食べ物についてはですね。飲物についてもほぼ持参をしておりました。地元の人たちが集まって自分たちで持ち寄って食べるということはありませんでしたが、そういったところでは去年は炊き出しが必要と

いうところであれば喜んでいただけたかもしれませんが、不可欠かというところでいくと1番最初のプッシュ型は必要だと思いますけれども、ある程度落ちついてからの炊き出しという形では前回はなかったというかほぼ出来なかったような状態だったというふうに思います。ただ議員おっしゃられるように横の連携があつてきちつと話がなされるようであれば炊き出しのボランティア等々もされると地元の方それから災害に遭われた方すごく喜んでいただけるというふうに思いますので、その話はしていただきたいなというふうに思います。ただ1点、その時に今回は水害というところで炊き出しに使える場所かなりありましたけれども、地震のときにはあその場所自体が用意をしても使えるかどうかというところも分かりませんので、使える場所で人数もその場所で分散していただいてというような方法で今までの災害が出たいろいろな地域でも経験されているようです。やはり大きい人数が集まると大きい場所という形もありますがその人数を一旦さいていただいて、何か所かに分けて作っていただいて持ち寄る等といった考え方もありますので、ぜひともお気持ち非常にありがたいというふうにも思っておりますし、町民の方にも被災された方にも本当にありがたいことと思いますので、穴見議員中心になって話をまとめてまずはいただいてぜひとも災害への対応というところでお話をしていただきたいし、できれば私もそこに加わらせていただきたいなというふうに思っております。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。

私が1期目のときにその開発センターの後の町民ホールで台所が小さくてもいいから願いますとは言ったのですけれども、どういうわけかできてなかったのですよね。そこが一番婦人会の方ほかの方もそうなのですけれどもできていないし各階ごとにIHはある。IHのあの程度のこのくらいの小さいところですよ。それによってどのくらいのことができるか。それから切り込みをしたりするところがないので。例えば小学校跡地、一番使えるのは下城小学校とか私も子どもたちはそこを出していますのでそこだったり、西里小学校も広い土地があります。その中でもやっぱり一番簡単なのはIHでできるところとちょっと洗ったりするところ大きなところですよ。町自体も災害に備えて簡単にできるところは作っていただけないでしょうかと思っておりますが、町長どうでしょうか。

町長（渡邊誠次君） はい。IHは確かに移動は簡単なのですが電源を確保するところが非常に難しくて大体強いものだと1,500ワットとか1,800ワットと1台のやつありますので、なかなかその場所に電力といいますか電気の容量をまた用意するとなるとちょっと大変なこともありますので、その設備を設けるのであればやっぱり計画的に場所だったり施設設備を付けるのであれば年間どのぐらいその利用数があるとか、やっぱりその中では総務課も産業課もいろいろな関わりがあると思いますけれどもやっぱり協議を重ねていった上で構築しないといけないというふうに思いますので、ここでは作りますとか作りませんかというお話しはしませんけれどもまずは先ほど言われた方たち代表の方たちもおられると思いますのでお話をさせていただいて必要な部

分は気持ちとしてはよく分かるのですが、先ほども言ったように団体でたくさんで作るという方法をとられるのであればぜひとも今の現時点でも杖立の防災センターそれから隣保館、学校もありますし、いろんな地域でも災害の時は開放して設備を使う方法もあると思いますので、ぜひともいろんな知恵を出していただいて新たな投資というところも必要かもしれませんけれども、それで何とかやりくりしていただけたところもあるのではないかなというふうに思います。

以上です。

3番（穴見まち子君） はい。ありがとうございます。

基本的に外にガスを置いてボランティアの炊き出しとかはすぐできますので、それは普段考えていると思います。今、町長が言われましたようにひとり暮らしの食事の応援であったり防災訓練のときにそこでの御飯の炊き方とかいろんな食改の方もおられますし、やっぱりいろんな方の知恵がいっぱい出ると思うのですよね。その時に私もこの7月25日に女性議会がありますので、その意見を踏まえて町長がどれくらいまで拾っていただけるかというところと各課の方がどのような対応をしてくれるかなというのを楽しみにしているところです。

ありがとうございました。終わります。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。10時45分から次の会議を行います。

（午前10時30分）

議長（松崎俊一君） それでは定刻になりました。休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時45分）

議長（松崎俊一君） 2番、江藤理一郎議員登壇をお願いします。

2番（江藤理一郎君） 2番、江藤です。

今回の私の一般質問につきましては、コロナ第4波で影響を受けている観光業への救済策について。それから、人口減少社会における慢性的な住宅及び宅地不足についてを質問させていただきます。

まず、コロナ第4波で影響を受けている観光業への支援策についてですが、コロナウイルス感染症拡大によりまして福岡県では緊急事態宣言、熊本県ではまん延防止措置となり町内観光業は5月の連休以降非常に落ち込んでおります。昨年の全国での緊急事態宣言後の同時期と比べましても今回のほうがきつい厳しいという声をよく耳にします。まだまだ先行き不透明な中、現在のコロナウイルス第4波を町はどのように捉え分析しておりますか。質問させていただきます。

町長（渡邊誠次君） はい、御質問ありがとうございます。

小国町の観光業のみならず全国的に観光業は非常に厳しい状況にあるというのはもう間違いなところだと思います。それから観光業もそうですが昨日から東京のほうでありますけれども飲食店の団体のほうが記者会見を開いて、もうこの状態では非常に厳しいと切実におっしゃっておられました。都会と田舎の差は少しあるかもしれませんがかなりの影響は受けているというふうに

まずは思っております。

それから、第4波ということでございますけれども一般的な分析をまずは述べさせていただきますと特徴としてはやはり第4波、変異型が主流になっております。それから今回の入院の患者の方は60歳未満の方もかなり多いというふうになっております。また60歳未満の方以前であれば熱が出て回復して退院していく状況が早いというふうに言っておりましたけれども、今回は症状が重くなって治療期間が長引いているという印象もあります。また、重症化リスクが高いのは以前は60歳以上の高齢者でしたけれども、60歳未満のリスクもかなり高まっているように感じているところです。

それから、今の状況としてもワクチンへの期待はやはりだんだんと大きくなっているような気がいたしますし、ワクチンでまずは重症化を防ぐということが大事ではないかなというふうに思っております。その上で、やはり医療従事者と高齢者施設の職員に接種をまず進めるというところで、院内感染それから高齢者施設での集団感染のリスクまた重症化の防止をできるだけ抑えていくということが重要だというふうに思っております。

第1波、第2波、第3波それぞれ今まででありましたけれども、今の小国町での状況を御報告させていただきますとコロナ禍がかなり長期化しております。観光だけではなくて先ほども言いましたように様々な業態に影響が出ております。中でも1年前のゴールデンウィーク時の一斉にお店を閉めたり道の駅を閉めたりという状況は変化してコロナ感染に留意しながらも経済活動はある程度動かしております。また、国のGoToキャンペーンで宿泊客が満床のこの前の時期もありまして、年明け早々の緊急事態宣言でキャンセルが相次いだ。また、春先は予約でにぎわった矢先に5月7日の福岡での緊急事態宣言で予約キャンセル等々がたくさん出ております。また熊本県のまん延防止等重点措置による県下一斉の時短営業が5月16日から6月13日まで実施されることで人流が抑制されています。しかしながら、昼間の観光客の流れは熊本市内より逆に田舎の観光地のほうが安全なイメージもあるようで、一定数の観光客がきているという話や車のナンバー等々確認すると感じる場所でもあります。小国町ではクラスターというかたちでは感染者が出ておりませんが、やはり点で出ている状況はもう皆様方にお伝えしたとおりでございます。引き続き正しく感染予防に取り組んでいきたいと考えておりますし、町民の皆様の御理解と御協力もしっかりと今後もお願いしていきたいというふうに思っております。一番大きなところは冒頭申し上げましたようにやはり昨年はもう全く分析がなされてなかったことが非常に多かったので、やみくもに恐れるというところを今は正しく恐れていくというところが大事になってきているというふうに私は感じているところです。

以上です。

2番（江藤理一郎君） それでは、観光業の中におきましても今回の第4波で影響を受けている業種というのは、どういった業種が分析されていますか。

町長（渡邊誠次君） はい。もちろん観光業が主ではありますがもちろん飲食店と
かに卸しをするところもそうですし、農業に至っては大きなところは飲食店に卸すような材料を
作っているところはかなりの影響を受けているという分析ありますが、その中でも小国町はその
部分は比較的少ないというふうには聞いております。ただ、やはりここ観光地、年間何十万とい
うお客様を受け入れる地域でございますので、その余波は非常に多くの業態に影響を受けてい
るというふうに思います。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 昨年度以降のコロナ禍の中で国や県、町の施策におきましてもG o T o T
ラベルキャンペーンや町での飲食店応援キャンペーンなどで旅館業や飲食業には一部支援策がと
られておりましたが、同じく旅館や飲食店への先ほど町長もおっしゃいましたが食材等の卸売業
や製造小売業、食品飲料だけではなくおみやげ品を作ったり木工とかそういったものも含まれる
と思いますが、そういったものにおきましてはまだまだ救済の手が届いていない業種があるの
ではないかなと思われま。そこで、これまで町がとってきた支援事業等において成果が分かるも
のがあればお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

情報課長（村上弘雄君） はい。お答えいたします。

小国町のほうでコロナ交付金の単独交付金を活用してこれまでどういったことをやってきたか
ということで業種ごとの数字を少し述べさせていただきたいと思います。

政策としては休業と家賃と事業継続、宿泊支援等の給付支援策を行っております。飲食業がこ
れ受給者が重複していたりしますものですから延べの件数になります。飲食業が83件、宿泊業
が80件、製造業が21件、卸売業が8件、小売業が26件、建設業が12件、運輸業が4件、
製材業が7件、サービス業が43件、合計で延べ284の事業所に支援をしております。ちなみ
に対象事業者の範囲も国県の対象事業業種以上の広範囲にわたってあらゆる業種を広範囲に対象
として支援策を行っております。

以上でございます。

2番（江藤理一郎君） 思っていた以上に多くの事業所を幅広く拾えているのではないかと思いま
す。その中でも事業継続支援給付金、こちらについて借入れをしたことに対しての最大30万円
までのバックアップをするというような事業だと思いますが、こちらについてもう少し詳細に受
付期間がまだ続いているのか、例えばこの第4波においても追加で融資を受けた方にも対応はさ
れているのか。そういったところは、お分かりでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） はい。お答えいたします。

事業継続給付金についてですけれども、年度の途中で対象者が広がっているということが分か
りましたので補正をさせていただいております。内容としましては、前年同日で国の場合は5
0%以上、それから県の場合は50%未満ですけれどもその国から漏れたのを県がやっておりま

した。小国町は15%以上ということで被害率はかなり緩和しておりますが事業の継続が難しいという方の融資を受けた対象の事業者に対しまして借入れの1割、先ほどおっしゃっていましたが上限30万円ということで93の事業所に2千597万円の給付を行っております。実施時期につきましては、今年の3月31日までの実施ということになっております。

以上です。

2番（江藤理一郎君）　ということであれば第4波に関しては、ちょっとまだ拾えていないところがあるかもしれないということですね。

では今後6月13日には熊本県のまん延防止措置が解除されるであろうと思います。町内そして県内においても少しずつ人の動きが出てくると思われませんが、大商圏の福岡県の緊急事態宣言がこちら解けたとしましても動くのは一部の人たちでまだまだ元の状態になるまでには時間がかかると推測されます。当町においてこれまでコロナ対策臨時交付金は、観光業に対しては主に振興策を講じる方針で進めてきたと思いますが、ワクチン接種が小国町だけでなく全国においても順調に進み収束がある程度見えてこない限り振興策は打ちづらいと思いますし、県においては県民の県内観光を促す熊本再発見の旅を再開するなどの準備が進められておまして、また国におきましてもオリンピック、パラリンピックが開かれるかちょっと分かりませんが、例えば一段落しワクチン接種により第5波の大流行を免れた場合においてはGoToキャンペーンを再開するというふうに思われます。町の振興策も宿泊費補助や特産品の贈呈など割引があるから選ぶというもので、国や県の施策それに加え九州管内の市町村の様々な誘客キャンペーンに紛れてしまい安いから来るという今後リピーターにつながらない一過性の客層を迎え入れる可能性は十分にあると思われまます。国や県の観光振興の割引、宿泊割引などの合間若しくは後にでも途切れないそして時期が重ならないようにするほうが良いのではないかと思います、どのようなスケジュール感で進めていく予定でありますでしょうか。お願いします。

町長（渡邊誠次君）　具体的な部分については担当課長よりお答えがあるかもしれませんが、私としましてはまずは通常時であれば必ず今江藤議員が言われたように一過性ではなくてリピーターにつながるような施策を重ねていくということは必ずやっていかなければならない事業だというふうに思いますが、今回国も県もこぞってといたしますかたくさん振興策を出すことで一過性でもいいけれども一旦は観光されるお客様を回していく体制づくりを整える。これは非常に大事なことであるというふうに私は思っております。人を動かす部分では安だけというかたちではないかもしれませんが、やはり半分であれば100万円のお金で200万円が動くわけです。通常給付策ではなかなかそういったようなお金の動きは生まれませんので、私としては国県が進めていくタイミングもあると思いますが、そういったところでは一過性のものと地域のリピーターにつながる策これ重ねていくのが非常に大事ではないかなというふうに思っておりますので、いずれかがどうという表現は私のほうは避けたいというふうに思っております。また、タイミン

グを図る上で振興策は大事なところではありますが、小国町の今用意している施策の部分では事業自体がPRも含めて小国町自体を宣伝していくような事業、それから割引の部分があったりすればタイミングをちょっとずらして長い期間やれるようなかたちで持っていきたいというふうにも思っておりますし、なかなか去年できなかった小売業者あたりへの振興策も今回の中には去年からの繰越しではありますけれども、必ずやっていきたいというふうに思っておりますので効果的にこの部分は図らせていただきたいというふうに思います。

2番（江藤理一郎君）　なかなか執行部としましてもタイミングを見計らうのが難しいというふうに思いますが、ベストのタイミングで執行していただきたいなと思います。

もし、全国でコロナ交付金の事業が執行できないなど多くの自治体がそのようなケースに見舞われた場合、予算内での事業の組替えが可能となることを万が一ですけれども考えられると思えますし、国からのコロナ対策予算がまた新たにメニューが出るということも考えられるかもしれません。そういった場合の観光振興策の一つとして提案させていただきたいと思えます。今回、北里柴三郎博士が公衆衛生普及の先駆者であったということから、例えばトイレのきれいな町というのをテーマの一つにしてはどうかと考えます。と申しますのもトイレは旅行者、宿泊者そして町民も常に使用するものであり、トイレのきれいさで人はそこを目的地に選ぶというところまで重要度は高まっております。ましてやコロナの影響で非接触型のトイレ機能の充実は関心度も高くなっているのですけれども、小国の観光地や旅館、飲食店などではまだまだトイレに不安のある箇所はいくつもあると思われまます。これらを改善することで長い期間選ばれる観光地となる可能性は出てくるためトイレ周りの衛生機器を改修する場合にまずは飲食店や宿泊施設、人が集まる施設等に対して補助をするというものが考えられないかということです。トイレ業界の最大手としてTOTOが挙げられます。くしくもTOTOの前身である日本陶器合名会社の創業者は、かつて北里博士の協力者であった森村市左衛門であり日本碍子や森村学園の生みの親でもあります。そして、今でも北里研究所とも長年の親交があり繋がりを持つことも今後可能です。また、同じSDGs未来都市である北九州市が本社であるため、例えばTOTOと小国町が連携しトイレに関するモデル都市となり近年非接触型のトイレの普及やトイレを使うだけで健康状態をチェックできるウェルネストイレ。これはトイレの便座と皮膚の接触や排せつ物から健康データを収集し利用者のスマートフォンに健康についての情報を送信できるものを開発するなど新しい分野に力を入れておりまして、コロナ臨時交付金の予算の組替えや新たなメニューが出た場合には政策として検討させていただきたいと思えます。きれいにトイレを保つことやトイレの普及は観光だけでなくSDGsの6番目の目標「安全な水とトイレを世界中に」にも掲げられておりまして、町民のSDGs普及にもつながります。たかがトイレと思われるかもしれませんが、どんなにおいしい料理、きれいな景色、そして心から温まる温泉があったとしても最終的にトイレが汚くては台無しになってしまいますし、ウェルネストイレが個人の家にも広がると家にいながら病院を受診

するくらい健康チェックができ健康維持にもなり拡大する医療福祉費の削減にも期待が持てますのでこのあたりも御検討をお願いして次の質問に移りたいと思います。

町長（渡邊誠次君） トイレにつきましては、素晴らしい考えであるというふうに思います。ただ町といたしましては今の財源の組替えはもう今の現時点ではできないところまできておりますので、今の部分で組替え等々は考えておりません。しかしながら大きい話で言いますと国、県からの補助事業どんどん出ております。実は今年の10月1日、令和4年4月1日までに小規模事業者の持続化補助金はまた新たに出ます。また小規模事業者の持続化補助金の低感染リスク型ビジネス枠というところは、100万円の4分の3というところでまた商工会のほうですね御案内がありますし事業再構築補助金。それから熊本県宿泊者事業による感染防止対策等支援補助金、月次支援金、もちろん今度の補正でもお願いした時短要請の協力金等々たくさん補助金等々も出ておりますので、できればこの部分の申請をしていただいてなかなか申請も厳しいかもしれませんが申請をしていただいてトイレの改修等々もしていただきたいというふうに思っております。また北九州市SDGs未来都市として小国町も懇意にさせていただいております。先ほどTOTOのお話もされましたけれども、TOTOやまたシャボン玉石けんなかなかSDGsの未来都市を目指すところではもっとたくさん素晴らしい会社ありますけれども、そういったところも含めて町のほうから働きかけをさせていただいて、少し勉強もさせていただいて取組みをこちらのほうでまた生かしていければなというふうに思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） では次に、人口減少社会における慢性的な住宅及び宅地不足についてを質問させていただきます。

小国町にとっての最優先課題としまして真っ先に挙げられるのは人口減少です。少子高齢化があります。人口減少がもたらす影響としては、労働力の減少による供給力の低下、経済に及ぼす影響、消費者の減少や市場の縮小による産業に及ぼす影響、少子高齢化により若者一人一人が支える高齢者数が大幅に増加するなど社会保障に及ぼす影響、保育園や高校の統廃合、伝統的な行事やイベントの消滅など地域に及ぼす影響が数々挙げられます。このように、人口減少は様々な分野で地域の活力を縮小させる原因となっています。しかし、第6次総合計画基本構想には、人口減少対策について具体的な記述が見当たりませんでした。町として人口減少対策は将来に向けてどんな政策を軸に取り組んでいく予定であるかお伺いします。

政策課長（石原誠慈君） ただいまの御質問で人口減少対策について具体的な内容また何を軸にということでございましたが、この人口減少対策につきましては第2期の人口ビジョンまた、まち・ひと・しごと総合戦略により現状と将来の姿を示し目指すべき将来の方向の提示をしております。この総合戦略人口ビジョンは、日本の急激な人口減少と東京への人口集中また一方では人口減少、地域の増加という深刻な課題を抱える中その課題を克服し地方の創生を目指すために平

成26年にこのまち・ひと・しごと創生法という法律が制定をされております。それを受けまして小国町におきましても人口減少問題を重要課題と捉えまして、その課題を克服するためのビジョンとして翌年平成27年に第1期5年計画となる総合戦略と人口ビジョンを策定しまして、その後昨年度第2期の総合戦略人口ビジョンの策定をいたしまして取り組んでいるところでございます。また、この第2期の人口ビジョンの策定時の人口の推移では、2040年に約4千人。高齢者率としましても約50%という推計値があります。このような状況から地域経済、地域医療や福祉、地域コミュニティなど様々な影響があると想定をされます。その人口減少問題に歯止めをかけるためには地方創生の取組みが重要であると認識をしております。町では持続可能なまちを確立するための施策といたしまして、総合計画や総合戦略それと昨日一般質問でも出ましたSDGs未来都市計画に掲げている全てのことが人口減少問題への対策であると認識しております。それとまた環境モデル都市のような環境問題への取組みに社会あるいは経済をプラスした3側面、環境であると自然ということで、社会では暮らし、経済はお財布という捉え方から、こういう総合的な取組みを行うことが人口減少問題の解決につながっていくと捉えております。こうしたことを一緒に考えながら、まちづくりを推進していくということで考えております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） ただいま政策課長から総体的なお話をさせていただきました。もう総体的なお話のとおり具体的な施策をこれが解決策だというものはありません。やはり小国町で関わっていく全ての事業において総合力を持って人口減少に当たっていくというところでしか今解決策は模索出来ないという状況でございます。今の状況では緩和策でしかないというふうに思っております。具体的な施策でこれをすれば人口減少がクリアするといったところはなかなか難しいところではありますけれども、議員それぞれ皆様方からも御提案いただいた部分もたくさんありますのでそれぞれ重ね合わせていかせていただいて、まずは総合的な部分でまちをつくっていく。そして、いずれかは具体的な施策でこれをすれば人口減少が止まるといったものがあればしっかり御教授いただきたいなというふうに思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） なかなか具体的な施策は打ちづらいというところですが、今現状といたしまして私も移住する方々をコーディネートさせていただく、家を御紹介するというような業務も携わらせていただいているのですが、町内町外共に家を探している方たくさんいらっしゃいます。これは私が知っている以上に多くの方々が家を見ていらっしゃるんだな、家を探してるんだなというのを日頃からでも思いますし、いろんな方からも各方面から話を聞いております。これをどうにかニーズはあるのにそこに対して対応していくことで人口が流出するということを留めることは、今具体的な施策がなくてもできるのではないかなと思ひまして恐らくコロナの影響によりましてなぜ家を探そうとしている方々が増加傾向にあるかということなのですけ

れども、恐らくコロナの影響によって在宅ワークの普及であったりそれに伴う働き方、雇用のされ方そういったものが変わってきております。ステイホームの時間が増えたことによって住まいを充実させたいと考える方々が増えていることも原因であると想定されます。小国町に引っ越したいと思ってもすぐに住めるアパートや住宅がなかなか見つからないというのがそれに伴う現状でもあります。これにつきまして小国町はこの住宅アパート等が見つからないこと不足しているというところをどの程度把握しておりますか。その辺りをお伺いしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 江藤議員から一般質問の通告を受けましたので、私のほうが政策課そして建設課のほうに行きまして調べさせていただきましたけれども。なかなか個人宅の部分までであるので難しいところですが、お借りできるアパートを含めると今のところ小国町では3部屋しか一般では空いてないという現状でした。もちろん空き家等々がありますのでお貸しできないといったところもあるかもしれませんが、今厳密にいくと小国町では現状3部屋しか借りれないというところではあります。それから公共住宅は入居可能戸数は6部屋ありますがこれも公募というかたちですと埋まるというような現状がありますので実際に行くと事実上3部屋というところであると思います。ただ先ほど議員おっしゃいましたが実情として移住定住の部分で多くの都会からお話が一番先に窓口機能としてもあられますのでお話があるかもしれませんが、最近の小国高校生、私も息子がおりますので事情がある程度分かるのですけれども前に比べると実家のほうに戻ってきておられて、小国町だけではないかもしれませんが近隣のところにお勤めになられている方も数が増えているのではないかなというふうに思います。そこである程度落ちついたらひとり暮らしをされるといったところも非常に何か最近傾向としてはあるようですので、その部分で非常にアパートあたりがひとり暮らしのアパートもかなり増えているという現状みたいですので、その部分では私が思うにそういったところも少しアパートの部屋数不足なども前の分析といいますかそれよりも増えているのではないかなというふうにも考えているところです。実際、私の息子の同級生あたりも小国町に結構な数、今現状としているという話も聞きますのでそういうところではちょっと事情もコロナ禍にあって確かに都会からの方も移住定住される方もいらっしゃるかもしれませんが町内の方たちの意識も少し変わってこられてきたのかなというところもちょっと考えさせていただいているところです。

以上です。

2番（江藤理一郎君） まさに町長おっしゃられるとおりに地元に戻ってこられている若い方々が非常に増えているというところはございますし、また所帯を持って子ども連れで戻ってきたいというUターン希望の方もいらっしゃいます。それ以外にも小国町に仕事場、職場を見つけて通勤距離が遠いので小国で暮らしたい。子供たちも小学校に上がるちょうどいい時期なので小国で暮らせるようにしたいというような方々もいらっしゃいます。そのほか町営住宅等に住んでいる方々は所得の面などで該当しなくなったので違う家を探さなければいけないというような方々も最近

ではまた多くなっているように思います。いずれにしても住宅不足、今先ほど3部屋しか空いていないということでしたので、この3部屋もひとり暮らし用のワンルームなのか何部屋あるのかによってもまた変わってまいりますし、その家族構成によっては全く部屋がない若しくは広過ぎるというような状況も考えられます。そこで、以前から一般質問でも質問させていただいておりますし、昨日、同僚議員からも同様の質問がございましたが宮原地域周辺にある町有地を整地して分譲する、払下げをするなど住居を構えやすい環境を整える。または、民間でアパートを建てやすい環境をつくるなどの政策は、全国の市町村でも人口減少対策として有効であった事例は幾例もございます。当町においてもこれ以上の人口流出を抑えるためにも、計画的な町有地の有効活用というのは必要ではないかと思いますが、その辺りいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 昨日、久野議員からの御質問にもお答えさせていただきました。町民の方の要望それから移住定住される方の要望を含めてまず1度昨日もお話をいたしましたけれども、議員の皆様方に一覽として、また場所と機能的なところ面積等々含めて御提示をさせていただきます。6年前だったと思いますが御提示しただけで話が止まっておりまして今回はちょっと踏み込んだかたちでどのように方向的にしていきたいのかということもお話をさせていただきたいと思っているのですが、一方ではやっぱり町民の皆様で土地のことに关してはいい土地というところは多分目をつけておられる、言い方がちょっと悪いですがこの場所はいいなあとと思われる方は重なられているような気もいたしますので、なかなかその部分では確かに有効活用という部分では大事かもしれませんけれども、議員の皆様方のしっかり御知恵をお借りして何とか解決策というか方向を見出していきたいなというふうに思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 町有地の有効活用についてはやはりタイミングというものもあると思いますので、今そのタイミングでもあるのかなというところでぜひ議員への勉強会いろいろな議論等早めに進めていただいて、今年度取り組めなくても例えば来年度にはいろいろ取組みができるようなかたちをとれると1年間で20人から30人ぐらい家がないことで流出してしまう若しくは住みたいと思っているのに住めない方々もたくさん出てくると思いますので、人口減少が進んでいる小国町早めの対応というのをぜひともお願いしたいと思います。

また、私も全国の様々な町村を視察したり観光で訪れたりしてきましたが小国町ほどちょうどいい田舎はなかなかありません。インターネット環境の進歩で都市と農村の差が縮まった今、温泉があり適度な自然がありスーパーやコンビニもある小国町はそれほど背伸びを大きくしなくても住宅や宅地を充実させるだけで若い世代が少しずつですけれども戻ってくる移り住んでくる要素は大いにあります。先日小国に移住してきた20代の方々と話をする機会がありました。その時皆さん口々に言っていたのは何も不便なものはない。家さえ有ればずっと住みたいぐらいいい町である。強いて言うのであれば小国は熊本市内並みに家賃が高いのももう少し安くなれば申し

分ないということでした。将来を担う若者が戻ってきやすい移住しやすい町をつくるためにも、今こそ行政が住民と対話しながら人口減少対策に積極的に挑んでいただきたいと思います。

以上、今回の一般質問を終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議、昼1時から行います。

（午前11時24分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（松崎俊一君） 6番、大塚英博議員、登壇をお願いします。

6番（大塚英博君） はい、6番の大塚でございます。

今回も3つの質問、3つの関係する立場から質問をさせていただきます。

まず最初はコロナの感染拡大が続く中で経済的なダメージそして社会的な構造までも変化させているコロナ感染でございます。一向に収束が見えない中でやっと国のほうが本格的にワクチン接種に動き出しました。遅過ぎると言えば本当に遅過ぎるといふような思いでございます。このワクチンというものはちょうど昨年5月24日の新聞にありますように、厚生労働省の関係者はワクチンの必要量は国内企業による国内生産がベストであるといふふうに言っておりました。そこで、ワクチン製造に携わる大阪大学発のベンチャー企業アンジェス。それと塩野義製薬、そして大正製薬、三菱製薬。まずアンジェスは去年の7月にワクチンの臨床試験を終え今年3月から实际的に投与ができるだろうと。そして塩野義製薬も今年の秋には十分提供ができるだろう。そして、1千万人の生産体制を拡充するという機構。そして、最後の大正製薬と三菱製薬はカナダにある製造機関から22年に日本に提供ができるだろうという。特に熊本市におけるKMバイオロジクスは国立感染症研究所と提携をしてこのワクチン製造に当たるというふうに去年5月24日のニュースにきちんと出ております。あの頃はまだ感染拡大がそんなになかった時期でございますので必要量というものがどれだけのものかというのを漠然と考えたものであります。特にワクチン戦争、私は戦争と言いますが、ワクチン戦争におきましては国際的にも100社以上が名乗りを上げて製造に取りかかっているということでもございましたけれども、日本はこのワクチン製造においては今、ファイザー社特にモデルナみたいなヨーロッパ。この製造しているところの機関というのはよく考えたらこれ私の考え方が間違っていればしょうがないですけども昔の第2次世界大戦の戦勝国なのです、に該当するのです本当いうと。そういう中からこのワクチン戦争において日本は非常に遅れをとってしまったと。今やっと地方においてそのワクチン接種が始まっているけれどもこのワクチン接種というものは、感染拡大防止するための切り札なのです。各国が勢揃ってそれに対して急速にワクチン接種にやっと日本もオリンピックのせいがあるかもしれないけれども、外国からワクチンをいただくことによって何とかしのぎを削っているという。非常に当てが外れた格好で今現在においてはやっているような気がいたします。

そこで質問ですけれども小国町のワクチン接種の今後の進み具合というか進行においてお聞きしたいと思います。また、いろんなワクチン接種においてはいろんな話いろんな苦情いろんな問題点なんかを聞きます。そういうことも含めて進め方についてお聞きしたいと思います。

町民課長（生田敬二君） 新型コロナウイルスワクチンの接種に関しまして、現状といたしましては現在優先して75歳以上の高齢者の接種ということで行っております。そのあと70～74歳の方、また65～69歳の方と年齢層ごとに段階を追って接種券を発送しまして予約の受け付けを行っているということでございます。5月18日から実際の接種を始めております。集団会場での接種ということで、計画的に年齢ごとに接種を実施していきたいというふうに思っています。今後の予定としましては大体7月末をめどに65歳以上の高齢者の方の接種を終えまして、その後65歳未満の方への一般接種に移行しまして10月末頃までには接種を全住民の方終了したいというところで考えております。付け加えさせていただきますけれども国のほうとしましては、ファイザー社のワクチン対象年齢を12歳まで引き下げるといふことになっておまして、その具体的な計画というのはできてございませんので、スケジュールにつきましてはあくまで現時点での予定ということで御承知をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

6番（大塚英博君） ワクチン接種においては、地方自治体の中でも非常に開きが出てきております。遅れているところもあれば進んでいるところもある。このところは私は市町村長の要するにトップの判断に非常に委ねている部分があるのではなかろうかと思えます。小国町は北里柴三郎の生誕の地でもあります。いろんな面において注目されている部分でございます。そういう中で何で小国はこんなに早いのかと。小国は特殊なやり方をとっているのかと。ああそうだね、北里柴三郎の所だもんねと。私はそれは本当だと思うのですよ。これは本当に町長にお願いしたいのがこのスピードアップをしていただきたい。国も職場接種においてもいろんな協力体制を整えてきております。このワクチン接種は、根本から日本の経済というものを底上げする一つの起爆剤にもなるし、そして、今までコロナ戦争と言いますけれども人命とそして財産とそして全ての社会構造を変えるというぐらいの大きな戦いでございますので、この戦いに勝つためにはそれなりの防備というのも必要かと思えます。そういう中でこれは本当に小国町が観光であるいろいろな地域の中からとって小国町は安全だと。非常に早い段階で接種が終わっていると。私はそういうふうな町にやっぱり底上げのところで一丸となってしていただきたいなと思っておりますので、もう1回その点を含めて答弁をお願いします。

町長（渡邊誠次君） はい、お答えをさせていただきます。

ワクチンについてはこのコロナウイルスの感染拡大の防止そして重症化の防止この2つが大きく要素として取り上げられます。そのために、ワクチン接種をできるだけたくさんの方に早くというお気持ちも分かりますが、やはり一番大事なところはそのワクチン接種を安全に確実にスピ

ーディーに打っていくことが非常に大事であろうというふうに思います。私も当初からこのワクチンの接種受付前からももちろん一番は町民課中心でありますけれども公立病院の先生たちそれからスタッフ含めたチームといいますか南小国も一緒になって接種体制を進めてまいりました。その中でも一番重要な要素は大きな点が1点あって、コロナのワクチンがこちらにあるかどうかというところが大前提にあります。ですので、そのコロナのワクチンの需要と供給のバランスですけど、供給量に合わせてできるだけスピーディーにさせていただきたいというところが一番の今目標でございます。もちろんワクチンの廃棄等々がないように計画性を持つことも大事でありますけれども、まずは国からの供給分が予定は予定ですが確実に入ってきてからでしか県内でも問題があったりもしましたので、町といたしましてはもちろんできるだけスピーディーな要素は持ち合わせようとは思っておりますけれども確実に皆様方に接種できる体制づくり、それをしっかり整えてからのお話だというふうに思っているところです。ワクチン切り札というふうに議員もおっしゃっていますけれども国もそういうふうに捉えているようですし、県も来週の月曜日に県知事が改めて発表されますけれども新たな集団接種の情報を熊本県も出されるというふうに私も情報を聞いております。この場では県が発表する前ですので控えさせていただきますけれども、熊本県も国も町も一丸となって接種体制に向けて着実にできるだけ早く接種体制進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

6番（大塚英博君） よく分かりました。全員に接種ができるように頑張っていたいただきたいと思います。ちなみに私も接種の申込み券が来ましたので心としては非常に安心感がございます。そういうふうな面においてコロナワクチンの接種というのは非常に人に安心感を与えるものでございますので、その点においてよろしく願いいたします。

それでは、2つ目の質問でございます。町民センターとか公共場所での分煙施設の整備について質問をしてまいりたいと思います。特に小国町のたばこ税につきまして触れたいと思います。令和元年度のたばこ税の納付額というのは、県全体で大体140億円ぐらい、市町村で120億円、県単位では20億円ということでございます。そして一番大きいところが熊本市の50億円。阿蘇市が1億9千万円ぐらい。そして菊陽に大津町が大体3億8千万円。ちなみに菊池は3億4千万円ぐらい。小国町はおかげさまで4千600万円。南小国町が大体3千万円ぐらい。これも年々は減少しております。たばこ税の使用につきましては皆さん御存知のようにたばこを吸った方が払っている税金でございまして、そういう中でいきますと喫煙整備というものは非常に大事な効力を持っているのかなど。前も1回一般質問で話したことがございますけれども、外からの観光客そしていろんな方々が公共施設にきたときにたばこを吸う場所がない。どこに行ってもたばこを吸っていいか分からない。敷地外禁煙のところもございますけれども、小国町においては敷地外禁煙はございません。しかし、この庁舎の周りにおいてもたばこを吸う人というのに対して

は非常にやっぱり身が狭くなるような感じでたばこを吸っておられるのがよく見受けられます。今の税金のお話ではございませんけれども、そういう中でやっぱり吸う人と吸わない人が共存できる社会の実現というもの、これがやっぱり大事なことではなかろうかと思えます。ちなみに私はたばこは吸いません。たばこ吸う人の横にいれば本当に嫌な気持ちもあります。しかし、昔は本当にそういうふうな時代であったのです。しかし今の受動喫煙防止法とか未成年者喫煙禁止法、健康増進法、そういう中でたばこというのは悪であるというレッテルの中で狭められた部分がございますけれども、これは財務省にとってみれば大きな財源であるし、たばこ税は揮発油税と酒税と一緒に交際税の中では大きなウエイトを占めている部分でございます。そういうのを考えますとやっぱり地域、町というものが税収というものに対してこれから上げていかなきゃいけないけれども上げられない部分の要素かもしれないけれども、しかしそのところは十分考えながらたばこを吸う人に優しい分煙をした町、特に施設がきちっと整った町、やっぱりトイレもそうなのですけれどもたばこを吸う施設がきれいであればそういう中できた人たちも喜ぶのではなかろうかと思えます。そういう中で分煙施設の整備についてどのようなお考えを、またどういふふうに取り組みこれは1つの要望でございますけれどもお考えをよろしくお願ひいたします。

町長（渡邊誠次君） 御質問にお答えをしたいと思います。公共の設備ではなくて私的な事業所のお考えというところでもありますので端的なところでお答えをさせていただきますと受動喫煙法、それから健康増進というところの法整備の中でやらなければならないところは非常に大きいかと思えますが、このやらなければならないところも事業所にウエイトが大きくあると思っています。たばこ税を上げるという仕組みもなかなか町のほうで推進をするといった方法も難しいというふうには思いますので、私といたしましては先ほど江藤議員にお答えをしたとおりトイレの事業でもそうでございますが、やはり小規模事業者の持続化補助金とか事業再構築もそうですが低感染リスク型ビジネス枠の持続化補助金等々お使いになられてまずはやっぱり事業所それぞれの魅力づくりのためにもお作りになられたほうがいいのではないかなというふうに思っております。やはりたばこの分煙というところでもありますので空気清浄また対流の装置としても非常に有効なところもあるというふう聞いておりますし、もう空気清浄機と一緒にようなかたちでお部屋の中に取り付けるところもありますし分煙で取付けるところもあります。事業所それぞれで魅力づくりをされるときに、たばこというものをどのように考えられておられるかというところも非常に大きなところではありますけれども使える補助金はかなりたくさんあるというふうに思います。町としてその部分にお金をちょっと投入するというのは、今のところは考えていないところでありますけれどもこういった補助金等々を商工会を通じて広く周知をさせていただいて、議員がお考えのように分煙等々を進めるに当たってはまた周知等々も進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

6番（大塚英博君） 質問に食い違いがあったみたいで、私が言わんとすることは公共施設とか公共の場所における分煙施設の整備ということを私は言ったはずでございます。ということは、この町民センターと庁舎の間とか特に公共的に集まる場所においてのそういう分煙施設の整備ということを私が申し上げておきました。そして、先ほど言われました事業所ごとの分煙というのはそれぞれ自ずとそこの事業所が考えて取り組む問題でございますので補助金とかそういうものに対してはやっぱりそういうものを使いながら進めていくと思います。私は最初に言ったように要するに公共の場所での分煙設備の推進ということについて質問をしたのでございますけれども。

町長（渡邊誠次君） 分煙について公共の部分。小国町の役場の庁舎においてまた町民センターにおいては昨年小田総務課長の時代ですが課長が一番に指示をされて場所をつくられて分煙をさせていただきました。そのかたちから少しずつかたちを変えておりますけれどもやはりみんなでたばこを吸われて1か所で、もちろん分煙はできておりますけれどもコミュニティを図るところでも非常に私は悪いとは思っておりません。ただ周りに迷惑がかからないようにという配慮をしてもらっているというかさせてもらっておりますので、やはりきちっとちょっと遠くの部分で庁舎内といいますかちょっと外側の部分で作らせていただいておりますけども、そこにまた新たに今のところたばこを吸う人たちは限られております。ほとんど役場の職員若しくはその関係者でございますので、今の現時点では少し我慢をしていただくような工面で私としてはお願いしたいというふうに思います。

以上です。

6番（大塚英博君） よく分かりました。

それでは、3つ目の質問に移らせていただきます。予算上の歳出の部分についての委託料という部分でございます。この委託料という中には固定的な点検とか保守であったり清掃であったりそういうふうな固定的な維持管理的な委託料と流動的な委託料というものに分かれるような気がいたします。流動的な委託料と申しますのは単年度で施工が終わる部分とか何年度で終わっていくという一つの事業において終了した時点において委託料というものが消滅するやつ。私はこの固定的な委託料ではなくてこの流動的な委託料の中で、この今の時点においてのコロナ感染においていろいろな事業というものができなかった、そういう影響を受けたというものがあればまずお答え願いたいと思います。

町民課長（生田敬二君） コロナウイルスの感染状況によって緊急事態宣言等の発出によりましてやむなく中止延期等をした事業、町民課関連の事業も多くございます。介護事業としての元気が出る学校であるとか元気クラブまた集いの場についてはなかなか開催ができなかったという事情があります。またリーダーの養成講座とかかなりあっております。これらの事業に関しましては国のほうからは高齢者の生活が不活発な状態が続くことに懸念をされておまして、心身への機能が低下すること感染のリスクには十分留意しつつ健康の維持に向けた取組みが重要であるとい

うことで工夫をしてそれを解消していきなさいというようなところの指示、指導があつております。介護予防、見守り等については積極的に取り組もうというようなところでございます。本町におきましてはそういった中で集合しての現地の開催ができないようなものにつきましては、一定期間長期化するようなときには代替の支援策ということで訪問指導であるとか電話の支援等に切替えて開催をしたという経緯がございます。

町民課は以上でございます。

6番（大塚英博君） やっぱり委託料においてもコロナの関係で非常に影響を受けているなというふうなことがあります。先ほど言いましたように固定費的な委託料と流動的な委託料という中でこれから先はいろんな事業をそういう外部に発注する場合というのが非常に多くなるのかと思います。そういう中でこれは固定的な委託料のようにならないような、そしてまたそれがいろんな面においてメリットがあるような委託料。私はこのところはもう一度課ごとに課によつての委託料というものに対してもう一度やっぱり目を通していただきたいなど。省けるものは省く。そして、本来ならば事業主体がやるべきところを外部に発注していくという部分が最初の基本でございましたのでそういう面においてはそういうものもやっぱりこういうのは検討してもいいなというものも出てくるかと思しますので、是非お願いをしてもらいたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 先ほど町民課でお答えしましたけれども委託料についてはたくさんの課にまたがって全体的にございます。小国町の中で全部消化できれば委託料というものも発生しにくいかもしれませんが、やはり委託料というものは町でできないものもちろん町が発注して効率をよくするための委託料もございます。考え方は非常に幅広いところはありますけれども、当然議員がおっしゃられるように効果的に使えるように。また、単年度の考え方の委託料もありますがそれが通年を通してのちのちずっと携わるといふそういう事業もたくさんございます。ですので、委託料上げさせていただいて議会で承認をしていただいておりますのでもちろん精査できるところはしていかなければならないと思いますけれども、まずはきちっと予算を消化していくことも大事ではなからうかなというふうに思っているところです。

以上でございます。

6番（大塚英博君） これで3つの質問を全て終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。1時40分から行います。

（午後1時27分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時37分）

議長（松崎俊一君） 8番、松本明雄議員、登壇をお願いします。

8番（松本明雄君） はい、8番です。

今回は最後になりました。いろんな議員の方がいろんなテーマを持って話されました。皆さん

本当に町に対する気持ちが表れたのだと思います。我々も議員としての立場でいろんな所でいろんな発言をしております。それによっていろんな方がいろんなことを言われると思いますがこれもやっぱり町民のことを思いながら発言していると思いますのでそういうところで聞いていただきたいと思います。コロナが始まり去年は豪雨災害があり小国町も非常に大変な出費多難な時期でした。今年度もまだ災害の工事に対する出費が相当な金額を背負っております。同僚議員からも町の借金についての話もありましたけれど、やはり我々もその気持ちはあります。ですからいかに今後災害がなくてスムーズに返せることを願っていきたくております。一つ、3月の終わりですかね、国道で大分県側の大山のひびきトンネルが開通しました。あれは僕が議員になって一番最初に質問させていただきました。その当時は答弁で4年では完成するだろうという答弁でしたがやはり公共工事はトンネルとか橋があればそれだけ時間が掛かります。町も町道いろいろやるとは思いますけれども時間のかかることはしょうがありません。長い目で見ていただきたいと思います。それでは私に与えられた時間内に今から質問をさせていただきたいと思います。去年、今年まだコロナで相当な打撃を受けておりますが、ふるさと納税についてお聞きしたいと思います。本当であれば3月に質問するはずだったのですけれど、その時に話していたら課長も変わるだろうから次の課長に引き継ぐから6月にしてくださいということでしたので今からやらせていただきたいと思います。それは冗談として3月にいろんな数字が出てきますのでそれを見たところで話させていただきたいと思います。今回からは審議員の方も入っておりますので発言は絶対に課長がすると思いますが、補足のほうは審議員の方はなるべくしないようにしていただきたいと思います。

それでは、ふるさと納税について聞きます。去年ふるさと納税については南小国のSMO南小国のほうにお願いされて数字を少し伸ばされております。僕もこれ6年前だったですかね。ふるさと納税についても質問させていただきました。そのときが約6千万円ないかあるかぐらいだったと思えます。今までは各市町村が争ってふるさと納税で財源を蓄えております。コロナでコロナ予算が付くのはありがたいのですが、やっぱりひもつきですので使える場所が決まっております。ですがふるさと納税で入るお金については、ひもがついておりませんので何でも使えます。そういう観点から小国町もSMO南小国にお願いしているのはいいのですが、数字の件を先に政策課長のほうから発表していただきたいと思います。

政策課長（石原誠慈君） はい。それでは私のほうからふるさと納税の今の現状ということで昨年度の実績について御説明をさせていただきます。まず、昨年度ふるさと納税の件数でございます。件数が7千162件ございました。寄附額としましては2億2千55万1千808円でございます。この寄附額の中には個人で高額な寄附を行った方あるいは昨年7月豪雨が災害支援寄附という気風も含まれております。次に災害支援寄附を除く寄附額の割合といたしましては、75%の方が1万円の寄附を行っていただいております。続いて、寄附者の地域別の割合でございます。約

45%約半数ですが東京付近の関東の方、続いて約20%が大阪付近関西の方、次に15%これが九州内の方、その他となっております。続いてこの寄附金に対して御礼の品としてお送りします返礼品につきまして最も注文が多かったのが、牛肉、馬刺し、豚肉、ハンバーグなどの肉類でございました。全体の56%に当たる3千707件の申込みがっております。続いてジャージー牛乳の乳製品を中心とした菓子、デザート類の1千989件。続いて干しイモや干しシイタケの加工食品。続いて小国杉で作られた木工製品。その他、酒類、旅館の宿泊券、野菜と続いております。寄附額の割合や寄附者の地域別割合、返礼品の人気ランキングなどはほとんどの自治体で同じようになっております。今後の寄附額の増加を目指す上で必要なのは都市部へのPRや肉類の返礼品の充実を進めていくべきと思っております。返礼品については小国町内の特産物を集めて約140種目をそろえております。今年度も品数を増やしていく計画でございます。特に旅館の宿泊券などの旅行商品については寄附単価が高額で町内への波及効果が大きいことからコロナ禍からの回復後に向けてメニューをそろえていきたいと考えております。その他今年度の取り組みとしましては、寄附を申し込む際に利用するポータルサイトの増加を計画しております。現在は四つございまして、ふるさとチョイス、さとふる、ふるなび、楽天ふるさと納税この四つでございますが、今後百貨店系の高島屋それと航空会社全日空ANAが行うふるさと納税ポータルサイトを導入予定でございます。

以上でございます。

8番（松本明雄君） 今数字とかいろんな方法とか全部政策課長が言われたとおりでと思います。私も南小国のSMO南小国に行ってそこは打合せしてまいりました。うち独自でやっていただきたいという気持ちはあるのですけれど政策課でやるのはちょっと厳しい部分もありますので、南小国もこうやってSMO南小国を作って販売のほうをしております。特に南小国との金額が違い過ぎると思うのです。南小国はもう去年だけで約10億円近くあったと思います。同じ品物を送っているのにたった4キロしか変わらないのに何で10億と1億しかないのか。こういうところがもうちょっと役場の中の政策課でやるのはちょっと厳しい部分もありますから今後町長も考えられると思います。SMO南小国に今委託料としていくら払っているのか、その辺も説明していただきたいと思います。

政策課審議員（田邊国昭君） SMO南小国の委託について説明したいと思います。SMO南小国に寄附額の5%の額を支払っております。昨年令和2年度に516万8千300円支払いを行っております。

8番（松本明雄君） 500万円払っても構いません。それが10倍になろうが構わないのですけれど、やっぱりふるさと納税で稼ぐ方法を町長も考えていただきたいと思います。本当に役場内でするのは厳しいと思うのですけれど、SMO南小国の担当の職員の方と話して非常に説明は上手だし意欲もあるし前向きだし僕が行って一生懸命話を聞く。大体人の話は余り聞かないのです

が、非常に面白い話だったので話がどんどんどんどん前のめりになって聞いてまいりました。ですからやっぱり扱う品物は一緒なのです。ですから小国町がもうちょっと売れる方法。地場産業を育てるのは構わないと思うのですが、これはもう町長のお考えです。ですからうちの支出する返礼品としてはやっぱり地場産業のものを。南小国は非常に肉の赤牛が多いです。馬刺しなども多いです。南小国なんかは業者の方がいないので熊本市内の業者に頼んでそちらから配送とは思っております。ですがやはり10億もいただければ残る金額も多いです。ですから去年みたいにコロナがあったりとか災害があったときに南小国は牛に対する補助金、ウンカが出た田んぼに対する補助金、小国とは違う金額を出すので我々も非常に困ります。出す前にはちょっと南小国の高橋町長のところにもお願いに行ったのですが、向こうは何しろお金を持っているので自由に使えるのでそういうところに出しているみたいです。ですからやっぱりそういうコロナとか来年まで続くかどうかわかりません。また次のウイルスが出るかもしれませんので、ふるさと納税はもう少し民間の力を借りてでも南小国並みの10億は上げていただきたいという気持ちでおります。3月までで熊本県でも多いランキングのところは人吉とか八代とかそういうところは災害に見舞われた所で災害見舞金としていただいて返礼品なし。小国町も数字的には少しいただいていると思います。ですがこれを見ると御船なんかはサントリーを持っております。サントリーのところの返礼品で非常に御船も数字を上げておりますので、うちには企業はないからというところではありますが返礼品の数を増やししながら地場産業とも兼ね合いをつけながら地場産業でないところであれば小国のPR雑誌を入れていただくとか宣伝広告を入れていただくとかそういう話もできるのではないかと考えております。ですがやはりもう国から来るお金もほとんど決まった状態ですので公共団体が稼げるのはもうこのふるさと納税しかありません。これも時限立法ですので東京あたりが苦しくなればやめる可能性もあります。ですから今後町長も商売をして分かるとは思いますが、いかに金を稼げるかということをや場内で無理なら会社をつくっていただくとか違う団体に持って行っていただくとか、今のところSMO南小国がありますからこれを利用してもう少し数字を伸ばしていただく方法を考えていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

町長（渡邊誠次君） ふるさと納税に関しましてはこれまでも他の議員からも御質問がございました。小国町は北里町長の時から一貫して地場産業を育てるといった方針できております。ですが、必要に応じてといいますかニーズに応じて県産品も取扱いをしていく必要もあるのではないかなというふうに考えております。ただ、松本議員おっしゃられるように役場内でこれを全部活用していくという非常に難しいというところで、まずはSMO南小国にお願いをするという方針を去年から実施をさせてもらっています。その要因もあって少しふるさと納税伸びておりますが、やっぱり私が考えるのは小国町でまずは県産品を取り扱うことというところと、県産品を取り扱うというところであれば競合する事業所が増えるというところもありますので、そこをし

っかりと協議の中に加えながら考えてまいりたいなというふうに思っております。議員おっしゃられるようにまずは自分たちの自己財源をそろえるというところは非常に大切なところであります。その使い道はまたそれぞれの自治体で考えられるところではあるというふうには思いますけれども、ふるさと納税に関しましては私も最終的には町の中でというよりも外側の部分、民間のほうで取扱いができる体制づくりを整えてまいりたいというふうに思っているところです。

以上です。

8番（松本明雄君） はい、町長の意見も分かりました。それでこのふるさと納税で肉が売れているような状態なのですけれども、これを見たときに切り落としの肉が結構売れているのです。切り落としをなぜ買うかというやっぱり量が買えると。今年は巣ごもりで皆さんが家庭にいる時間が長かったから、それで結構多かったのではないかと判断をされているみたいですが、肉の値段もどんどんどんどん大変らしくて、もういろんなところで競争されております。ですが赤牛が非常に人気があって伸びております。このあたりも町長が政策課に任せるのではなくてSMO南小国と相談しながらやっていただきたいと思います。そして1つの例はこの前から米の話が出ていました。高森もふるさと納税伸ばしております。話を聞いたところによると去年はウンカが発生しましたので等級の低い米が大分あったみたいですが、それでその量を多くしてふるさと納税で出したら結構高森は米が出ているとそういう話も聞いておりますので農業関係の方の米、特に米なんかをそうやって売ることがあれば高く売るのでなくてやっぱり安く売る方法も考えながら農家の方の所得も考えていただくと助かると思いますので、町長がまたSMO南小国の方と話しながら尻をたたいていただいて小国町の数字を伸ばしていただくことを期待しております。

町長（渡邊誠次君） はい。もう商品の種類においては私もできるだけたくさんの商品を揃えてお客様といいますかふるさと納税を利用される方のニーズにまずはお応えしていくような、魅力がある商品を作っていくことがまず第1な部分があります。ただやっぱり競合するところが非常にふるさと納税に関してはもう全自治体との競争でございますのでその部分ではなかなか難しいところでもありますけれども何らか突破口を見出していきながら、最終的にはやっぱり自らで運営できるような方針をとっていかないと非常に難しいというふうに思いますので、徐々にシフトをそちらのほうに切替えていながらふるさと納税に関しては伸ばしていきたいというふうに思っております。

以上です。

8番（松本明雄君） 町長の御意向を聞きましたので、来年度の数字を期待しながらお待ちしたいと思います。

次の話に入る前に、同僚議員からもワクチンの件について僕も前の会の時にコロナワクチンについて質問させていただきました。厚労省からの接種の打ち方についてマニュアルがきてその通りされたのはいいのですけれども、やはり高年齢の方がインターネットで取るとかそういうことは

非常に難しいのでいろいろ子供さんがいる家庭なんかはいいのですけれど、年寄り家庭はなかなかできなかったのではないかと思います。だんだん年齢が下がっていきますのでその辺のほうはクリアできると思うのですけれども、コロナのワクチンの打ち方です。これはテレビなんかですっと出ているとトヨタ方式とかいろんな方式があります。打ち方については非常に厚労省も苦労していると思いますので、早くするためにはどうしたらいいかということ考えた自治体もあって同僚議員ともちょっと話が出ていたのですけれども、高齢者を動かすのではなくお医者さんのほうが動いていくとそれだけ時間が短縮できるのではないかとそういう話もメディアのほうから流れております。そういう時間短縮になることに関しては厚労省のホームページに確か載せるという発言をしていましたので、そういうのを見ながらいいものは取り入れていただけてなるべくそこで30分も1時間もかかるのではなく、すんなり打てるような方式もとっていただきたいと思います。小国町は大体が集団検診を毎年やっております。集団検診みたいにやる市町村もあつたと聞いております。ですから今度は一番最初ですのでこういうことは絶対あつてはなりません。資料を残していただいて、スムーズにワクチン接種ができるようお願いしたいと思いません。

それでは町民課のほうに介護保険料についてと介護保険について質問させていただきます。こういう資料を2、3日前にいただきました。僕が一般質問するからくれたのではないと思うのですけれども、まだできてほかほかで熱いです。この中から勉強させていただきました。僕の思いとこれに書いてある件、非常によくできていると思います。これは全部町民の方に配らないと課長が言っていましたので、その辺の説明をしていただきたいと思います。なぜ今度は介護保険の質問をしようかと思ったかは、この8期になって今度は料金が下がります。200円下がります。それでも相当な努力をされたと思います。福祉課だけではなくいろんな団体の方々がいらっやって病院からそうだと思いますけれど、上げるのはもう当たり前だと思っていました。そうしたら200円下げる。これも非常に画期的なことだと思っておりますので、どういう方法でこういうことをやれたのか算出方法からされた団体からちょっと説明していただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） はい。先ほどコロナワクチンのお話をされましたので同僚議員にもお答えしましたけれども改めてお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども。まずは公立病院の先生とワクチンの接種に関しては相当何回も、1か月に1回は必ず病院側から実は小国町のほうからもうちょっと早く出来ないかというところですとお話をさせていただいておりました。でもやはり一番難しいのは一番早いのは先生たちはどんどん打てます。正直言いますけれども、どんどん打てます。ただしやっぱり事故があるといけないというところ。もう1つこれですね、ワクチンを分けないといけないのです。この作業が非常に大変でこれを間違えるとロスにつながる。また、これまでもありましたけれども希釈し過ぎるとか希釈していない。いろいろな方法でなかなかその人員をそろえるのが難しい。それから、打つのは多分1人15秒ぐらいでいける。正直そ

うおっしやっていました。ただ、待機をするのに15分かかる。この15分を保健師また看護師含めたところで必ず見る方がいらっしゃいます。同時に公立病院も開けておかないといけないという状況等々踏まえて土日もちろんこれから接種ありますがいろいろな方法を考えさせていただいて、今のところ最良の方法でワクチン接種を行っているというふうに私は思っておりますし、もう1つ大事なところはコロナワクチンの供給量。これを無視してもちろん接種券を出したりするのは当てずっぽうと言うと悪いですけど、供給量がきてないのに予測してするというのもできなくはないのですがやはりしっかり確保してからしか接種券は出たくないというふうに思っております。その部分も含めて小国町きちっと協議をさせていただきながらできるだけ最良な方法というところで、今のところ選ばさせていただいて今の状況にあるというふうに思っております。あとは、町民課長のほうからお答えをいたします。

町民課長（生田敬二君） 介護保険事業の運営についてということでございます。保険料につきましては3年ごとの計画、介護保険事業計画によって定められてくるわけですが、保険料の算出につきましては過去のサービス給付量を参考にして今後3年間の見込みを出します。そちらのほうで数字で申しますと計画のほうにもありますけれども、この3年間で33億2千万円ほどの事業量があるということです。そのうちに保険料としては法定で23%がそのうちの保険料ということになっていますので、それで逆算するかたちで出したものが今回の月額で言えば6千600円、年額で7万9千200円ということで、議員がおっしゃられるように今回は200円ほど下がるかたちとなっております。これにつきましてはどういったかたちで取り組んだかということでなかなか効果というのが効果が図れない部分があるのですけれども、町のほうとしては健康寿命と言われる年齢を伸ばしていくということ、高齢者の方が住みなれた地域で健康を保持しながら自立した在宅生活を支える仕組みをつくっていく、ということが目的と言えるかと思っております。その中で町としてはなかなか事業効果を図ることは難しいかと思うのですけれども、昨年度からは高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施ということで町民課の中で言えば健康支援係と地域包括センターあたりの組織が一緒になって、また庁舎外からも医療機関また薬剤師会等の協力もいただきながら総合的なかたちで疾病予防、重症化予防のための保健事業と生活機能の改善ということで介護予防事業に取り組んでいるところでございます。また、こういった取組みというのはもう町、行政だけではなくて医療、福祉、介護のあんしんネットワークというのがあります。そちらのほうはいろんな団体の方が多職種によるメンバー構成となっていて、例えば1つは認知症カフェのひとよこいというのが公立病院の調剤薬局の横にありますけれども、そういった活動とか少し前も住民の方と一緒にオンラインのセミナーも実施したということで様々な取組みをされております。そういった方々とも一緒になって健全な介護運営に取り組んでいるというところでございます。

8番（松本明雄君） やはり福祉課と色々な団体の方々が民生委員の方々もそうですけれども健

康年齢を上げるやはり病院にかからない誰しもそう思います。かからずに要介護なんかにもならないようにしたいという気持ちはあると思うのですけれどなかなかこれは考え通りにいくものではありません。ですからやはり予防していくことが運動していただくとかいろんなことを考えて元気クラブもそうですけれどもいろんなかたちでやっていることが対策を講じていると思います。今、認知症カフェの問題もありましたがこの頃のテレビでアルツハイマーこれはアメリカの会社とエーザイが共同で開発した薬であります、日本にはこの薬を待っていた方が100万人いらっしゃると言っています。この薬ができ、使えるようになるとまだ認知症のほうの進まない方も減るのではなかろうかと思っております。いかに健康老人の方、健康年齢を上げていくかそういうことを今後も町民課の方には頑張っていたいただきたいと思っております。我々も気を付けながら年寄りの方々を見ていますが健康なお年寄りの方が多いです。老人の方に負けないように我々も頑張っていきたいと思っております。今後団塊の世代とかいろんな方の話も出てきておりますが、今後見通しとしてはこの8期が終われば9期、10期、2050年には介護保険料が何千円か上がるというような話も聞いておりますが先の話聞くのもなんですけれども、今後どういうふうに小国町としては推移していくのか、答えられる数字でいいですから教えていただきたいと思っております。

町民課長（生田敬二君） はい。今後の見通しということで大変難しいことかとは思いますが、大きく左右してきますのがやっぱり高齢者の方の人口の推移と、また全体の人口の中での構成ということになるかと思っております。高齢者の人口につきましては平成30年をピークこの時が2千880人ほどでしたけれども、これをピークにして下がってくるという予測をしております。どちらにしてもそれ以上に全体の人口が減ってきますものですから高齢化率というのは非常に高くなりまして、平成30年が42%弱の高齢化率が令和10年には44%近くになるということを見込んでおります。ここ10年間ほどは要介護、要支援者の方の推移というのが現在の認定者数大体570人程度ですけれども要支援者、要介護者です。その数字は大きく変化はなく横ばいになってくるだろうというふうに思っております。ただし65歳以上の高齢者数自体は少しずつ少なくなってくるのですけれども、その中で75歳以上が占める割合というのが10年後ぐらいから徐々に高くなっていくという推計がございます。現在65歳の方が75歳になる頃の10年後頃ということになります。75歳を境にして認定のリスクが非常に高くなっていくということが言われていますので、その頃が認定者数また認定率についても上昇傾向となる見込みを持っております。加えまして全体の人口は減少して高齢者の方を支える生産年齢人口というのが減ってまいりますので、加速するかたちでそちらも厳しくなってくるということでございます。介護保険事業につきましても今の介護保険制度の枠組みの中で考えますと今後はちょっとさらに厳しいものになってくるという認識をしております。具体的に先ほども申し上げましたけれども3年ごとの計画でその時々その折の推計供給額の見込みに合わせて介護保険料も算定をされてまいります。今回8期については少し減額となりましたけれども今後に向けましてはちょっと楽観はで

きない、かなり10数年後から上がってくるということで考えております。

以上です。

8番（松本明雄君） 今、町民課長が言われたとおりもうあとは皆さんで努力しながらやっていかないとしょうがないかなと。なるべく金額を上げないようにするには、皆さん健康でやっていただきたいと思います。この会議始まる前にこれをいただいて町民課長ともちょっとお話ししたのですけれども、ここに認知症のアンケートを取った資料が出ていました。それで見たときにまだまだ分析のほうは町民課長してないからちょっと分からないと言っていたのですけれども、これを見ると宮原地区だけがバランスが非常にいいです。きれいな八角形になっております。ほかの地域はやはり突出した所が出ておりますので、今後またアンケートの資料を見ながら、この辺も町民課として何でもこういうきれいな丸になるのかということを考えていけば非常にいいことだと思っております。これをもちまして僕の三つの質問を終わらせていただきたいと思っております。

議長（松崎俊一君） 予定しておりました4人の一般質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終わります。

議長（松崎俊一君） ここで休憩を取らずに先に進めてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） それでは、先に進めさせていただきます。

日程第2、「議案第23号 小国町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第23号、小国町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第3、「議案第24号 小国町税特別措置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第24号、小国町税特別措置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第4、「議案第25号 災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第25号、災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第5、「議案第26号 小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」から日程第8、「議案第29号 小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」までは、関連がございますので一括して議題といたします。

これより討論に入ります。一括して討論をいただきたいと思います。討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、議案第26号、小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び議案第27号、小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに反対の立場から討論を行います。

この2つの議案は新型コロナ危機を踏まえ感染症や災害への対応強化が増える一方で、職員配置基準や運営基準の緩和が盛り込まれております。質疑を通じて明らかになったのは、これらの議案が昨今の介護現場の人手不足という現実基準を合わせるための条例改正にほかならないと

いうことであります。こうした基準緩和が実際の介護現場に反映されればサービス低下どころか介護労働者一人一人の負担が重くなることで、離職者を招き介護職を目指す人を減らし人手不足を一層深刻することにしかありません。質疑でも紹介しましたが条例改正の基となっている省令改正をめぐっては、日本介護協会の理事からは深夜帯の人員は薄くなると指摘が上がっているほか、認知症の人と家族の会の代表理事からは国の議論が余りにも性急過ぎる取消していただきたいとの訴えも上がっております。制度の持続可能性、質の高いケアマネジメントと言いながらこのような条例を制定することは、結局介護される側とする側双方の首を絞めることになり介護破壊にすらつながりかねないことを指摘して討論を終わります。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決においては、議案ごとに行いたいと思います。なお執行部におかれましては、最後にお立ちください。

議案第26号、小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第27号、小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第28号、小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 続きまして、議案第29号、小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第9、「議案第31号 令和3年度小国町一般会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第31号、令和3年度小国町一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第10、「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務常任委員長並びに文教厚生常任委員長並びに産業常任委員長並びに議会活性化特別委員長並びに人権啓発・男女共同参画特別委員長並びに災害対策特別委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務常任委員会の所管事務調査について」及び「文教厚生常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会活性化に係る検討について」及び「人権啓発・男女共同参画に係る検討について」及び「災害に関する諸問題の調査及び対策樹立について」及び「議会広報に関する件について」閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和3年第2回小国町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れまでした。

(午後2時25分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（5番）

署名議員（7番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

5 番 児 玉 智 博 君

7 番 西 田 直 美 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を6月9日から6月14日までの6日間とする。

1.	承認第 3 号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第1号：小国町税条例等の一部を改正する条例について） 令和3年6月 9日 承 認
1.	議案第23号	小国町税条例の一部を改正する条例について 令和3年6月11日 原案可決
1.	議案第24号	小国町税特別措置条例の一部を改正する条例について 令和3年6月11日 原案可決
1.	議案第25号	災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について 令和3年6月11日 原案可決
1.	議案第26号	小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 令和3年6月11日 原案可決
1.	議案第27号	小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 令和3年6月11日 原案可決
1.	議案第28号	小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について 令和3年6月11日 原案可決
1.	議案第29号	小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 令和3年6月11日 原案可決
1.	議案第30号	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について 令和3年6月 9日 原案可決
1.	議案第31号	令和3年度小国町一般会計補正予算（第1号）について 令和3年6月11日 原案可決
1.	議案第32号	公共工事請負契約の締結について（町道はげ湯線②道路改良工事） 令和3年6月 9日 原案可決
1.	議案第33号	公共工事請負契約の締結について（町道下滴水線道路改良工事） 令和3年6月 9日 原案可決
1.	同意第 2 号	小国町固定資産評価員の選任について 令和3年6月 9日 同 意
1.	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 令和3年6月 9日 適 任

1.	報告第 1 号	令和2年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について 令和3年6月 9日 報 告
1.	請願第 1 号	新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める請願について 令和3年6月 9日 不採択

《議案外》

令和3年6月9日

1. 常任委員の選任について
1. 議会運営委員の選任について
1. 議員派遣報告について

《諸般の報告》

1. 小国町外一ヶ町公立病院組合議会について
1. 阿蘇広域行政事務組合議会について

令和3年6月11日

1. 閉会中の継続審査の件
 - 議会運営委員会
 - 総務常任委員会
 - 文教厚生常任委員会
 - 産業常任委員会
 - 議会活性化特別委員会
 - 災害対策特別委員会
 - 人権啓発・男女共同参画特別委員会
 - 広報特別委員会

に付託

《行政報告》

令和3年6月9日

1. 東京五輪代表に小国高等学校出身の北里謙治さんが選手、穴井善博さんがコーチに選出されたことについて
1. 小国中学校体育大会の延期について
1. 第8期の小国町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画書の配付について

《一般質問》

(1日目)

1.	電子入札導入について	P 1～3
1.	災害について	P 3～6
1.	林間広場の利用について	P 6～9
1.	災害復旧及び防災について	P 10～22
1.	子育て支援について	P 22～24
1.	「都市再生特別措置法等の一部改正」を参考について	P 24～29
1.	普通財産の管理状況と今後について	P 29～31
1.	第2期小国町SDGs未来都市計画及び第6次小国町総合計画基本構想について	P 32～46

(2日目)

1.	手づくりの館、悠工房について	P 1～5
1.	災害対応について	P 5～7
1.	コロナ第4波で影響を受けている観光業への救済策及び支援策について	P 7～12
1.	人口減少社会における慢性的な住宅及び宅地不足について	P 12～16
1.	新型コロナウイルス感染症の影響と対策について	P 16～18
1.	たばこ税について	P 18～20
1.	委託料について	P 20～21
1.	ふるさと納税について	P 22～26
1.	コロナワクチン接種の早期取組みについて	P 25～26
1.	介護保険料について	P 26～29

小国町議会会議録
令和3年第2回定例会

令和3年6月発行

発行人 小国町議会議長 松崎 俊一
編集人 小国町議会事務局長 藤木 一也
作成 小国町役場議会事務局

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原 1567-1

電話 (0967) 46-2119